

富岡町地域防災計画

令和 6 年 3 月修正

富岡町防災会議

内容

第1編 総則	1
第1節 計画の目的及び方針	3
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	4
第3節 富岡町の概況と災害要因の変化	10
第4節 調査研究推進体制の充実	13
第5節 既往の災害と想定地震	13
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	28
第7節 住民等の責務	38
第2編 一般災害対策編	39
第1章 災害予防計画	41
第1節 防災組織の整備・充実	41
第2節 防災情報通信網の整備	45
第3節 気象等観測体制	47
第4節 水害・土砂災害・雪害予防対策	48
第5節 火災予防対策	54
第6節 建造物予防対策	56
第7節 電力、ガス施設災害予防対策	58
第8節 緊急輸送路等の指定	61
第9節 避難対策	63
第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	93
第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	95
第12節 航空消防防災体制の整備	99
第13節 防災教育	100
第14節 防災訓練	104
第15節 地域防災力の充実強化	107
第16節 要配慮者対策	111
第17節 ボランティアとの連携	120
第18節 文化財災害予防対策	122
第19節 危険物施設等災害予防対策	122
第2章 災害応急対策計画	124
第1節 応急活動体制	124
第2節 職員の動員配備	130
第3節 災害情報の収集伝達	133
第4節 通信の確保	138
第5節 相互応援協力	140

第6節 災害広報	143
第7節 水防計画	145
第8節 救助・救急.....	150
第9節 自衛隊災害派遣	151
第10節 避難.....	155
第11節 避難所の設置・運営	165
第12節 医療（助産）救護	170
第13節 緊急輸送対策	174
第14節 警備活動及び交通規制措置	176
第15節 防疫及び保健衛生	179
第16節 廃棄物処理対策.....	181
第17節 救援対策.....	185
第18節 被災地の応急対策	188
第19節 死者の搜索、遺体対策等	196
第20節 生活関連施設の応急対策	199
第21節 文教対策.....	203
第22節 要配慮者対策	206
第23節 ボランティアとの連携.....	209
第24節 危険物施設等災害応急対策	211
第25節 災害救助法の適用等	212
第26節 被災者等の生活再建等の支援.....	217
第27節 ヘリコプター等による災害応急対応.....	222
第3章 災害復旧計画.....	223
第1節 施設の復旧対策	223
第2節 被災地の生活安定.....	226
第4章 個別災害対策計画	230
第1節 海上災害対策計画.....	230
第2節 鉄道災害対策計画.....	236
第3節 道路災害対策計画.....	238
第4節 危険物等災害対策計画	243
第5節 大規模な火事災害対策計画	248
第6節 林野火災対策計画.....	253
第7節 航空災害対策計画.....	258
第3編 震災対策編	261
第1章 災害予防計画.....	263
第1節 防災組織の整備・充実	263
第2節 防災情報通信網の整備	264
第3節 市街地の防災対策.....	265
第4節 上下水道施設災害予防対策	269

第5節 電力、ガス施設災害予防対策	271
第6節 鉄道施設災害予防対策	271
第7節 電気通信施設等災害予防対策	272
第8節 道路、橋りょう等の災害予防対策	272
第9節 河川・海岸等災害予防対策	272
第10節 地盤災害等予防対策	273
第11節 津波災害予防対策	274
第12節 火災予防対策	280
第13節 積雪・寒冷対策	281
第14節 緊急輸送路等の指定	282
第15節 避難対策	283
第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	286
第17節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定及び罹災証 明書発行体制の整備	287
第18節 航空消防防災体制の整備	289
第19節 防災教育	290
第20節 防災訓練	292
第21節 地域防災力の充実強化	293
第22節 要配慮者対策	294
第23節 ボランティアとの連携	296
第24節 危険物施設等災害予防対策	297
第2章 災害応急対策計画	298
第1節 応急活動体制	298
第2節 動員配備体制	299
第3節 地震災害情報の収集伝達	300
第4節 通信の確保	304
第5節 相互応援協力	304
第6節 災害広報	305
第7節 津波災害対策	306
第8節 消火活動	310
第9節 救助・救急	312
第10節 自衛隊災害派遣	314
第11節 避難	315
第12節 避難所の設置・運営	317
第13節 医療（助産）救護	318
第14節 道路の確保（道路障害物除去等）	319
第15節 緊急輸送対策	320
第16節 警備活動及び交通規制措置	321
第17節 防疫及び保健衛生	322

第18節 廃棄物処理対策.....	323
第19節 救援対策.....	325
第20節 被災地の応急対策.....	326
第21節 死者の捜索、遺体の処理等.....	328
第22節 生活関連施設の応急対策.....	329
第23節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策.....	331
第24節 文教対策.....	335
第25節 要配慮者対策.....	336
第26節 ボランティアとの連携.....	337
第27節 危険物施設等災害応急対策.....	338
第28節 災害救助法の適用等.....	338
第29節 ヘリコプター等による災害応急対応.....	340
第3章 災害復旧計画.....	341
第1節 施設の復旧対策.....	341
第2節 被災地の生活安定.....	342
第4章 津波災害対策.....	345
第1節 津波災害対策の概要.....	345
第2節 津波災害予防計画.....	347
第3節 津波災害応急対策.....	351
第4節 津波災害復旧・復興.....	363
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震他対策推進計画.....	364
第1節 総則.....	364
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項.....	364
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	364
第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項.....	365
第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項.....	365
第6節 防災訓練に関する事項.....	366
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項.....	366
第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項.....	367
第4編 原子力災害対策編.....	369
第1章 総則.....	371
第1節 計画の目的.....	371
第2節 計画の性格.....	371
第3節 計画の対象とする原子力施設等.....	372
第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲.....	374
第5節 区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施.....	380
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	384
第7節 広域的な活動体制.....	389
第2章 原子力災害事前対策.....	390

第1節 基本方針	390
第2節 報告の徴収・立入検査	390
第3節 国との連携.....	391
第4節 情報の収集・連絡体制及び原子力発電所に関する資料等の整備.....	392
第5節 緊急事態応急体制の整備.....	396
第6節 町民等への的確な情報伝達体制の整備.....	400
第7節 避難収容活動体制の整備.....	401
第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等	405
第9節 緊急輸送活動体制の整備.....	406
第10節 消防活動及び緊急時医療体制等の整備	406
第11節 業務継続計画の策定	407
第12節 原子力防災等に関する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	408
第13節 防災業務関係者の人材育成	409
第14節 計画に基づく行動マニュアル等の整備	409
第15節 原子力防災に関する訓練.....	410
第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	411
第17節 特定事象未満の事象に対する体制の整備.....	411
第18節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	412
第19節 災害復旧への備え	412
第3章 緊急事態応急対策	413
第1節 基本方針	413
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	413
第3節 活動体制の確立	419
第4節 避難、屋内退避等の防護措置	426
第5節 犯罪の予防等社会秩序の維持	433
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等.....	433
第7節 原子力災害医療活動	434
第8節 緊急輸送活動.....	435
第9節 救助・救急、消火及び医療活動.....	436
第10節 住民等への的確な情報伝達活動	437
第11節 自発的支援の受入れ等.....	439
第12節 行政機関.....	440
第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	440
第4章 原子力災害中長期対策	441
第1節 基本方針	441
第2節 放射性物質による環境汚染への対処.....	441
第3節 緊急事態解除宣言後の対応	441
第4節 心身の健康相談体制の整備	442
第5節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成.....	442

第6節 被災者等の生活再建等の支援	443
第7節 適正な流通の促進.....	443
第8節 被災中小企業等に対する支援	443
第9節 災害対策本部の解散	444

第1編 総則

第1節 計画の目的及び方針

第1 計画の目的

この富岡町地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、富岡町防災会議（以下、「町防災会議」という。）が作成する計画であり、富岡町（以下、「町」という。）、福島県（以下、「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した福島県地域防災計画と整合を図るものである。

第3 計画の構成

この計画は、次の各編で構成する。

1 一般災害対策編

風水害（洪水害・土砂災害・風害等）、雪害及びその他災害（海上災害・鉄道災害・道路災害・危険物等災害・大規模な火事災害及び林野火災）の対策について定める。

2 震災対策編

震災及び津波災害対策について定める。

3 原子力災害対策編

原子力災害対策について定める。

4 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画

を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第7 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に対し、町も積極的に協力し事業の推進を図る。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念にもとづき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 計画の基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とするものとする。

1 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方針について定め、強力な防災事業の推進を図る。

2 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

3 地域住民の防災活動の推進

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、地域住民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災へ寄与するものとする。

また、町は、地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織及び地域住民による自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての防災機能が十分発揮されるよう努める。防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

4 防災業務施設、設備、資機材等の整備等

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備等を図る。

5 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の

感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。

6 災害対策基本法等の遵守

町はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

7 災害に強いまちの形成

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

また、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンス（回復力）を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

さらに、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限や、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるとともに、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するなど、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を講じるものとする。

8 ライフライン施設の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に被災時における生活の悪化等をもたらすことから、町、国、県及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働する際の廃熱を有効活用する中で、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。町はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

第3 活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化するため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。風水害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、水門の適切な管理等災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要であることから、風水害及び雪害については発災直前及び発災後、地震・津波については発災後における基本的な事項について活動目標を整理する。

【風水害】

活動区分	活動目標
直前対応	■災害直前活動 ・ 気象情報、警報等の伝達 ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	■被災者の生活の安定 ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキ等の撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
復興対応	■地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

【地震・津波】

発災後の時間経過	段階名	活動目標
直 後	即時対応期	■初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・ 広域的な応援活動の要請
1 日目～3 日目	緊急時対応期	■生命・安全の確保（72 時間以内の対応） ・ 専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・ 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4 日目～1 週間	応急対応期Ⅰ	■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1 週間～1 ヶ月	応急対応期Ⅱ	■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1 ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキ等の撤去 ・ 都市環境の回復 ・ 生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	■地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 都市復興計画の推進 ・ 都市機能の回復・強化

第3節 富岡町の概況と災害要因の変化

第1 町土の自然的条件

1 位置及び面積

本町は、福島県浜通り地方の中央に位置し、東は太平洋に、北は大熊町、西は川内村、南は檜葉町とそれぞれ境を接し、阿武隈山地と太平洋の間に広がり、東西 12.25km、南北 8.75km、総面積は 68.39 km²を有している。

各方位における町境等における経度、緯度等は次のとおりである。

富岡町の位置

方位	四方位における最端地	経緯度	隣接町村
東（E）	小良ヶ浜	東経141度 2分22秒	—
西（W）	上手岡	東経140度54分03秒	川内村
南（S）	上郡山	北緯 37度18分13秒	檜葉町
北（N）	上手岡	北緯 37度23分01秒	大熊町

2 地勢

本町は、西部に 500m 前後の阿武隈山地が走り、東部は 100m 以下の平坦地の二区分に明瞭に区分された地形となり、東は太平洋に面している。

河川は、西の川内村を源に町を二分して太平洋に注ぐ富岡川、南の檜葉町の境を東流する紅葉川が主な河川である。

3 地質

本町の地質は、西部の阿武隈山地が各種花崗岩、片麻岩、結晶片岩及び古生層等となり、東部の平坦地は、堆積層から形成され、山地と平坦地の境界は非常に明瞭で、この境界はほぼ南北に伸びて地質構造上重要な構造線をなし、これを双葉断層線あるいは岩沼～久ノ浜構造線と呼んでいる。

4 気象

本町の気候は太平洋側気候に分類され、年間を通じて温暖で、平均気温は 13.2℃、最高気温は 8 月で平均 27.7℃、最低気温は 1 月で平均マイナス 1.3℃となっている。

風は、平均風速が 1.5m/s で、夏季には南風、冬季には北西の風が殆どとなっているが、梅雨時期を中心に北東の風が吹いて濃霧により日照が妨げられることがある。

平均年間降水量は 1,568.8 mm となっている。夏季は、低気圧や台風等の影響により、雨量が多く、過去（平成 5 年 11 月 14 日）には 1 時間 63mm の降水が記録されている。これに対し、冬季は日本海の湿った空気が奥羽山脈や阿武隈山地に遮られるため、雨量は少なく乾燥した風が吹いてくる。

気象状況

	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm
統計期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
資料年数	30	30	30	30	30	28
1月	3.3	7.9	-1.3	1.9	189.9	55.8
2月	3.5	8.2	-1.2	1.9	183.2	48.0
3月	6.3	11.0	1.4	1.9	191.0	104.1
4月	10.9	15.6	6.1	1.9	192.4	125.7
5月	15.3	19.6	11.0	1.6	194.1	136.2
6月	18.6	22.3	15.3	1.3	151.6	161.1
7月	22.4	26.1	19.5	1.2	147.5	190.4
8月	24.0	27.7	21.1	1.2	175.0	164.2
9月	21.1	24.9	17.7	1.1	137.5	234.7
10月	16.0	20.3	11.9	1.1	144.8	225.6
11月	10.8	15.6	6.0	1.4	160.3	84.5
12月	5.9	10.7	1.0	1.7	174.7	47.4
全年	13.2	17.5	9.0	1.5	2041.7	1568.8

※観測地：降水量以外は広野（北緯 37 度 14.0 分/東経 141 度 00.0 分）
降水量のみ富岡（北緯 37 度 20.8 分/東経 141 度 01.0 分）

第2 本町の社会的条件

1 人口

東日本大震災前（平成 22 年度）、本町の国勢調査における人口は 16,001 人であった。
住民基本台帳による令和 6 年 1 月 1 日現在の人口及び町内居住者は、次のとおりである。

	町の住民登録	うち、町内居住者
世帯数	5,684 世帯	1,638 世帯
人 口	11,516 人	2,307 人

2 土地利用

平成 21 年における本町の土地利用について、山林が 3,940ha と町土面積の 57.6% を占め、次いで田畑の農用地 1,224ha（17.9%）、宅地 440ha（6.4%）の順となっており、森林、農用地などについては減少傾向、宅地は増加傾向にあるものの、ほとんど横ばいで推移していた。

3 交通

1) 道路

本町の道路網は、常磐自動車道が中央部を南北に貫いており、町の北部には常磐富岡イン

ターチェンジが設置されている。そして、常磐自動車道の東側には国道 6 号が、西側には主要地方道である県道 35 号いわき浪江線が南北に通過し、北部においてこれらの路線と交差する主要地方道である県道 36 号小野富岡線が東西に横断し、これらの路線が基本的なネットワークを形成している。

福島県地域防災計画（以下、「県地域防災計画」という。）では、常磐自動車道と国道 6 号、小野富岡線、関根小浜線、合同庁舎線を緊急輸送路に指定している。

2) 鉄道

本町には、東京都から仙台市を結ぶ東日本旅客鉄道（株）（以下、「JR 東日本」という。）常磐線が、国道 6 号とほぼ平行する形で通過しており、町内には、富岡駅と夜ノ森駅が設置されている。富岡駅は、東日本大震災の津波により被災し、復旧工事が進められ、平成 29 年 10 月に常磐線竜田駅～富岡駅間の運転が再開、さらに令和 2 年 3 月には全線で運転を再開した。

3) 港湾

仏浜には、富岡漁港が平成 5 年に開港し、平成 6 年からは福島県の管理となっている。東日本大震災の津波により被災し、令和元年 7 月に復旧工事が完了し、再開した。

第 3 本町における社会的災害要因の変化

東日本大震災の発生とそれに伴う東京電力（株）福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原子力発電所」という。なお、東京電力（株）は、平成 28 年 4 月のホールディングカンパニー制への移行にともない、現在、名称は「東京電力ホールディングス（株）」となっている。）の事故により、本町では、長期避難を強いられ、帰還にあたっては、次の考慮要件を充足することが「富岡町帰町計画」（平成 28 年 3 月）で定められた。帰還困難区域を除く居住制限区域及び避難指示解除準備区域に対する避難指示が解除された。帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域では、一部地域において令和 2 年 3 月 10 日に先行して避難指示が解除、その後令和 5 年 4 月 11 日に点及び線拠点以外の大部分が解除され、令和 5 年 11 月 30 日の点及び線拠点の解除をもち当該区域の避難指示は全て解除されたが、引き続きその他の帰還困難区域においては、避難指示が継続されている状況である。

【安全の確保】

町で生活する上での安全が確保されていること。

〈考慮要件 7 項目〉

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 1. 除染作業 | 5. 放射線影響への対応 |
| 2. 放射線量の推移 | 6. 原子力発電所の安全対策 |
| 3. 放射性物質に汚染された
廃棄物の管理・処分 | 7. 防災及び防犯・防火対策 |
| 4. 放射線モニタリングの実施 | |

【生活に必要な機能の回復】

帰還開始時までに、住民の生活に必要な公共インフラや生活関連サービスの機能が回復する、または、その見通しが立っていること。

〈考慮要件 14 項目〉

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. ライフライン | 8. 金融・郵便 |
| 2. 道路 | 9. 公益サービス |
| 3. 公共交通 | 10. 農業 |
| 4. 住宅 | 11. 産業 |
| 5. 商業 | 12. 教育環境 |
| 6. 介護・福祉 | 13. 郷土文化 |
| 7. 医療 | 14. スポーツ・レクリエーション |

第4節 調査研究推進体制の充実

第1 町による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等については、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

地震・津波については、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町により整備された詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第5節 既往の災害と想定地震

第1 既往の一般災害

1 一般災害履歴

- 1) 1961年（昭和36年）10月9・10日 大雨

9月末の収穫期に入ると長雨となって、10月9日の日中から降り出した雨は、夜半から

10 日にかけて強まり、雨量 200 mm を記録した。

2) 1962 年（昭和 37 年）2 月 1 日 火災

午前 3 時 40 分頃町立第一中学校から出た火の手は、折からの烈風にあおられてまたたく間に燃え広がり、木造平屋建ての校舎 8,118 m² を焼いて午前 5 時頃ようやく鎮火した。

3) 1964 年（昭和 39 年）早春 高波

富岡海岸に高波が押し寄せ、少なからぬ被害を出している。

4) 1964 年（昭和 39 年）9 月 22 日 大雨

雨量 228 mm という記録的なもので、富岡川を始め各河川があふれ堤防が決壊した。

5) 1967 年（昭和 42 年）1 月 27 日 山林火災

午前 11 時 30 分、大倉山南麓の赤木区有林から出た火は、たまたま異常乾燥下の強風で風速 15m/s の強風にあおられて、山林が燃え続けた。被害面積は 300a に及んだ。

6) 1970 年（昭和 45 年）7 月 18・19 日 大雨

7 月 18 日未明から 19 日にかけて断続的な大雨が降り、とりわけ双葉地方に多く、大小の河川が氾濫して堤防が決壊するなど甚大な被害を被った。

7) 1970 年（昭和 45 年）10 月 19・20 日 大雨

10 月 19・20 日の大雨は、総雨量 256 mm を記録した。

8) 1977 年（昭和 52 年）9 月 台風第 11 号

9 月の台風第 11 号は県下全域に大きな被害を与えて去ったが、中でも滝の沢のため池の堤防が決壊するなど甚大な被害を被った。

9) 1986 年（昭和 61 年）8 月 4・5 日 台風第 10 号から変わった低気圧

8 月 4・5 日の大雨は、総雨量 292.5 mm で、まさに記録的な大雨となって本町の農業施設などに甚大な被害を与えた。

10) 2019 年（令和 2 年）10 月 12 日 台風第 19 号

10 月 12 日は 232.5 mm という記録的な大雨となり、土砂崩れや倒木による多数の通行止め、農地への土砂流出などの被害を与えた。また、町内の広範囲で上水道の濁りが発生し、飲用制限がなされた。

11) 2023 年（令和 5 年）9 月 8 日・9 日 台風第 13 号及び線状降水帯

浜通りを中心に、9 月 8 日夜から 9 日朝にかけて断続的に激しい雨が降り、8 日夜には浜通りで線状降水帯が発生した。本町では、総雨量 133.5mm の大雨となり、多数の土砂崩れや道路崩落による通行止めなどの被害を与えた。

第2 既往の地震災害

本町周辺における大きな被害をもたらした地震は以下のとおりである。

1 海洋型地震発生履歴

1) 1677年（延宝5年）11月（磐城地方） $M=8.0$

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

2) 1696年（元禄9年）6月（磐城地方）強震地域－磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

3) 1793年（寛政5年）2月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖） $M=8.0\sim 8.4$

余震が多く、相馬では10ヵ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

4) 1938年（昭和13年）5月塩屋埼沖地震 $M=7.0$

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく落や亀裂250ヵ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヵ所等の被害があった。

5) 1938年（昭和13年）11月福島県東方沖地震 $M=7.5$

県下全域に強い地震があった。震源は塩屋埼の東北約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4戸、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。また、同日にマグニチュード7.3、翌日にマグニチュード7.4の強い余震を観測している。

6) 1978年（昭和53年）6月宮城県沖地震 $M=7.4$

12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜と白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では約800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山（崖）崩れ26等の被害も発生している。

7) 2011年（平成23年）3月東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） $M_w=9.0$

11日午後2時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,500名以上という、本県の歴史上類を見ない大災害となった。

加えて、津波により福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。

本町では、震度6強の地震を観測し、仏浜、毛萱、小浜、富岡駅前地区が最大21.1mの津波被災を受け、さらに福島第一原子力発電所の事故により、避難指示が出されたことから、

その後長期に渡って町外での避難生活を余儀なくされるという甚大な被害がもたらされた。本町において、津波による直接死等は 24 名（死亡届等含む）、震災関連死は 456 名、住家全壊 372 戸、半壊 4,010 戸である。※ 令和 6 年 1 月 1 日時点

8) 2021 年（令和 3 年）2 月福島県沖地震 $M=7.3$

13 日 23 時 7 分ごろ、2011 年（平成 23 年）3 月東北地方太平洋沖地震の余震と推定される地震が発生し、本町でも震度 5 強を観測した。水道管破裂や屋根瓦崩落、墓石の倒壊等が発生した。

9) 2022 年（令和 3 年）3 月福島県沖地震 $M=7.4$

16 日 23 時 36 分ごろ、福島県沖を震源とする地震が発生し、本町でも震度 6 弱を観測した。本町では、負傷者 1 名の人的被害、また道路における法面崩壊、マンホール隆起、路面沈下、町有施設の天井板落下等の被害が発生した。

第 3 地震による被害の想定

1 双葉断層の評価（地震調査研究推進本部資料より）

県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部及び東縁部に認められる。この阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、宮城県亘理郡亘理町から福島県相馬市を経て原町市にかけてほぼ南北方向に延びており、全体としての長さは 16-40km で、左横ずれが卓越し、西側隆起成分を伴う断層である。

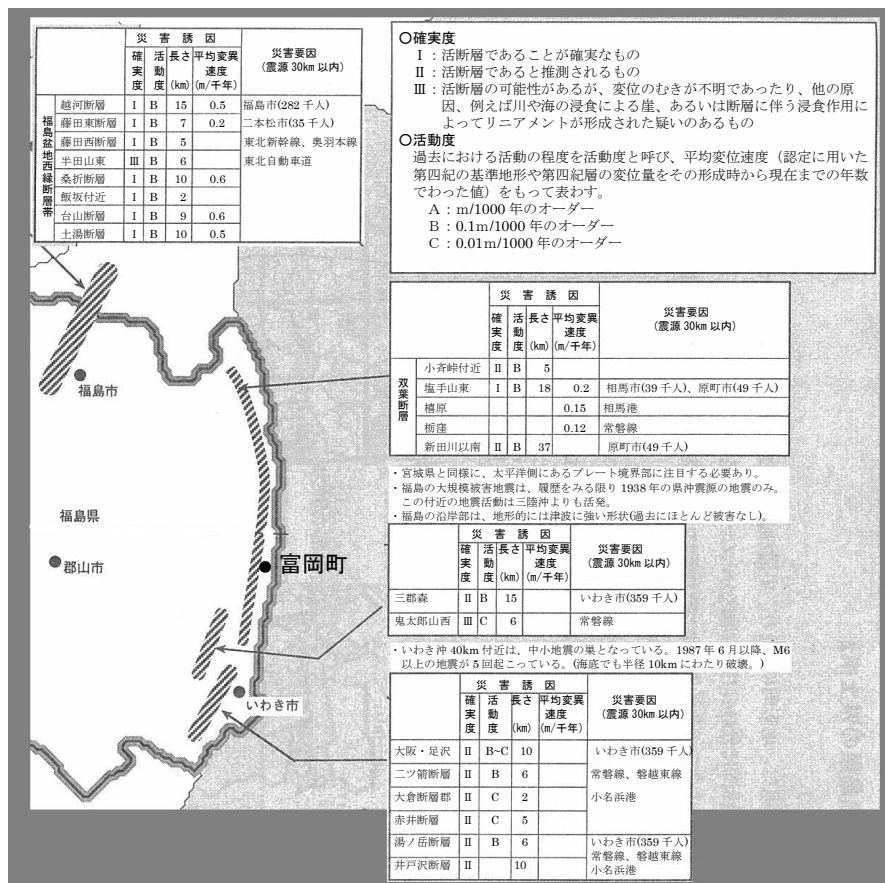
1) 過去の活動について

双葉断層の平均的な左横ずれの速度は 0.15m/千年程度、上下方向のずれの速度は 0.05-0.1m/千年程度の可能性があり、最新活動時期は約 2 千 4 百年前以後、2 世紀以前であったと推定されている。活動時には、1.5m 程度の左横ずれと、0.5-1 m 程度の西側隆起が生じた可能性がある。本断層の平均活動間隔は 8 千-1 万 2 千年程度であった可能性がある。

2) 将来の活動について

全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 6.8-7.5 程度の地震が発生する可能性がある。その時、断層の近傍の地表面には 1.5m 程度の左横ずれと、0.5-1 m 程度の西側隆起の段差や撓みが生じる可能性がある。

双葉断層を含む県東部の活断層分布環境



※上記図中、原町市は現南相馬市。

2 地震・津波被害の想定

1) 地震・津波被害想定調査の実施

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策及び復旧対策など震災対策を立案することが必要である。

このような考え方から、県においては、平成 7 年度から 3 ヶ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、同年 6 月に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、今後の地震・津波の想定に当たり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討して行くべきであること、一度想定した地震・津波についても、最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すこと、そして地域ごとに地震・津波の想定を早急に検討すべきであることを提言として示した。

平成 7 年度から実施した調査から約 25 年が経過し、本県の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況が変わってきており、特に、浜通りの沿岸では、東日本大震災の津波被害や復興、そして福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域などによる変化が大きくなっている。

こうした状況を背景に、県では最新の科学的知見や手法及び近年国内で発生した地震における課題や教訓を反映したうえで、令和元年度から4カ年にわたり新たな地震・津波被害想定調査を実施した。

2) 想定地震の設定

県では、前提となる想定地震を以下の4種類としている。

想定地震の概要

地震名	マグニチュード
①福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj 7.8 Mw 7.1
②会津盆地東縁断層帯を震源とした地震	Mj 7.7 Mw 7.0
③想定東北地方太平洋沖地震	Mj 9.0 Mw 9.0
④各市町村直下の地震	Mj 7.3 Mw 6.8

※マグニチュードについて

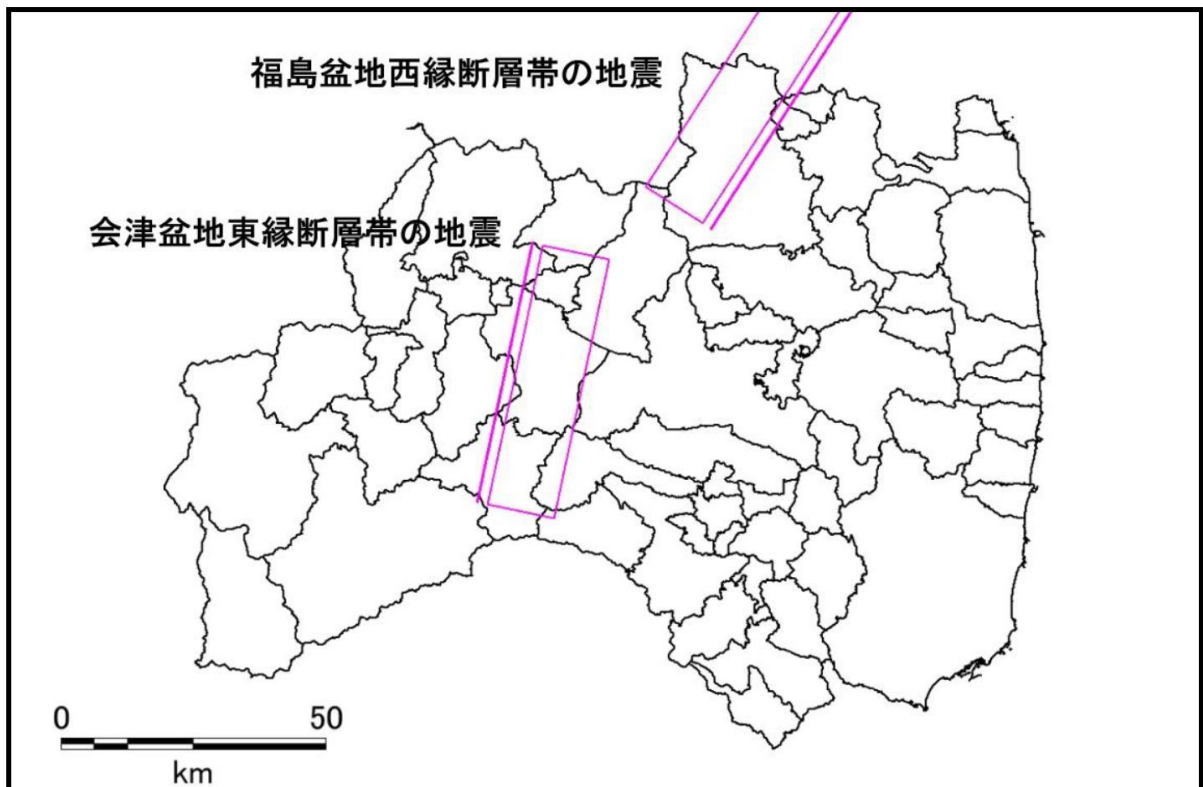
活断層の地震のマグニチュードは、断層の長さから気象庁マグニチュード(Mj)を算出し、モーメントマグニチュード(Mw)は、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成して算出している。

想定東北地方太平洋沖地震のモーメントマグニチュード(Mw)は、震源(波源)断層の規模を設定し、算出している。マグニチュード(Mj)は地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効となる。

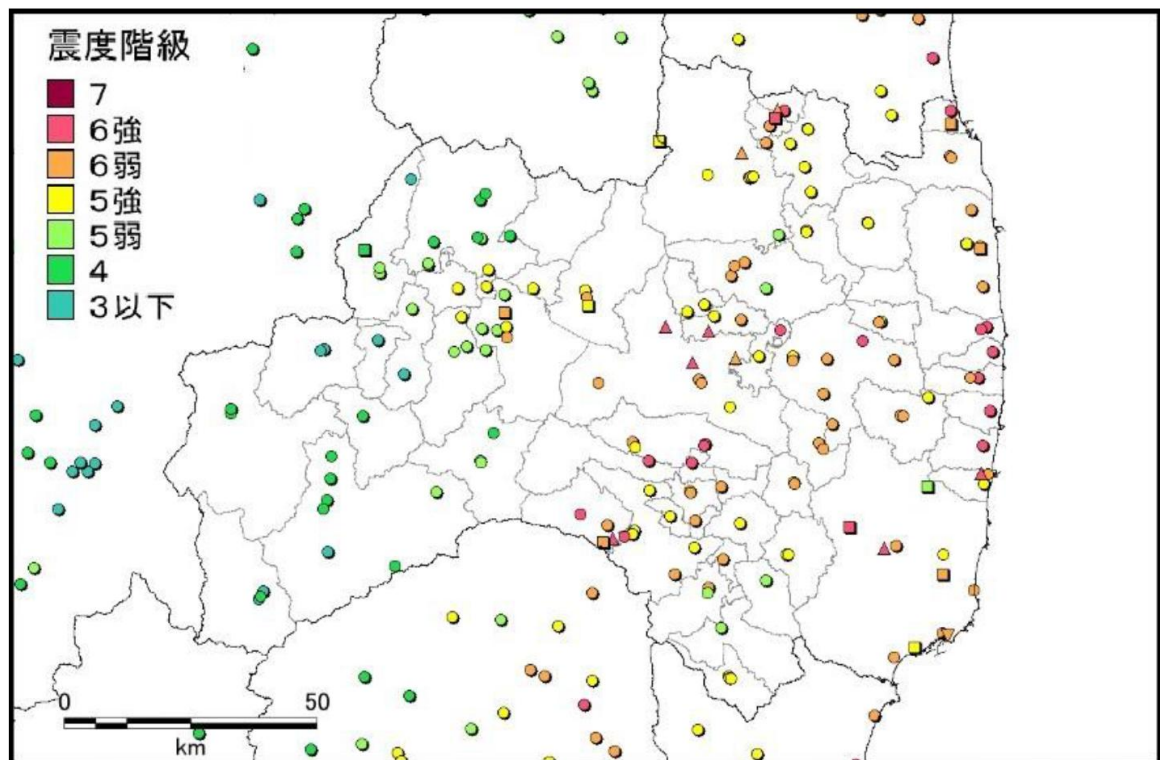
想定東北地方太平洋沖地震については、現在の構造物や人口分布の状態で、地震の再来による被害の状況を求めるために設定し、実際に県内外で観測された震度を収集し、地震・津波被害想定調査で作成した地盤モデルの状況を加味して、地表の震度分布を求めた。津波については、津波浸水想定による最悪の状況を考慮した津波シミュレーション結果を用いている。

各市町村直下の地震は、地震・津波被害想定調査時の近年に発生した内陸の被害地震の多くが、地表断層が不明瞭な場所で発生していることから、どこで起きてもおかしくない地震として、市役所や役場の直下に仮想の地震を設定している。

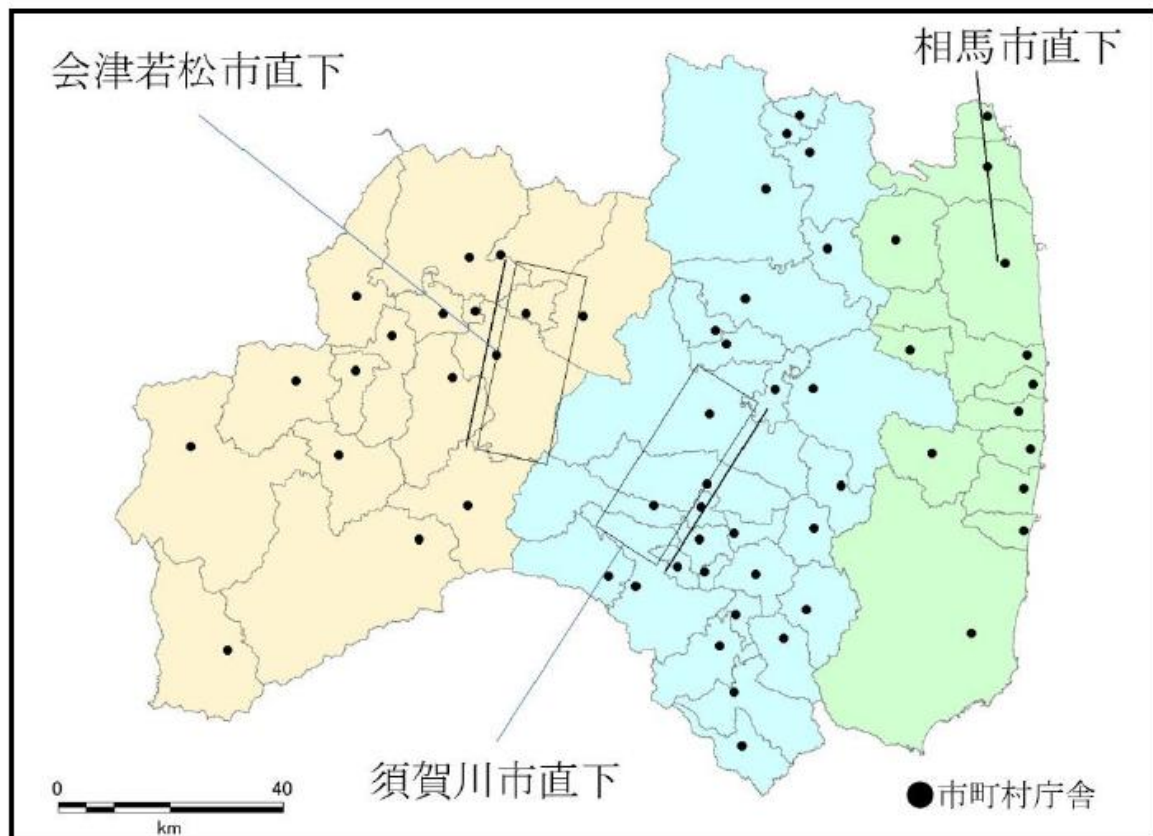
福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の震源位置図



平成23年度東北地方太平洋沖地震の観測震度



市町村直下の地震の震源モデル例



会津地方は会津盆地東縁断層帯、中通り地方は福島盆地西縁断層帯、浜通り地方は双葉断層の震源断層モデルを参考に設定された。

3) 震度分布想定結果の概要

想定地震ごとの震度分布図は以下のとおりである。

富岡町での想定震度

地震名	町域の想定震度
①福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	4～5弱
②会津盆地東縁断層帯を震源とした地震	3以下～4
③想定東北地方太平洋沖地震	5強～7
④各市町村直下の地震	6弱～7

4) 想定地震別被害の発生の特性

地震の想定については、県の想定している4種類の地震のうち、本町へ影響の大きいと思われる「想定東北地方太平洋沖地震」及び「富岡町直下の地震」について、以下のような特性を有する被害の発生が想定される。

ア 想定東北地方太平洋沖地震

1) 県全域の被害

a 建物被害、人的被害

建物被害は冬18時で揺れによって14,069棟の建物が全壊、71,714棟の建物が半壊すると見込まれる。全壊棟数の約3割が郡山市の被害であるが、被害はほぼ県全域に及んでいる。

上水道は、発災直後に約67万人が断水の影響を受ける。断水の影響を受ける人口は被災1日後には約63万人、被災1週間後に約43万人と減少し、被災1か月後に約11万人となるが、電力被害同様に、被害が広域に及び他の地震と比較して一層上水道の全県の復旧には期間を要する。

下水道は、発災直後に約37万人が機能支障の影響を受ける。機能支障の影響を受ける人口は被災1日後には約31万人、被災1週間後に約14万人と減少し、被災1か月後に約7万1千人となるが、電力被害同様に、被害が広域に及び他の地震と比較して一層下水道の全県の復旧には期間を要する。

都市ガスは、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、本宮市、西郷村で全域が供給停止となる以外は概ね被害はない。供給停止は1か月以上継続する。LPガスは、都市ガスほどの規模ではないが、郡山市、いわき市、福島市、会津若松市で1,000箇所を超える被害が発生するほか、県内広域に被害が発生し、被害総数としては、約17,000箇所と想定される。ただし、LPガスは点検後に、利用を再開できるケースも多く、都市ガスに比べると復旧は早い。

通信は、郡山市や須賀川市、桑折町、国見町、鏡石町、西郷村、檜葉町、新地町で不通回線率8割を超えるなど通信被害は県内広域に及ぶ。被災1か月後も若干の被災箇所は残り、完全復旧まで数か月を要す可能性もある。

b 避難者

冬18時発災では、被災1日後に112,431人（うち、避難所避難者は71,324人）の避難者が見込まれる。いわき市で59,809人と県内最大の避難者が発生するほか、郡山市でも21,040人の避難者が発生すると見込まれる。県内広域にわたって避難者が発生すると見込まれる。1週間後には停電や断水の継続によって避難者が増加し、155,053人（うち、避難所避難者は83,277人）となる。1か月後には避難所避難者は減少（38,084人）するものの、依然避難者全体では126,946人もの県民が避難生活を余儀なくされる。

また津波によって、21箇所の避難所が浸水深1cm以上の浸水、16箇所の避難所が50cm以上（床上浸水に相当）の浸水被害を受ける。

c 廃棄物

いわき市や郡山市を中心に8,561,123トン（冬18時）の災害廃棄物の発生、南

相馬市や相馬市を中心に 2,446,829 トン（冬 18 時）の津波堆積物の発生が見込まれる。

d 重要文化財

震度が 6 強以上となる文化財は 3 棟となった。また延焼の危険性がある文化財も数棟見込まれる。津波の浸水の影響は 1 棟見込まれる。

i) 富岡町の被害

a 建物被害

想定東北地方太平洋沖地震における富岡町の建物被害（単位：棟）：風速 8m/S

想定時期・時刻	液状化		揺れ		急傾斜地		津波		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊 焼失	半壊
冬 5 時	9	70	351	710	3	6	26	56	0	389	842
夏 12 時	9	70	351	710	3	6	26	56	44	434	842
冬 18 時	9	70	351	710	3	6	26	56	69	459	842

※ 表中の数字は小数第 1 位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

b 人的被害

想定東北地方太平洋沖地震における富岡町の人的被害（単位：人）：風速 8m/S

想定時期・時刻	死者						
	建物倒壊 うち屋内 収容物等		急傾斜 地崩壊	津波	火災	ブロック 塀等	合計
冬 5 時	0	0	*	0	0	0	*
夏 12 時	*	0	*	11	0	0	11
冬 18 時	*	0	*	6	0	0	7
想定時期・時刻	負傷者						
	建物倒壊 うち屋内 収容物等		急傾斜 地崩壊	津波	火災	ブロック 塀等	合計
冬 5 時	0	0	*	0	0	0	*
夏 12 時	*	0	*	*	0	0	*
冬 18 時	*	0	*	0	0	0	*
想定時期・時刻	重傷者						
	建物倒壊 うち屋内 収容物等		急傾斜 地崩壊	津波	火災	ブロック 塀等	合計
冬 5 時	0	0	*	0	0	0	*
夏 12 時	*	0	*	*	0	0	*
冬 18 時	*	0	*	0	0	0	*

*：わずか 0：被害なし

イ 富岡町直下の地震

ア) 建物被害

富岡町直下の地震の揺れに対する建物被害（単位：棟）

建物棟数	夏				冬			
	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率
5,190	468	9.0%	837	16.1%	468	9.0%	837	16.1%

※建物棟数と被害棟数は、木造、非木造を合わせた数である。なお、被害棟数の重複処理は行っていない。

※表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

イ) 人的被害

市町村直下の地震の揺れの建物被害による人的被害想定結果（単位：人）

想定時期	5時			12時			18時		
	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
夏	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冬	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※木造及び非木造建物の倒壊による人的被害を合わせた数である。

※表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある

3 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の実施

県（河川港湾総室）は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」第8条第1項の規定に基づき、過去に本県沿岸に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される地震を選定し、津波シミュレーションを行い、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」を設定し、津波浸水想定区域図を作成し、平成31年3月に公表した。

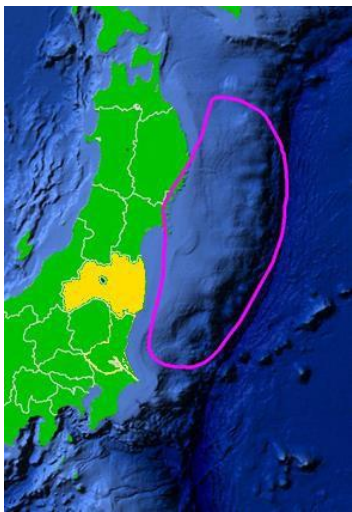
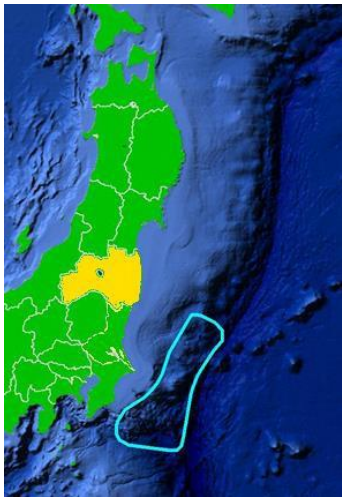
津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2津波）」を想定したもので、津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」と「房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）」を設定して、2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせて最大浸水域や最大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間等を予測している。

1) 最大クラスの津波の設定

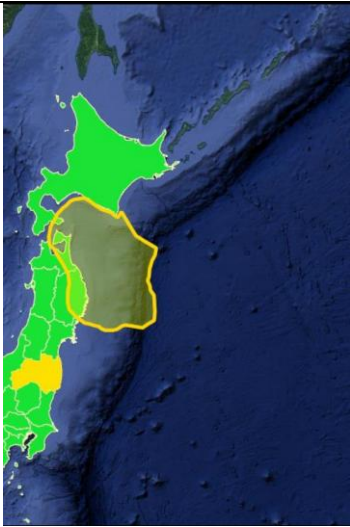
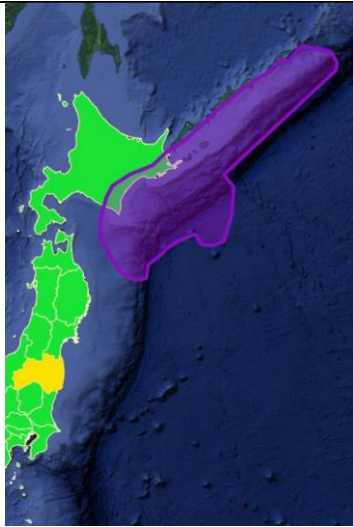
福島県沿岸に来襲する可能性のある津波として、従来の想定である宮城県沖の地震津波、明治三陸タイプ地震津波、福島県沖高角断層地震津波、想定宮城県沖連動型地震津波、房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）に加え、日本海溝における地震に起因する津波および

千島海溝における地震に起因する津波の想定津波の津波高と、過去に福島県沿岸に來襲した既往津波の整理を行った。その結果、津波の高さが大きい東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）、房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）、日本海溝における地震に起因する津波と千島海溝における地震に起因する津波の4つを最大クラスの津波として設定した。

選定された最大クラスの津波（2/1）

対象津波	①東北地方太平洋沖地震津波 （内閣府モデル）	②房総沖を波源とする津波 （茨城県モデル）
マグニチュード	Mw = 9.0 Mt = 9.1 ~ 9.4	Mw = 8.4 Mt = 8.6 ~ 9.0
説明	平成23年3月11日、三陸沖を震源とした地震により発生した津波。東日本大震災を引き起こし、東北から関東を中心に甚大な被害をもたらした津波の再来を想定。	地震調査研究推進本部から平成23年11月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）について」を基に想定した地震。 （平成19年に茨城県で想定した津波「延宝房総沖地震津波」の震源域等をもとに、すべり量1.5倍にした想定津波。実際に発生した規模ではないことに留意。）
震源域		

選定された最大クラスの津波 (2/2)

対象津波		③日本海溝における地震に起因する津波	④千島海溝における地震に起因する津波
マグニチュード		Mw=9.1	Mw=9.3
使用モデル		日本海溝（三陸・日高沖）モデル	千島海溝（十勝・根室沖）モデル
概要	説明	中央防災会議から令和2年4月に公表された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」により検討されたモデル。 津波堆積物調査等を踏まえ、岩手県から北海道の海溝沿いの領域における最大クラスの津波のうち、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域にて発生する地震を想定。	中央防災会議から令和2年4月に公表された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」により検討されたモデル。 津波堆積物調査等を踏まえ、岩手県から北海道の海溝沿いの領域における最大クラスの津波のうち、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域にて発生する地震を想定。
	震源域		

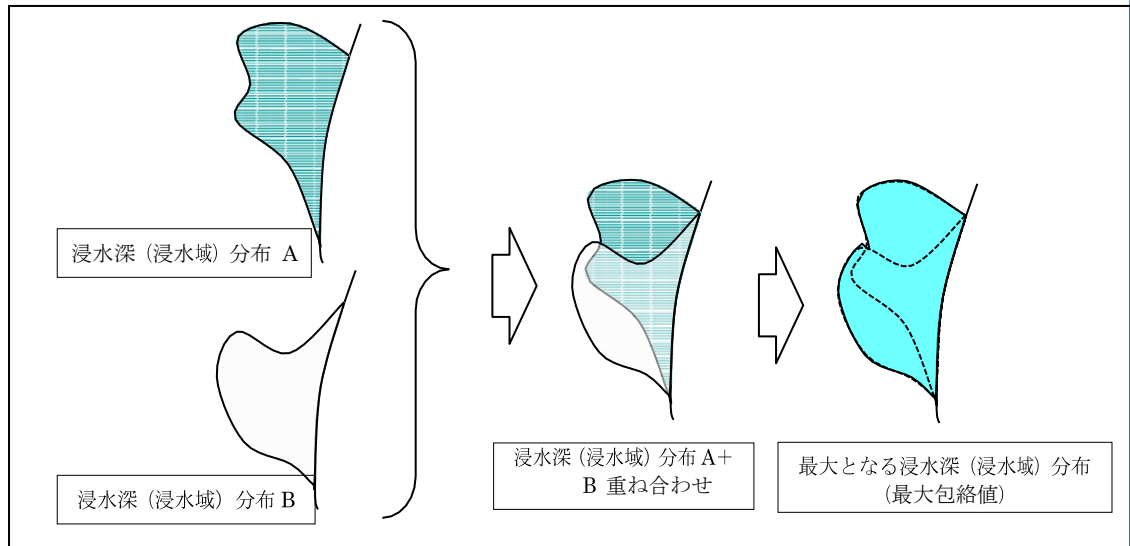
2) 主な計算条件の設定

- ア 潮位：初期条件の潮位は、T.P.+0.68m（福島県沿岸の朔望平均満潮位 T.P.+0.675m を小数点第3位四捨五入）
- イ 河川内の水位：河川内の初期水位は、平水位または朔望平均満潮位と同じ水位とした。
- ウ 地震動による地盤変動：地震動による地盤の隆起または沈降、すなわち地盤変動量を計算し、地盤高、構造物高さにその変動量を付与した。なお、福島県内の陸域は、全域で沈降となっている。
- エ 地形・構造物条件：地形高さ（地盤高さ）および構造物高さ（施設高さ）については、平成23年東北地方太平洋沖地震による地盤沈下を考慮して地震後の高さに統一し、復旧事業については、平成30年度末時点の復旧事業を反映し作成している。また、構造物は地震による破壊・沈下、津波による越流時破壊等を考慮している。

3) 津波浸水想定の設定について

津波浸水想定では、最大クラスの津波の2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせ、下図のとおり各計算メッシュで最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出した（以下、最大包絡値という）。

影響開始時間は、最大クラスの津波の2波源による各影響開始時間を地域海岸ごとに整理し、最短となる時間を採用した。



最大となる浸水域、浸水深算定の模式図

富岡町における浸水面積

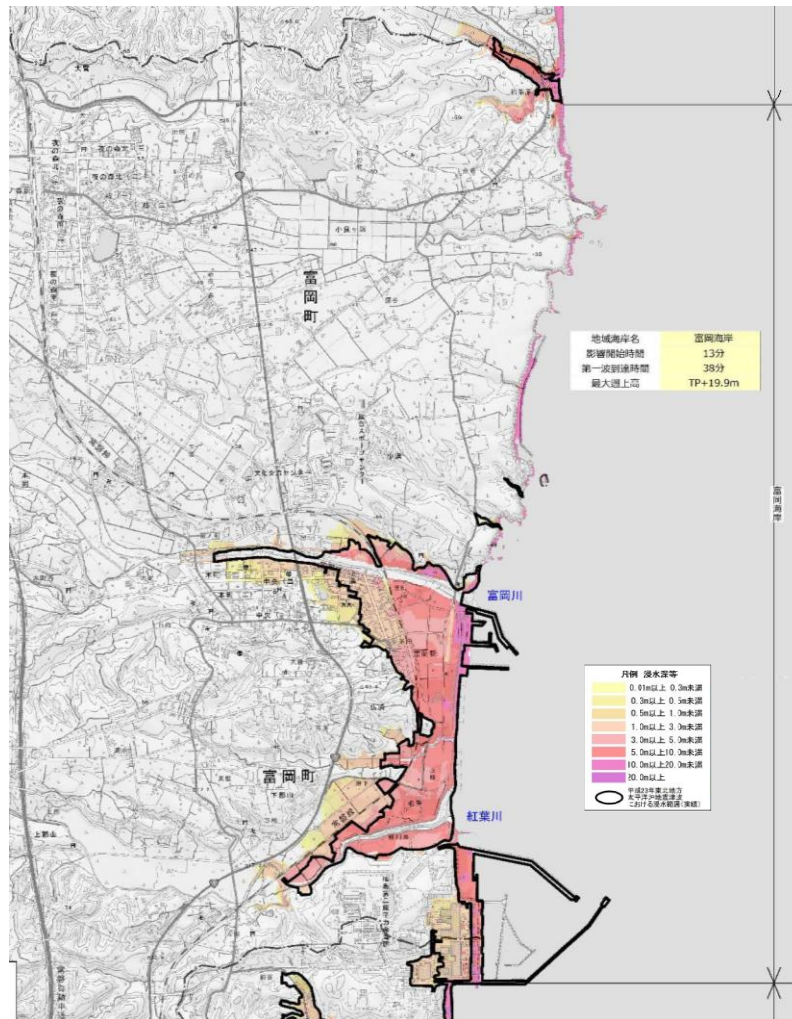
市町面積[ha]	浸水面積[ha]					市町面積に対する浸水割合[%]
	①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	③日本海 溝モデル	④千島海 溝モデル	最大包絡値	最大包絡値
6,839	219.2	74.0	150.0	76.6	219.2	3.2

富岡海岸における最大遡上高、最大水位、影響開始時間および第一波到達時間

最大遡上高[T. P. +m]				最大水位[T. P. +m]			
①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	③日本海 溝モデル	④千島海 溝モデル	①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	③日本海 溝モデル	④千島海 溝モデル
19.9	11.4	13.9	9.1	19.6(18.3)	10.8(10.8)	13.6(13.6)	7.2(7.2)

富岡海岸における影響開始時間および第一波到達時間

影響開始時間[分]				第一波到達時間[分]			
①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	③日本海溝 モデル	④千島海溝 モデル	①内閣府 モデル	②茨城県 モデル	③日本海溝 モデル	④千島海溝 モデル
13	35	59	80	38	46	66	88



津波浸水区域想定図（富岡町）

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 県

県は、町を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

事 務 又 は 業 務	
1	防災組織の整備及び育成指導に関すること。
2	防災知識の普及及び教育に関すること。
3	防災訓練の実施に関すること。
4	防災施設の整備に関すること。
5	防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関すること。
6	消防活動その他の応急措置に関すること。
7	避難対策に関すること。

8	災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
9	被災者に対する救助及び救護の実施に関すること。
10	保健衛生に関すること。
11	文教対策に関すること。
12	被災施設の復旧に関すること。
13	その他の災害応急対策に関すること。
14	その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること。
〔原子力災害〕	
15	町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
16	通信連絡網の整備に関すること。
17	原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
18	原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
19	事故状況の把握及び連絡に関すること。
20	県の緊急モニタリング活動の協力に関すること。
21	町民の退避、避難及び立入制限に関すること。
22	原子力災害医療活動に関すること。
23	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
24	飲食物の摂取制限等に関すること。
25	輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
26	各種制限措置等の解除に関すること。
27	損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。

2 町教育委員会

事 務 又 は 業 務	
1	小・中学校に対する防災に係る知識の普及に関すること。
2	児童・生徒の安全確保に関すること。
3	退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。
〔原子力災害〕	
4	小・中学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。
5	児童・生徒の安全確保に関すること。
6	退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。

3 県

事 務 又 は 業 務	
1	防災組織の整備に関すること。
2	市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。
3	防災知識の普及及び教育に関すること。
4	防災訓練の実施に関すること。
5	防災施設の整備に関すること。
6	防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関すること。
7	災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
8	緊急輸送の確保に関すること。

9	交通規制、その他社会秩序の維持に関すること。
10	保健衛生に関すること。
11	文教対策に関すること。
12	市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援に関すること。
13	災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
14	被災施設の復旧に関すること。
15	その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること。
〔原子力災害〕（教育庁、警察本部を除く）	
16	町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
17	緊急時通信連絡網の整備に関すること。
18	原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
19	原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
20	事故状況の把握及び連絡に関すること。
21	緊急時モニタリングに関すること。
22	緊急時放射線モニタリング体制の整備・維持に関すること。
23	町が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。
24	原子力災害医療活動に関すること。
25	飲食物の摂取制限等に関すること。
26	輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
27	汚染物質の除去等に関すること。
28	各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。
29	町の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
30	防災関係機関との連絡調整に関すること。

4 福島県警察本部（双葉警察署）

事 務 又 は 業 務	
1	情報の収集及び関係機関への連絡並びに町民等への伝達に関すること。
2	町民等の避難、誘導等に関すること。
3	被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。
4	交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。
5	犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。
〔原子力災害〕	
6	避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること。
7	交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。

5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下、「消防本部」と呼ぶ。）

事 務 又 は 業 務	
1	災害の警戒及び防御に関すること。
2	救急及び救助に関すること。
3	災害情報の収集に関すること。
4	防災思想の普及に関すること。
5	災害応急対策に関すること。
〔原子力災害〕	
6	広報車等による町民に対する広報に関すること。

- 7 町民の避難等の誘導に関する事。
- 8 原子力災害医療活動に関する事。
- 9 救急、救助活動の実施に関する事。
- 10 防護対策地区の防火活動に関する事。
- 11 県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関する事。

6 自衛隊

機 関	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	1 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 2 町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関する事。 3 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与に関する事。 〔原子力災害〕 4 災害応急救護に関する事。 5 空からの緊急時モニタリングに関する事。 6 海上における緊急時モニタリングに関する事。 7 原子力災害医療活動に対する協力に関する事。

7 指定地方行政機関

機 関	事 務 又 は 業 務
東北管区警察局	1 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 3 管区内防災関係機関との連携に関する事。 4 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。 5 警察通信の確保及び統制に関する事。 〔原子力災害〕 6 災害状況の把握と報告連絡に関する事。 7 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 8 関係職員の派遣に関する事。 9 関係機関との連絡調整に関する事。
東北財務局 福島財務事務所	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事。 2 地方公共団体に対する災害融資に関する事。 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関する事。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整に関する事。
東北農政局 福島県拠点	1 災害時における主要食糧の需給調整に関する事。 〔原子力災害〕 2 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に關

	すること。 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 4 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
関東森林管理局 磐城森林管理署 (富岡森林事務所)	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。 〔原子力災害〕 3 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。 4 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。
東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
東北運輸局 (福島運輸支局)	1 災害時における応急海上輸送の調達・あっせんに関すること。 2 鉄道等の安全確保及び道路輸送対策に関すること。 3 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保に関すること。 〔原子力災害〕 4 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 5 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 仙台空港事務所 福島空港出張所	1 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること。 〔原子力災害〕 4 航空機の安全航行に関すること。 5 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
仙台管区気象台 (福島地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

第二管区海上保安本部 (福島海上保安部)	1 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること。 2 海難救助、海上警備、海上治安維持及び海上安全確保に関すること。 3 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること。 〔原子力災害〕 4 船舶に対する広報に関すること。 5 海上における治安の維持に関すること。 6 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 7 海上における救助・救急に関すること。 8 緊急輸送を行うための支援に関すること。
東北総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること。 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監督に関すること。 3 各種非常通信訓練に関すること。 4 非常通信連絡協議会の指導育成に関すること。
東北地方整備局 (磐城国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 2 洪水予警報等の発表及び伝達に関すること。 3 水防活動の指導に関すること。 4 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 5 被災直轄公共土木施設の復旧に関すること。 〔原子力災害〕 6 国道の通行確保に関すること。 7 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
福島労働局	1 工場事業場における労働災害の防止に関すること。 〔原子力災害〕 2 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 3 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関	事 務 又 は 業 務
日本郵便（株）	1 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 3 被災地域地方公共団体に対する簡易保健積立金による短期融資に関すること。
東日本電信電話（株）いわき支店 NTTコミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ東北支社 KDDI（株）	1 電気通信施設の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設の復旧に関すること。

ソフトバンク（株）	
鉄道事業者（東日本旅客鉄道（株）仙台支社福島支店、日本貨物鉄道（株））	1 鉄道施設等の整備及び防災管理に関すること。 2 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力に関すること。 3 災害時における応急輸送対策に関すること。 4 被災鉄道施設の復旧に関すること。 〔原子力災害〕 5 救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
日本赤十字社（福島県支部）	1 医療、助産等救護の実施に関すること。 2 義援金の募集に関すること。 3 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 〔原子力災害〕 4 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 5 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送局 福島テレビ（株） （株）福島中央テレビ （株）福島放送 （株）テレビユー福島 （株）ラジオ福島 （株）エフエム福島	1 気象（津波）予報・警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策に関する放送に関すること。 3 放送施設の保安に関すること。 4 地域住民に対する防災知識の普及に関すること。 〔原子力災害〕 5 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 6 原子力防災に関する知識の普及に関すること。
（株）福島民報社 福島民友新聞（株）	1 災害状況及び災害対策に関する報道に関すること。 〔原子力災害〕 2 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 3 原子力防災に関する知識の普及に関すること。
日本通運（株）福島支店 （公社）福島県トラック協会 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株）	1 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力に関すること。 〔原子力災害〕 2 緊急輸送に対する協力に関すること。
（公社）福島県バス協会 福島交通（株） 新常磐交通（株） 会津乗合自動車（株）	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 災害における避難者等の緊急輸送の協力に関すること。 〔原子力災害〕 3 緊急輸送に対する協力に関すること。
東日本高速道路（株） いわき管理事務所	1 道路の耐災整備に関すること。 2 災害時の応急復旧に関すること。 3 道路の災害復旧に関すること。 〔原子力災害〕 4 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 5 緊急輸送に対する協力に関すること。 6 高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む）に関すること。

国立研究開発法人 放射線医学総合研究所	〔原子力災害〕 1 緊急被ばく医療活動に関すること。 2 専門機関との連携強化に関すること。 3 専門家の派遣に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 5 避難の際の町民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 6 町民相談窓口の設置等に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	〔原子力災害〕 1 関係機関との連携強化に関すること。 2 専門家の派遣に関すること。 3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 5 住民相談窓口の設置等に関すること。 6 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関すること。
(一社)福島県医師会 (公社)福島県診療放射線技師会	1 医療助産等へのJMAT派遣など救護活動実施に関すること。 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関すること。 3 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 〔原子力災害〕 4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
(社)福島県歯科医師会 (社)福島県薬剤師会 (社)福島県看護協会	1 医療助産等救護活動の実施に関すること。 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関すること。 3 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
東北電力ネットワーク(株)(相双電力センター)	1 電力供給施設の整備及び防災管理に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。 3 被災電力施設の復旧に関すること。

9 東京電力ホールディングス(株)

事 務 又 は 業 務
〔原子力災害〕 1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。 2 原子力施設の防災管理に関すること。 3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 4 関係機関に対する情報の提供に関すること。 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。 7 原子力災害医療活動に関すること。 8 町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関	事 務 又 は 業 務
福島さくら農業協同組合	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 農作物災害応急対策の指導に関すること。 〔原子力災害〕 3 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 4 農畜産物の出荷制限に関すること。
森林組合 (双葉地方森林組合)	1 県、町が行う被災状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること。
漁業協同組合 (相馬双葉漁業協同組合 富熊支所)	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること。 3 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること。 4 漁具及び漁家生活資材の確保、あっせんに関すること。 〔原子力災害〕 5 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 6 水産物の出荷制限に関すること。
建設業組合 (富岡町建設業協会)	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。
富岡町商工会	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。 〔原子力災害〕 4 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 5 農畜産物の出荷制限に関すること。
水道用水供給事業者	1 県、町が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関すること。 2 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備に関すること。
金融機関	災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施に関すること。
病院等医療施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における受入者の保護及び誘導に関すること。 3 災害時における病人等の受入及び保護に関すること。 4 災害における被災負傷者の治療及び助産に関すること。

	すること。
社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する こと。 2 災害時における入所者の保護及び誘導に関する こと。
危険物施設の管理者	1 安全管理の徹底に関すること。 2 防護施設の整備に関すること。 3 災害応急対策及びその復旧対策の確立に関する こと。
L P ガス関係	1 安全管理の徹底に関すること。 2 ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の 確立に関すること。
簡易ガス事業者	1 安全管理の徹底に関すること。 2 ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の 確立に関すること。
町内各種団体	1 災害時における応急諸施策への協力に関する こと。 2 災害対策要員の確保に関すること。
その他防災上重要な施設 の管理者	前記各項に準じた防災対策の実施に関すること。

第7節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び県が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第1 町の防災組織

1 富岡町防災会議

町は、町防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。また、男女共同参画の視点から、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2) 所掌事務

- ア 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- エ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

3) 組織

資料編のとおり

【資料編1. 条例等（1）富岡町防災会議条例】

2 富岡町災害対策本部

町は、富岡町災害対策本部（以下、「町災害対策本部」という。）を設置し、地域防災計画の定めるところにより町内の災害予防及び応急対策を実施する。

1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

2) 組織

「富岡町災害対策本部組織編成表」（第2章災害応急対策計画第1節、第1）のとおり

3) 所掌事務

「富岡町災害対策本部事務分掌」（第2章災害応急対策計画第1節、第1）のとおり

4) 初動対応の整備

町は、町災害対策本部における指示・命令系統の強化を図るため、職員の初動対応を標準化した職員初動マニュアルの策定とその検証に取り組む。

なお、マニュアル策定にあたっては、特に発災直後において情報共有が迅速・的確に行われるよう、町災害対策本部での対応経過（クロノロジー）作成を定める等、災害情報を円滑に共有するための体制構築を図るものとする。

3 富岡町水防本部

1) 設置の根拠

水防法第3条

2) 所掌事務

洪水又は高潮等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

3) 組織

「富岡町水防計画書」（第2章災害応急対策計画第7節参照）のとおり

4) 町災害対策本部が設置された場合

町災害対策本部の組織に入り、水防事務を処理する。

第2 防災関係機関の防災組織

町の区域を所管し又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第3 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るために設置するものであり、町はその組織の充実を図ることが義務付けられている。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、「一般災害対策編 第1章第15節 地域防災力の充実強化」に示す編成基準及び活動基準のとおりである。

第4 応援協力体制の整備

1 他市町村との相互応援

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の市町村からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施でき

るよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市町村は、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する区市町村との協定締結も考慮するものとする。

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

また、あらかじめ手続き等の細部的事項について、十分な検討を行っておくものとする。

【資料編2．応援協定（1）災害時における相互応援協定書】

【資料編2．応援協定（2）品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定書】

【資料編2．応援協定（3）全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書】

2 防災関係機関の相互応援

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努めるものとする。

3 消防の相互応援

町は、消防本部において締結している「双葉地方消防受援計画」（平成9年3月締結）及び「福島県広域消防相互応援協定」（平成9年12月締結）に基づき円滑な消防応援体制の推進に努めるものとする。

【資料編2．応援協定（4）消防相互応援協定書】

4 県、指定地方行政機関、他都道府県からの職員災害派遣要請に対応するための資料整備

町は、福島県知事（以下、「知事」という。）に対し災害派遣要請の措置が直ちに講じられるよう、あらかじめ関係資料の整備に協力するものとする。

5 経費の負担

町が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

6 民間協力計画

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。特に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）に

については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、町は、災害応急対策への協力が期待される団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

7 応援計画・受援計画の作成

町は、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

8 災害対応経験者等の人材確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町は、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

また、町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第5 その他の防災組織

不特定多数の者を受け入れる施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図るものとする。

第6 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気（代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む）・燃料（最低3日間）・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。加えて、現在の町の状況及び東日本大震災の経験を踏まえ、策定にあたっては、参集職員が少人数の場合における災害対応体制や、行政機能移転先の確保等を検討する。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

(生活環境課、県)

第1 県総合情報通信ネットワークの活用

町は、緊急時における連絡通信体制の確保を図るため、県防災行政無線の他、県が整備を行った「福島県総合情報通信ネットワーク」及び「福島県震度情報ネットワークシステム」の活用に努めるとともに、近隣市町村との連携（情報交換）方策検討を促進する。

町は、福島県防災事務連絡システムを用いて、県（危機管理総室、河川港湾総室）から伝達又は提供される下記の気象、地象及び水象情報を入手し、活用する。

- ア 気象、高潮及び波浪に関する特別警報
- イ 気象、高潮、波浪及び洪水に関する警報及び注意報
- ウ 土砂災害警戒情報
- エ 気象情報
- オ 大津波警報
- カ 津波警報
- キ 津波注意報
- ク 地震に関する情報
- ケ 県河川流域総合情報システム 雨量・水位情報及び土砂災害

第2 職員参集方法の整備

町は、勤務時間外においても、地震の発生、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表及び気象特別警報・気象警報の発表を迅速に伝達するため、職員参集システムの導入を検討する。

第3 防災行政無線の活用

町は、大規模災害時の地域住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として、防災行政無線の活用に努める。なお、整備に当たっては、通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線を導入した。また、停電時の電源確保のため耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への非常用電源設備の設置等を図る。

なお、同報系の整備に当たっては、防災無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐために耐震化に努める。また平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機を導入するとともに、その稼働状況を確認できるよう平時からの運用に努める。

【資料編7. 各種資機材等一覧（1）防災行政無線】

【資料編1. 条例等（3）富岡町防災行政無線戸別受信機貸付規則】

第4 その他通信網等の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

町及び防災関係機関は、大規模停電時を含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

1) 非常通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

2) 非常通信の普及、啓発

町及び防災関係機関等は、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

2 その他通信連絡網の整備・活用

1) 整備と活用

町は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、公設Wi-Fi等の活用について検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

町は、消防庁が運用する全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

2) 災害時の機能確保

町は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を充実する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

3) システムのバックアップ対策

災害時、町災害対策本部を代替施設に設置する場合も考慮した、町が管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策（遠隔地での重要データの保管推進を含む）を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

4) クラウドシステムなどの ICT の導入に係る検討

町は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。構築した地理情報システムを有効に活用し、各種災害情報の収集・伝達等の災害応急対応や罹災証明書、被災台帳の整備等を行う。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第5 防災情報共有システム

災害時における情報共有を効果的に行うために、地理情報システムや対応経過（クロノロジー）の共有システムなどの防災情報共有システムの導入について検討する。

第6 町民への連絡体制の周知

町は、町民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、町民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制

（生活環境課、県、福島地方気象台）

第1 映像情報の活用

津波に関しては、海面監視カメラを整備した映像情報入手に努めるとともに、関係機関及び漁業者への配信方策の検討を行う。

また、町内に設置されている防犯カメラ等の映像情報の活用もあわせて検討する。

第2 観測結果の活用

町は、自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の情報の活用にも努めるものとする。

第4節 水害・土砂災害・雪害予防対策

(都市整備課、産業振興課、県)

第1 水害予防対策

1 河川対策

本町の河川は、これまでの水害を教訓に河川整備が進められてきたが、一部の中小河川には災害発生危険度が高い箇所が存在することから、県と連携を図りながらこれら中小河川の整備を図る。

東日本大震災後の被災調査において、富岡川と紅葉川で地震・津波による被害が確認された。紅葉川ほか1河川については、平成25年度に査定を終え、堤防の復旧がなされた。富岡川については、津波対策のほか洪水対策を含めて堤防の復旧がなされた。

町は、洪水浸水想定区域が指定されている富岡川について、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について定めるものとする。

また、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

2 農業水利施設対策

用排水路については、帰還困難区域を除き宅地・道路への越水の恐れのあるところを中心に洗い出しを行い整備を図る。用排水路は、東日本大震災以降整備されていないため、令和2年度より水路除草及び調査を継続しており、大型幹線水路を中心に整備をしていく。

日ごろから町職員によるパトロールによる用排水路の不具合解消に努めるとともに、住民による管理を促すものとする。

平成30年度に作成した荻・毛戸溜池の決壊を想定したハザードマップについては、周辺住民への周知を図る。

その他重要な溜池のハザードマップについては、令和2年度より随時作成し、公表・周知を行う予定である。

【資料編3. 災害危険箇所(6)ため池地区一覧】

防災重点ため池

ため池名	所在地	受益面積 (ha)	堤高(m)	貯水量(m ³)	堤長(m)
館山	富岡町大字上手岡字高津戸	59.0	20.0	1,235,000	155
荻	川内村大字下川内字荻	269.0	27.8	568,000	89
家老	富岡町大字上手岡字後田	60.0	8.9	185,000	201
夜ノ森	富岡町大字本岡字新夜ノ森	35.0	4.0	80,000	1,000

ため池名	所在地	受益面積 (ha)	堤高(m)	貯水量(m³)	堤長(m)
滝ノ沢	富岡町大字上郡山字岩井戸	277.0	9.0	110,000	106
松沼	富岡町大字小良ヶ浜字松の前	19.0	7.0	100,000	140
椿屋第2	富岡町大字下郡山字真壁	8.0	8.0	50,000	60
毛戸	川内村大字毛戸	550.0	22.8	544,000	180
椿屋第3	富岡町大字下郡山字真壁	9.0	6.0	10,000	59
申田	富岡町大字本岡字本町西	4.0	5.6	4,000	32

3 高潮・侵食等対策

本町の沿岸地域を守るとともに、高潮による越波災害や海岸侵食を防ぐため、県と連携を図りながら堤防の強化・面的防護施設、消波堤の整備を図り、安定した海浜を確保する。

4 下水道対策

自然環境の保全と衛生的で快適な生活環境の改善を目的に、公共下水道事業及び農業集落排水事業、都市下水路、合併処理浄化槽による下水道が整備されている。

今後も、適正な下水道の管理を実施する。

5 その他施設の維持補修

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）には、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により、適切に機能していないものもある。

特に、老朽化の度合いが大きいものなどについては、県と連携し、監視体制を強化するとともに、状況により河川管理者と協議し必要な措置をとることとする。

6 災害危険箇所

地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川及び海岸に関するものは「富岡町水防計画書」に定める「重要水防区域」一覧表のとおりである。

7 災害危険区域

町では、東日本大震災による津波で家屋が流出するなど甚大な被害があった沿岸部の地域を、居住目的の建物の建築に適さない場所として、建築基準法 39 条に基づく災害危険区域に指定している。

これにより、表に示す指定する区域において、住宅、アパート、ホテル、民宿、児童施設、医療施設などの宿泊を伴う建築物が制限される（それ以外の建築物（店舗、工場、倉庫等）の建築は可能）。具体的には次のような建築行為が制限されることとなる。

- ア 新築・・・新たに建築物をつくること。または別棟で新たに建築物を建てること。
- イ 増築・・・既存建築物を延床面積 1.2 倍を超えて増築すること。
- ウ 改築・・・従前の建築物を取り壊し、これと位置、用途、構造、階級、規模がほぼ同程度のものを建てること。

エ 移転・・・同一敷地内で、建築物を移すこと（曳家）。

指定する区域（平成27年度7月17日富岡町告示第12号）

大 字 名	字 名
小 浜	反町の一部、小浜の一部
仏 浜	釜田の一部、西原の一部
毛 萱	浜畑の一部、前川原の一部
下 郡 山	下郡の一部

8 水害に関するハザードマップの周知

町は、県及び関係機関と連携し、ハザードマップ・広報紙・パンフレット・ホームページ等により、重要水防区域、浸水危険地区等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。

9 浸水想定区域における避難の確保

町は、水防法第14条及び15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達方法、避難所等の避難措置について、住民等への周知徹底を図る。

また、要配慮者利用施設の管理者等は、「一般災害対策編 第1章第16節 要配慮者対策」で定める通り、洪水予報等の伝達体制を整備した上で、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することとする。

第2 土砂災害予防対策

1 土石流対策

町は県（河川港湾総室）と連携を図り、土石流による災害を防止するため、土石流対策事業を推進するとともに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、町は、国、県（建築総室）と連携して危険性や移転促進のための制度情報の提供に取り組む。

2 地すべり対策

町は県（農村整備総室、森林林業総室、河川港湾総室）と連携を図り、地すべりによる被害を防止するため、地すべり対策を推進するとともに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

3 急傾斜地崩壊対策

町は県（河川港湾総室）と連携を図り、がけ崩れによる災害を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹

底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

4 土砂災害警戒区域における対策

1) 地域防災計画への記載

町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

2) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

町は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設のうち土砂災害のおそれがあるときに利用者の迅速な避難の確保が必要となる施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設について町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者等は、「一般災害対策編 第1章第16節 要配慮者対策」で定める通り、各種気象情報及び土砂災害警戒情報等の伝達体制を整備し、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することとする。

3) 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

5 道路落石等防止対策

町は県（道路総室）と連携を図り、交通の安全確保と地域住民生活の安定を図るため、定期的に落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行って、安全の確保に努める。

6 治山対策

町は、山地の崩壊防止等のため、県（森林林業総室）に対し、山地治山、地すべり防止事業を柱とした計画的な事業実施を要望していく。

7 森林整備対策

森林は、水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されており、町は、県（森林林業総室）、森林組合、森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

8 宅地防災対策

町は県と連携して、造成宅地の崖崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤の沈下、溢水等の障害を防止するために、切土、盛土、のり面の保護、擁壁、軟弱地盤の対策、排水の処理、滑動崩落防止対策等に取り組む。

9 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

町は、総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、県が開催する「福島県総合土砂災害対策推進連絡会（事務局：河川港湾総室）」において、土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

10 災害危険箇所

町地域防災計画に記載する各災害危険箇所は次のとおりである。

1) 砂防指定地及び土石流危険溪流

砂防指定地指定調書及び土石流危険溪流箇所調書

【資料編3. 災害危険箇所（1）砂防指定地】

【資料編3. 災害危険箇所（2）土石流危険溪流（ランクⅠ）】

2) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域表

【資料編3. 災害危険箇所（3）土砂災害警戒区域等の指定箇所】

3) 地すべり防止区域及び地すべり危険箇所等

地すべり防止区域及び地すべり危険箇所、危険箇所・地すべり防止区域指定箇所一覧表、山地災害危険箇所一覧表及び地すべり等防止区域指定調書・地すべり等危険箇所表

4) 急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所調書

【資料編3. 災害危険箇所（4）急傾斜地崩壊危険箇所（ランクⅠ）】

5) 道路の落石のおそれのある箇所

6) 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）

山地災害危険箇所一覧表

【資料編3. 災害危険箇所（5）崩壊土砂流出危険地区】

11 盛土による災害防止対策

町及び県（農業支援総室、森林林業総室、都市総室）は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第3 雪害予防対策

大雪等による被害から交通、通信及び電力等の生活関連施設を確保し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、関係機関は以下のような雪害に対する対策を講じるものとする。

1 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、道路管理者は迅速かつ的確な除雪体制の推進を図る。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う交通規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

2 鉄道輸送の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

3 倒木対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網（通信網含む）に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、町は、事前伐採等の実施に当たっての協力を努めるものとする。

4 住民に対する防災知識の普及

町及び県（危機管理総室、地域づくり総室）は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。

さらに、町及び県（危機管理総室、地域づくり総室、建築総室）は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、町に提供するものとする。

また、県、町及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備等について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

第5節 火災予防対策

(生活環境課、都市整備課、県、防災関係機関)

第1 広域的な応援体制

1 広域的な応援体制の運用

町及び消防本部は、隣接町村及び隣接消防本部等との消防相互応援協定を適正に運用する。

2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防組織法第44条に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、町間で応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定に努める。

第2 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

町は県（危機管理総室、森林林業総室）等と連携し、地域住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町は県等と連携し、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する。

4 避難指示継続区域への対応

町は、帰還困難区域をはじめ避難の継続により維持管理が適切に行われていない土地の適切な管理を支援するとともに、消防水利の基準（総務省）を参考としながら双葉地方広域市町村圏組合消防本部の意見を踏まえ、都市計画やまちづくりの現状に則した消防水利

確保等の防火対策に取り組む。

第3 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町は県等と連携し、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。また、消防法の改正による住宅用火災警報器の設置義務について、周知を図る。

第4 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

町は県（道路総室、都市総室）と連携し、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は県（建築総室、各施設管理者）と連携し、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分にかんがみた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発し、被害を拡大する危険性があるため、県（健康衛生総室）及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第5 消防力の強化及び広域応援体制の整備

町は県（危機管理総室）と連携し、「消防力の整備指針・消防水利の基準」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、県単独の補助制度、防災まちづくり事業等を積極的に活用して充実強化を図る。

また、消防職団員についても組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とする。

さらに、町は、消防本部において締結している「双葉地方消防受援計画」（平成9年3月締結）及び「福島県広域消防相互応援協定」（平成9年12月締結）に基づき円滑な消防応援体制の充実を図るとともに、相互応援協定の適宜見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

第6 消防水利の整備

町は県（危機管理総室）と連携し、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、消防水利の基準の達成に努める。

また、町は、帰還困難区域における消防水利の確保に取り組む。

第7 救助体制の整備

町は、自主防災組織にヘルメット、ベスト、長靴、発電機、投光器、防災倉庫等のコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど、防災意識の向上と初期救助の体制整備を図る。

第6節 建造物予防対策

（都市整備課、町教育委員会、消防本部、県）

第1 建築物の安全促進対策

1 民間の建造物

町は、県（建築総室）とともに、既存住宅・建築物の耐震性能を向上させるため、建築物所有者等に対して、国・県・町が行う助成制度の活用を促し、耐震診断・改修等の促進を図る。

また、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

2 公共建築物の対策

町は県（各施設管理者）と連携し、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に、資格を有

する者に建築物及び建築設備（以下、本項において「建築物」という。）の状況を点検させ、公共建築物の地震や火災に対する安全性の確保、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条の規定により、特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査または検査させて県に報告することが義務付けられている。

町は、県が実施する、建築物の防災、特に防火、避難等を重点に補修、補強又は改善等の指導を受け、建築物の維持管理の適正を図ることに對し協力を行う。

第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

消防本部は、県（文化財課）・町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

町教育委員会、県、消防本部及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動及び避難誘導などを円滑に実施するため、防火・消火及び避難訓練を実地または図上などの手法を用いて実施するものとする。

第4 危険空き家の防災対策

町は、老朽化による倒壊等により周辺に被害を及ぼすおそれのある空き家を把握し、防災対策を講じるとともに、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるも

のとする。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）を踏まえ、空き家等対策計画の策定等を検討する。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

（東北電力ネットワーク（株）、各LPガス事業者、（一社）福島県LPガス協会）

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、電気事業者は、本社、支社及び電力センター（以下、この節において「店所」という。）に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

なお、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

2 事業計画

1) 災害予防のための設備計画

ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

イ 水害対策

ア) 送電設備

- 架空電線路

土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補強等を実施するものとする。

- 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施するものとする。

イ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的事業にかさあげを行うものとするが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処するものとする。

ウ 雷害対策

ア) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

イ) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行うものとする。

ロ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、耐雷ホーン等の取付けにより対処するものとする。

エ 倒木対策

倒木等により電力供給網（通信網含む）に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、町は、事前伐採等の実施に当たっての協力に努めるものとする。

2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう維持管理し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

3) 災害対策用資機材の確保

ア 災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発（株）と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

4) 災害用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

5) 防災訓練等の実施

ア 従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧

対策が有効に機能することを確認しておくものとする。
また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設〔LPGガス〕災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

1) LPGガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

イ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、対震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置や集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、（一社）福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第8節 緊急輸送路等の指定

（生活環境課、都市整備課、県）

第1 緊急輸送路等の指定

1 緊急輸送路

町は、県が災害（二次災害を含む。）に対する安全性を考慮しつつ指定する路線に基づき、次の路線を緊急輸送路として指定する。

1) 県指定道路

国道6号

常磐自動車道

県道36号小野富岡線

町道関根小浜線

町道合同庁舎線

2) 町指定道路

町道坊小屋桜通り線

町道宮の原小良ヶ浜線
町道北郷会沢線
町道関根小浜線
町道関根大原線
町道大原原線
町道停車場岩井戸線

2 集積場所・輸送拠点

町は、災害時の救援物資の受入れ、一時保管及び町内各地区への配布を効率的に行うため、災害備蓄倉庫を整備済みである。

また、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

3 民間と連携した物資輸送・仕分け・配送体制

災害時の救援物資の輸送、仕分け・配送などについて、民間の倉庫・物流事業者との協定などにより、効果的・効率的な体制を整備する。また、情報伝達様式、伝達方法を定めるなど、災害時の連携方策について具体的に検討し、図上演習等によりその実効性を確認・検証する。

4 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入れ拠点として、次のヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

ヘリコプター臨時離着陸場

名称	所在地	管理者
富岡町営野球場	富岡町小浜281	町長
富岡町総合運動場	富岡町大字本岡字王塚84	〃

第2 緊急輸送路等の整備

町は、緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く。）である国及び県と連携しながら整備を図る。このため、災害に強い格子状の避難路、緊急輸送路等の整備方針を策定し、国道114号、国道288号、県道36号小野富岡線などの改良促進を目指す。

第9節 避難対策

(総務課、生活環境課、福祉課、健康づくり課、町教育委員会、県、県教育委員会、その他関係機関)

第1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり、並びに高潮等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた町外への広域避難について、コミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、町は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

さらには、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

県（保健福祉部）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から本町と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行い、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供するものとされている。

1 避難指示等を発令する基準

1) 避難指示等の判断基準の策定について

町は、国において策定された「避難情報に関するガイドライン」の設定例等を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとされている。

町は、洪水に対する住民の警戒避難体制として、洪水ハザードマップの浸水想定区域が設定されている河川については、洪水警報等が発表された場合の具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。なお、水害については、洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は立退き避難が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で屋内安全確保することも可能である。洪水等が発生・切迫した場合には緊急安全確保を行う。

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や福島県土砂災害情報システム（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

避難指示等の分類と住民等に求める行動は次のとおりである。

行政が出す情報	住民等に求める避難行動
高齢者等避難警戒レベル3	・ 高齢者等*は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ その他の人も必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望

	ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難の準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所等へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示 警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急安全確保」を行う。
緊急安全確保 警戒レベル5	・災害が発生、切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する「緊急安全確保」を行う。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

ア 洪水の避難指示等

ア) 避難指示等の対象とする区域

対象	避難指示等の対象とする区域等の例
比較的大きな河川 (富岡川：水位周知河川)	・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊した場合を想定し、堤防に沿った一定の幅の区域等に立地する氾濫水により倒壊のおそれのある家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立ち退き避難をする）
山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川	・河川沿いの家屋
河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	・地下鉄、地下街、建物の地下部分 ・下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含める。 ・道路のアンダーパス部分（立ち退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

イ) 水位・気象警報等と町の標準的な対応

警戒 レベル	水 位	発表される気象警報等の名称		町の対応
5	越水・破堤	氾濫発生情報 (氾濫が発生した 時に発信する情 報)	大雨特別警報 (浸水害)	・緊急安全確 保発令の目 安
4	氾濫危険水位 ⇒水位周知河 川の特別警戒 水位	氾濫危険情報 (洪水等により相 当の家屋浸水等 の被害を生じる 氾濫のおそれか ある水位)	大雨警報 (浸水害)	・避難指示発 令の目安 ・住民の避難 の参考
3	避難判断水位	氾濫警戒情報 (避難判断水位に 到達した時、あ るいは、水位予 測に基づき氾濫 危険水位に達す ると見込まれる 時に発信する情 報)	洪水警報 降水短時間予報	・高齢者等避 難の発令判 断の目安 ・住民の氾濫 に関する情 報への注意 喚起
2	氾濫注意水位	氾濫注意情報 (氾濫注意水位に 到達した時に発 信する情報)	大雨注意報 洪水注意報	・水防団の出 動の目安
1	水防団待機水 位	—	予告的な 気象情報	・水防団は待 機

り) 水害に関する避難指示等の判断基準

区 分	判 断 基 準	情報入手先						
高齢者等避難 警戒レベル3	富岡川に関する判断基準 ○次のいずれか1つに該当する場合 1：富岡水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.80mに達した場合 <table border="1"> <caption>避難判断水位</caption> <tr> <th>河川名</th><th>観測所</th><th>避難判断水位</th></tr> <tr> <td>富岡川</td><td>富岡</td><td>1.80m</td></tr> </table> 2：洪水警報の発表に加え、富岡川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） その他の河川に関する判断基準 ○次のいずれか1つに該当する場合 1：洪水警報の発表に加え、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	河川名	観測所	避難判断水位	富岡川	富岡	1.80m	・気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/ ・福島県河川流域総合情報システム http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ ・国土交通省「川の防災情報」 http://www.river.go.jp/ ・XRAIN雨量情報 http://www.river.go.jp/xbandradar/ ・川の水位情報 https://k.river.go.jp/?zm=5&clat=34.60914128157992&clon=138.45645728125004&t=0&dobs=1&drv=1&dtv=1&dtmobs=1&dtmtv=1 ※上流の降雨については、流域雨量指数を確認。 など
河川名	観測所	避難判断水位						
富岡川	富岡	1.80m						
避難指示 警戒レベル4	富岡川に関する判断基準 ○次のいずれか1つに該当する場合 1：富岡水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である2.20mに到達した場合 <table border="1"> <caption>氾濫危険水位</caption> <tr> <th>河川名</th><th>観測所</th><th>氾濫危険水位</th></tr> <tr> <td>富岡川</td><td>富岡</td><td>2.20m</td></tr> </table>	河川名	観測所	氾濫危険水位	富岡川	富岡	2.20m	
河川名	観測所	氾濫危険水位						
富岡川	富岡	2.20m						

区 分	判 断 基 準	情報入手先
	2：洪水警報の発表に加え、富岡川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 3：堤防に異常な漏水等が発見された場合 4：滝川ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） その他の河川に関する判断基準 ○次のいずれか1つに該当する場合 1：洪水警報の発表に加え、各河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 2：堤防に異常な漏水等が発見された場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
緊急安全確保 警戒レベル5	富岡川に関する判断基準 ○次のいずれか1つに該当する場合（災害が切迫） 1：富岡水位観測所の水位が氾濫開始相当水位	水防団等

区 分	判 断 基 準	情報入手先						
	である4.92mに到達した場合 氾濫開始相当水位 <table border="1"> <tr> <th>河川名</th><th>観測所</th><th>氾濫開始相当水位</th></tr> <tr> <td>富岡川</td><td>富岡</td><td>4.92m</td></tr> </table> 2：富岡川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害が発生） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） その他の河川に関する判断基準 ○次のいずれか1つに該当する場合 （災害が切迫） 1：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこ	河川名	観測所	氾濫開始相当水位	富岡川	富岡	4.92m	
河川名	観測所	氾濫開始相当水位						
富岡川	富岡	4.92m						

区 分	判 断 基 準	情報入手先
	と) (災害が発生) 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)	

イ 土砂災害の避難指示等

木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があり、命の危険を脅かすことが多いことから、避難指示等が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域内では、屋内安全確保とはせず、早めに立ち退き避難を行う必要がある。

ア) 避難指示等の対象とする区域

- 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」
- 土砂災害危険区域（「急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域」、「土石流危険渓流区域」、「地すべり危険区域」）
- その他の場所
 - 土砂災害警戒区域や土砂災害危険区域以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。
 - 「山地災害危険地区」について、県の林務担当部局又は森林管理局に確認する。

イ) 避難指示等の発表単位

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難指示等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する必要がある。

発表単位は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）のメッシュ区分等の判断情報の入手性ととともに、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮して定める必要がある。

り) 土砂災害に関する避難指示等の判断基準

区 分	判 断 基 準	情報入手先
高齢者等避難 警戒レベル3	○次のいずれか1つに該当する場合 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、土砂災害からの避難が必要な住民等は、高齢者等避難が発令された段階で、各人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要がある。 ※降雨時に、前兆現象や土砂災害の発生が確認された場合、その周辺の住民等は、各人が判断して立ち退き避難を行う必要がある。	・ 気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ・ 防災情報提供システム https://www.jma.go.jp/bosai/ ・ 福島県河川流域総合情報システム http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/ ・ 国土交通省「川の防災情報」 http://www.river.go.jp/ ・ XRAIN雨量情報 http://www.river.go.jp/xbandradar/ ・ 福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html ・ 福島県土砂災害危険箇所図 http://www.pref.fukushima.jp/sabou/kikenkasyomap/kikenkasyo.html など
避難指示 警戒レベル4	○次のいずれか1つに該当する場合 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合	

区 分	判 断 基 準	情報入手先
	3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	
緊急安全確保 警戒レベル5	○次のいずれか1つに該当する場合（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合	消防団等

ウ 高潮災害の避難指示等

高潮災害は、一度被災した場合、命を脅かす危険性が高いことから、基本的には安全な地域への移動を伴う立ち退き避難となる。

ア) 避難指示等の対象とする区域

- 高潮時の波浪が海岸堤防等を越えるなどにより、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する範囲）等
- 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される区域

イ) 高潮に関する情報

台風情報	● 台風の位置や強さ等の実況及び予想
高潮注意報	● 高潮に対する注意を呼びかける
高潮警報	● 高潮により重大な災害が発生するおそれがある
高潮特別警報	● 予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい

- 高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに発表される。

ロ) 高潮災害に関する避難指示等の判断基準

区 分	判 断 基 準	情報入手先
高齢者等避難 警戒レベル3	○次のいずれか1つに該当する場合 1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 （数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	

区 分	判 断 基 準	情報入手先
避難指示 警戒レベル4	○次のいずれか1つに該当する場合 1：高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（時刻時点で発令）	
緊急安全確保 警戒レベル5	○次のいずれか1つに該当する場合（災害が切迫） 1：水門、陸閘等の異常が確認された場合（災害発生を確認） 2：海岸堤防等が倒壊した場合 3：異常な越波・越流が発生した場合	消防団等

（洪水・土砂災害・高潮の避難指示等の判断基準の留意点）

避難指示等の判断基準は上記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難指示等は発令する。
- 避難指示等の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部等との間で、相互に情報交換すること。
- 関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、大雨の区域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

2) 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおりである。

- ア 水 害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- イ 土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ウ 高潮災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1) 指定緊急避難場所

町は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

なお、指定緊急避難場所の一覧は、資料編に掲載する。

2) 指定避難所

町は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った住民、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所としてあらかじめ指定する。

なお、指定避難所の一覧は、資料編に掲載する。

3) 指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合の留意点

町は、指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合、次の点に留意する。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

イ 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しようするときは、当該管理者の同意を得た上で指定する。

ウ 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

エ 管理者の届出義務

指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該施設を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届ける。

オ 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

カ 地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議の上で進める。

キ 学校を指定する場合の措置

町は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、防災担当部局、教育委員会及び学校との間で使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

ク 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努める。

ケ その他の施設の利用

町は、指定避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合に対応するため、県を経由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設できるよう、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図る。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

町は、避難が必要な地域から指定緊急避難場所までの避難路を選定し、各道路管理者とともに避難路の整備に努める。

ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員があることとするが、地域の実情に応じて選定する。

イ 避難路は相互に交差しないこと。

ウ 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないこと。

エ 避難路の選定については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を考慮する。

オ 避難路には、指定緊急避難場所までの誘導標識の整備を行う。

4 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

1) 給水・給食措置

ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

イ 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

ウ 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

食物アレルギーを始めとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合においては、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、健康づくり課等が管理栄養士等の専門職種に相談できるよう努めることとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体のプロtectionを念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

3) 衣料、日用必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体を保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄しておくことが望ましい。

(ア) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

(エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(オ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 避難者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする(可能な限り医療機関に対応を求める)。

5) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、在宅避難者等を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所

となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部署・団体等と連携を図り配慮するものとする。

5 指定避難所の管理に関する事項

1) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法

ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置に当たっては女性と男性の両方を配置すること。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ 運営責任者の役割

- (f) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況（例：妊娠、障がい、DV被害、性的マイノリティなど）等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- (g) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、町の災害対策本部や近接する他の避難所と連絡をとること。
- (h) 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃

保健班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (オ) 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握すること。なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性と男性の両方を配置することが望ましい。また、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は指定福祉避難所への避難等を行うため、町に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。
- (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用にも努めること。

2) 避難受入中の秩序保持

ア 住民による自主的運営避難所

- (ア) 避難所の運営担当者の町職員は、避難所の設置後、施設管理者や町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。
- (イ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- (ウ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

イ 防火・防犯対策

- (ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入口等に掲示するものとする。また、避難所内で使用する毛布、シーツ等につい

ては、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性の製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努めること。

- (イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。なお、女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回することが望ましい。
- (ウ) 指定避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、町から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で町の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を町から県へ情報提供できるような体制を確立しておく。

4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、上記に挙げる様々な避難者が安心して相談できるようにするため、窓口には男性女性双方を配置することが望ましい。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から町へ、町単独では対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

6 指定避難所の整備に関する事項

1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解を得られるよう努めるものとする。

加えて、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等の情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、災害時における、通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避

難者の協力を得て適切に管理するものとする。なお、感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

7 要配慮者に対する救援措置に関する事項

1) 情報の伝達方法

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

2) 避難及び避難誘導

このことについては、「第2章第10節第3・第4」を参照するものとする。

3) 避難所における配慮等

このことについては、「第2章第11節」を参照するものとする。

なお、避難行動要支援者に対する救援措置については、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮するものとする。

8 広域避難に関する事項

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- 1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- 2) 標識、誘導標識等の設置

町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

- 3) 住民に対する巡回指導
- 4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等

町は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

10 感染症の自宅療養者の避難の確保

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、町は、災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

【資料編5. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（1）指定緊急避難場所候補施設】

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入れに供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

- イ 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、津波、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
- ア) 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- イ) 洪水、高潮、津波、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れ用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- ウ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。
- エ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
- ア) 延焼火災の発生するおそれ大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
- イ) 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
- ウ) 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

【資料編5. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

2 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定するときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、

指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の選定等

町が策定する避難計画の指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合に避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させる、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示すること。

また、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設などを福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

【資料編5. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（2）指定避難所候補施設】

- ア 避難者等を滞在させるために必要十分かつ適切な規模のものであること。
- イ 速やかに避難者等を受入、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- オ 福祉避難所として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- カ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア) 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3㎡以上とする。
 - イ) 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
 - ウ) 指定避難所の立地場所については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。

- エ) 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
- カ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から生活環境課、福祉課及び健康づくり課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて可能な限り多くの避難所を検討するよう努めるものとする。

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定するときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

6 指定した避難所の運営・管理

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

- ア 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。
- イ 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、衛星通信等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図る。なお、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- ウ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や非接触型体温計等の新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- エ 町は、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。
- オ トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。
- カ 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。
- キ 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ク 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症あるいは低体温症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。
- ケ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、生活環境課や福祉課が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

【資料編6. 学校・医療機関等その他施設一覧（1）保育所・幼稚園・学校等の状況】

4 指定管理者制度導入施設の利用

指定管理者制度を導入した施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、指定管理者における災害時の対応やその役割等に関し、指定管理者と事前の協議を行

っておく。

5 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び当該施設の財産管理者にあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

6 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合や、避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策が必要な場合、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

【資料編6. 学校・医療機関等その他施設一覧（4）宿泊施設】

第5 避難路の選定基準

町が策定する避難計画の避難路の選定基準等はおおむね次のとおりとする。

- ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- イ 避難路は相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- エ 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

町は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることや、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、マニュアルの作成、訓練等を通じて住民等に対し、あらかじめ指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮することに努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑

状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- ア 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- イ 災害に関する情報伝達方法
- ウ 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- エ 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの

第7 学校園、病院等施設における避難計画

学校園、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るものとする。

1 学校園の避難計画

学校園においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校園の実態に即した適切な避難対策をたてるものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置
- オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- カ 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- キ 避難者の確認方法
- ク 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

【資料編6. 学校園・医療機関等その他施設一覧（1）こども園・学校の状況】

また、町は、学校園が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前

の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮しつつ、次の事項に留意して適切な避難対策を定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- オ 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- カ 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- キ 避難場所及び避難経路の設定並びに収容方法
- ク 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- ケ 避難者の確認方法
- コ 家族等への連絡方法
- サ 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

【資料編6．学校・医療機関等その他施設一覧（3）社会福祉施設等】

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア 被災時における病院施設内の保健、衛生の確保
- イ 入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段
- ウ 病状の程度に応じた移送方法
- エ 搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所
- オ 避難所についての通院患者に対する周知方法等

【資料編6．学校・医療機関等その他施設一覧（2）医療機関】

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア 避難場所、経路、時期
- イ 誘導及び指示伝達の方法等

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた町外への広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、県（危機管理総室、生活福祉総室、健康衛生総室）や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

町は、男女共同参画の視点から、生活環境課や生涯学習課が連携して庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。

第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町及び県は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- 1 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- 2 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- 3 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- 4 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第10 広域避難及び広域一時滞在

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、県や県内の他の市町村との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

（健康づくり課、県、日本赤十字社福島県支部、福島県医師会（双葉郡医師会）、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県診療放射線技師会、福島県臨床衛生検査技師会、福島県助産師会）

第1 医療（助産）救護体制の確立

1 医療（助産）救護活動体制の確立

1) 町

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を、県及びその他の機関の協力を受けながら図るものとする。

ア 救護所の指定及び整備と地域住民への周知

イ 救護班の編成体制の整備

2) 県（健康衛生総室）及びその他の機関

ア 県（健康衛生総室）の支援体制

ア) 統括機関としての県保健所の機能強化

イ) 災害拠点病院の整備

ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）や県立病院救護班の編成体制及び救急医療資機材等の整備

エ) 県医師会、県歯科医師会、関係団体との協議・支援体制の整備

イ その他の機関

ア) 日本赤十字社福島県支部

イ) 福島県医師会・福島県歯科医師会・福島県診療放射線技師会・福島県臨床衛生検査技師会・福島県助産師会

ウ) 福島県看護協会

エ) 福島県薬剤師会

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

ア 町は県（健康衛生総室）と連携し、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定するものとする。

イ 供給体制については、県（健康衛生総室）及び県保健所との協力により供給体制等の整備を図る。

3 血液確保体制の確立

ア 町は県（健康衛生総室）と協力し、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について地域住民への普及啓発を図る。

イ 町は、県（健康衛生総室）の実施する血液製剤の輸送体制の活用を図る。

4 後方医療体制の活用

1) 後方医療機関の活用

町は、災害時において救護所や救急告示医療機関等で応対できない重症者等の治療及び入院等の救護を行うため、県が整備する後方医療機関（二次医療圏単位で指定される地域災害拠点病院）及び基幹災害拠点病院（後方医療機関の機能に、要員の訓練・研修機能を有する施設）の活用を図る。

なお、後方医療機関の主な機能は以下の3つである。

ア 既存入院患者などの治療の継続

イ 災害による傷病者の受入れ

ウ 救護班の派遣

2) 後方医療機関等との情報連絡体制の整備

町は、町が設置する救護所と、医療機関及び消防本部等の間における情報連絡機能を確認するため、県（健康衛生総室）が確立する災害救急医療情報システムの活用を図る。

5 傷病者等搬送体制の整備

1) 搬送手段の確保

町、消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保しておく。

2) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の航空輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保しておく。

3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

6 医療関係者に対する訓練等の実施

1) 防災訓練の実施

県（健康衛生総室）及び町は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

2) 災害医療従事者研修の実施

県（健康衛生総室）は、災害拠点病院等のDMA Tや医療救護班スタッフに対して、災

第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等についての研修を行う。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

町は県（健康衛生総室）と連携し、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は県（健康衛生総室）と連携し、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

町は県（健康衛生総室）と連携し、被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下、「患者等」という。）の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の整備と患者等の移送体制の確立を図る。

第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

（生活環境課、健康づくり課、産業振興課、都市整備課、税務課、県）

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。町は、食料等の備蓄に関して、民間における流通備蓄の活用も含めた適切な備蓄場所・備蓄手段の確保方策を検討する。

また、町民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

【資料編2. 応援協定（5）災害時における物資等の供給協力に関する協定】

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

ア 町は、県が実施する食料供給体制の活用とともに、地域住民の非常用食料の確保のため、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するものとする。また、調達に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努めるものとする。なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、

乳、落花生)に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目(アーモンド等)についても配慮することが望ましい。

- イ 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等の利用にも配慮して、備蓄品目の選定や利用に際して創意工夫を講じることも必要である。
- ウ 町は、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努めるものとする。また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- エ 町は県と連携し、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や地域住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- オ 町は県と連携し、災害応急対策に従事または応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。

2 生活物資

- ア 町は、県が実施する生活物資供給体制の活用とともに、地域住民の非常用生活物資の確保のため、卸売業者、小売業者と物資調達に関する協定を締結するものとする。なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。
- イ 備蓄品目は、寝具(毛布等)、衣料品(下着、作業着、タオル)、マスク、消毒液、炊事器具(卓上コンロ、カセットボンベ)、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などとする。また、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討しておく必要がある。
- ウ 町は、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- エ 町は県(危機管理総室)と連携し、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や地域住民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- ア 町は、避難者1人1日3ℓに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- イ 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討する。
- ウ 町は県（危機管理総室）と連携し、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や地域住民に対し、3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- エ 町及び県（危機管理総室）は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋資機材の整備に努める。

第3 防災資機材の整備

1 防災資機材の整備

町及び県（危機管理総室）等は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

また、町は、長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公

第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

共同体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

町及び県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 広域処理体制の確立

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第5 罹災証明書発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第6 物資供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第7 訓練等の実施

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第12節 航空消防防災体制の整備

(生活環境課、県)

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び範囲

本町の現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

1 救急・救助活動

- ア 山村地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- イ 傷病者発生地域への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 河川・海岸等での水難事故等における捜索・救助
- オ 高層建築物火災における捜索・救助
- カ 大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

2 災害応急対策活動

- ア 地震、津波、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- イ 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ 高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- エ 各種災害等における地域住民への避難誘導及び警報等の伝達

3 火災防衛活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、地域住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ウ 交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

4 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加
- ウ 地域住民への災害予防の広報

5 広域航空消防防災応援活動

第2 場外離着場（臨時ヘリポート等）の確保

町のヘリコプター臨時離着陸場は、「第8節 緊急輸送路等の指定 第1 4」のとおりである。

第13節 防災教育

(生活環境課、都市整備課、町教育委員会、県)

第1 体系的なカリキュラムによる防災教育の推進

町は、一般地域住民、児童生徒、民間事業者、防災関係機関職員など、対象者に応じた防災教育のカリキュラムを検討し、それぞれの立場・役割等に応じた体系的な防災教育を推進する。

第2 一般地域住民に対する防災教育

1 防災アセスメントとハザードマップの作成・周知

町は、県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、災害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

ア 地震被害、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

風水害については、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

2 防災知識の普及啓発

町、県（危機管理総室、河川港湾総室）及び防災関係機関は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠

婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 実施の時期

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1) 風水害予防に関する事項 | 5月～9月 |
| 水防月間 | 5月1日～5月31日 |
| 2) 土砂災害予防に関する事項 | |
| 土砂災害防止月間 | 6月1日～6月30日 |
| がけ崩れ防災週間 | 6月1日～6月7日 |
| 3) 火災予防に関する事項 | |
| 春季全国火災予防運動 | 3月1日～3月7日 |
| 秋季全国火災予防運動 | 11月9日～11月15日 |
| 4) 地震災害に関する事項 | |
| 防災とボランティア週間 | 1月15日～1月21日 |
| 防災とボランティアの日 | 1月17日 |
| 防災週間 | 8月30日～9月5日 |
| 防災の日 | 9月1日 |
| 津波防災の日 | 11月5日 |

4 普及の内容

町は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主によるペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- イ 地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- ウ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- オ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の

確認

- カ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- キ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- ク 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組
- ケ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- コ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

5 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、地域住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする他、県と連携しラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用などの広報媒体の積極的な利用を図る。

また、町は、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

6 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第3 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

第4 防災対策要員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、各機関に属する職員に対し、講習会や研修会等を開催し、必要な防災教育を実施する。これに当たっては、以下の方法等により、職員一人ひとりの災害対応力向上を目指す。

- ア 災害対応経験者の体験活用
- イ 救命講習など既存の関連講習の受講奨励
- ウ 重機等運転免許など災害時に役立つ資格の取得奨励
- エ 避難時や避難所における要介護高齢者への対応を円滑にするための介護関連研修の受講促進

第5 学校教育における防災教育

1 趣旨

町教育委員会は、学校における地域の災害リスクに基づいた防災教育を、県教育委員会と連携を図りながら実施することとする。

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じた的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道德等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な向上や高まりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練を実施や、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科等による防災教育

- ア 教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探求）」の時間を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実を図るものとする。
- イ 身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気づき、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、県（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）と連携し、教職員の

防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第6 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

町は、県（文化スポーツ局）と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。特に、町における災害対応の記録については、これを収集・整理するとともに、これを広く公開し、教訓としての活用を図る。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、県（文化スポーツ局）と連携して災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害経験者の語り部育成、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第14節 防災訓練

（生活環境課、都市整備課、県、防災関係機関）

第1 総合防災訓練

1 概要

町においては、町単独あるいは他の市町村との合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとし、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、県の機関、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、男女の違い等々、多様なニーズに十分な配慮がなされるよう想定した対応を行うよう努めるものとする。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。

- ア 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- イ 火災、救急・救助等の通報、避難（広域避難を含む）、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- ウ 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- エ 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- オ 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- カ 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- キ 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第2 個別訓練

1 概要

町及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に地域の災害リスクに基づいた個別訓練を実施するものとする。

また、町及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

2 個別訓練の種類

1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図る。

2) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、福島地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

4) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、県等が被災市町村に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。この際、図上演習などの訓練方式を活用し、災害時の情報伝達・指揮命令系統を定期的に確認するものとする。

5) 現地災害対策本部設置訓練

町は、局所的に甚大な被害が発生した場合に備え、簡易な現地災害対策本部設置訓練を実施する。

6) 避難所設置運営訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運営訓練を実施する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所設置運営訓練を積極的に実施するものとする。

7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

3 訓練実施上の留意点

町は、各種訓練を実施する際に、以下のような点に留意し、実践的な地域防災訓練となるよう配慮する。

ア 地域住民、事業者等が主体となって実施する訓練の支援

イ 避難所運営ゲーム（HUG）等を活用した避難所運営訓練の実施

ウ 地域の祭その他各種イベントの機会を活用した災害対応能力の向上（無線等の機器利用、炊き出し、非常用電源確保など）

4 訓練の評価と地域防災計画等への反映

町は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、町民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防本部等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 一般地域住民の訓練

町をはじめとした防災関係機関は、地域住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して広く地域住民の参加を求め、地域住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、地域住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第15節 地域防災力の充実強化

(生活環境課、県)

第1 消防団による地域防災体制の再構築

町は、地域防災力の中核を担う消防団について、以下のような検討・対応を行うことで、その

再構築を図る。

- ア 消防団員の帰町状況に応じた対応方策の検討
- イ 火災予防・広報等を行う機能別消防団の町内事業所と連携した募集
- ウ 「消防団の装備の基準」の改正に合わせた新たな装備、備品の整備
- エ 女性消防団員の加入促進、女性向け装備導入等の検討
- オ 消防団協力事業所表示制度
- カ 中型免許取得支援
- キ 地域行事への協力によるイメージアップ

第2 自主防災組織の育成指導

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時ににおいて有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

第3 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣地域住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で、次の点に留意し編成するものとする。

- ア 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- イ 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- ウ 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- エ 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。
- オ 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第4 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- ア 各自の任務分担
- イ 地域内での危険箇所
- ウ 訓練計画
- エ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- オ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- キ 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

1) 防災知識の普及等

自主防災組織は町と連携し、万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して正しい防災知識の普及啓発に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防本部等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防隊が来るまでの間、地域において地域住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防本部・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給する方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭で非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難がで

きるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は町と協力し、災害発生時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第5 企業防災の促進

1) 事業継続計画の策定等

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。

2) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況への対応

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、豪雨や暴風などが見込まれる場合には、あらかじめテレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3) 町との協定締結などの連携強化

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。このため、町及び県（危機管理総室）は、こうした取組みに資する情報提供等を進め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町及び県（危機管理総室）は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

4) 避難確保計画等の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、住民及び事業者が行う地区防災計画の作成について、これを積極的に支援するとともに、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第16節 要配慮者対策

(福祉課、健康づくり課、町社会福祉協議会、県、関係施設管理者)

【資料編6. 学校・医療機関等その他施設一覧(3) 社会福祉施設等】

第1 地域防災計画、全体計画において定める全般的事項

1 地域防災計画において定める事項

町は、生活環境課と福祉課との連携の下、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、本計画において以下の事項を定めるものとする。

- ア 消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)となる者
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 名簿の更新に関する事項
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
キ 避難支援等関係者の安全確保

2 全体計画において定める事項の例

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府(防災担当)）」に基づく「全体計画」を町地域防災計画の下位計画として位置づけ、地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定めるものとする。

- ア 名簿の活用方法
- イ 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
- ウ マイナンバーを活用する方針
- エ 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- オ 避難支援等関係者への依頼事項
- カ 支援体制の確保
- キ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- ク あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- ケ 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援の協力を依頼する企業団体等との協定締結
- コ 避難行動要支援者の避難場所
- サ 避難場所までの避難路の整備
- シ 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- ス 避難場所からの避難先及び当該避難場所への移送方法等

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎に被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者のうち、在宅者であり、次に該当する者を避難行動要支援者とする。

- ア 65歳以上のみで構成する高齢者世帯
- イ 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ウ 身体障がい者手帳1級から2級所持者
- エ 療育手帳A所持者で単身の者
- オ 精神障がい者保健福祉手帳1級から2級所持者で単身の者

カ 県より情報提供を受けている難病患者及び小児慢性特定疾病児童等

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項

3 名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する必要な情報の提供を求める。

4 名簿情報の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、その把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。

5 名簿情報の提供と活用

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。なお、避難支援等関係者は以下の者とする。

- ア 消防機関
- イ 県警察本部（双葉警察署）
- ウ 民生・児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織

6 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求め、その他当該名簿情報に係る避難行動要支援

者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

1) 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

町長は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について「警戒レベル3高齢者等避難」を通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

具体的には、次のような配慮を行うものとする。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選んで流すこと

2) 多様な手段の活用による情報伝達

災害時、特に津波警報等の発表時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせるよう配慮するものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。

<情報伝達の例>

○聴覚障がい者

- ・FAXによる災害情報配信
- ・聴覚障がい者用情報受信装置
- ・戸別受信機（表示板付き）
- ・プラカード
- ・津波フラッグ（津波に限る。）による視覚的な情報伝達
- ・個別訪問

○視覚障がい者

- ・受信メールを読み上げる携帯電話
- ・戸別受信機
- ・放送や拡声器等を使用した呼びかけ
- ・個別訪問

○肢体不自由者

- ・フリーハンド用機器を備えた携帯電話

○その他

- ・メーリングリスト等による送信

・字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送

・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

・やさしい日本語による情報提供（ホームページ、SNS、デジタルサイネージ、ハンドブック等）多言語による情報提供

9 避難支援等関係者等の安全確保の措置

災害時における避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、以下のように、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとされている。

ア 地域において、避難の必要性や個別避難計画の意義、あり方を自主防災組織や自治会などの地域の関係者に説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、避難支援は、あくまでも地域住民の善意により行われるものであり、関係者に法的な義務や責任を課すものではないこと、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが必要であり、そうした点について、町は、関係者に対して説明を行うものとする。

イ 消防団が行う避難誘導等の活動に携わる団員の安全を確保するため、町は、津波到達時間に応じて活動時間を判断するなど退避ルールを定めることを要請する。

なお、関係者が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するための緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、疾病し若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、災害対策基本法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。

第3 個別避難計画

1 個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、生活環境課や福祉課等の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織や自治会等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画には、本節第2の2アからカまでに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項

町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別避難計画の策定に努めるものとする。

2 個別避難計画の更新

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

3 個別避難計画の提供と活用

町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得られた場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

4 個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者の避難支援体制

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

5 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に

努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第5 社会福祉施設における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

また、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする（代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む）。

2 組織体制の整備

ア 社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

イ 特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

ウ また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣の地域住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な緊急通報システムを設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における施設での避難確保

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における社会福祉施設の管理者は、洪水予報等の伝達体制を整備した上で、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することとする。また、町は、避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

5 防災教育・防災訓練の充実

ア 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害時に関する基礎的な知識や災

害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

- イ また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
- ウ 特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的にも実施するよう努めるものとする。
- エ さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

6 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第6 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、緊急通報システムによる情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火器、火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

特に発災初期において、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、民生・児童委員、自主防災組織等による救出、避難誘導活動を行うことができる体制づくりを日常から啓発しておくものとする。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第7 病院入院患者等対策

町は県（生活福祉総室、健康衛生総室）と連携し、病院、診療所等施設管理者に対し、入院中

の寝たきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な病室に受け入れるなど、特別な配慮をするよう指導する。

なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における病院、診療所等の管理者は、本節第4で定める通り、洪水予報等の伝達体制を整備した上で、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することとする。

第8 外国人に対する防災対策

町は県（関係各部署）と連携し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- エ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第9 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第10 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、ユニバーサルデザイン化されていない避難所に要配慮者が避難した場合は、バリアフリートイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めておくものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

1) 町は、防災拠点型交流スペースを有する福祉施設等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくとともに、避難所の一部を活用した福祉避難スペースの確保のため、施設ごとの受け入れスペースなどを検討する。また、必要資機材・備蓄等や受け入れマニュアル作成について検討するとともに、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

2) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配

慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

3) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第17節 ボランティアとの連携

(総務課、町社会福祉協議会、県)

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進める必要がある。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、町社会福祉協議会、県（生活福祉総室）及び日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会などと連携を図りながら、日常からボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

また、町社会福祉協議会を中心にボランティア登録制度の導入についても検討していくものとする。

第3 ボランティアの受入れ体制の整備

1 町、県からの情報提供

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町及び県（生活福祉総室）は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本

部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、情報提供に努めるものとする。

2 コーディネート体制の整備

町は、ボランティアの活動環境として、町社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することとも考えられるので、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

また、町及び県（生活福祉総室）は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や防災訓練におけるボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等の実施を通じて推進するものとする。

3 ボランティア保険

町、県（生活福祉総室）、町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

また、町、県は、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の公的助成について検討する。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、労務提供型の一般ボランティアと、専門知識、技能を有する専門ボランティアの2つが考えられる。

専門ボランティアには次のようなものが考えられる。

- ア 医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア
- イ 介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア
- ウ 建物の倒壊、外壁等の落下の危険度を調査し、建築使用の可否の判定に当たる応急危険度判定士
- エ 外国人との通訳・翻訳を行う通訳ボランティア
- オ 消防・警察業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア
- カ アマチュア無線の免許を有する無線ボランティア

町は県（生活福祉総室）と連携し、上記の専門ボランティアやボランティアコーディネーターなどの育成方法等について検討していくものとする。

第18節 文化財災害予防対策

(生活環境課、町教育委員会、県)

第1 火災予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

地域住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、地域住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 訓練の実施

町・県教育委員会、消防本部及び所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第19節 危険物施設等災害予防対策

(生活環境課、県、消防本部、その他防災関係機関)

第1 危険物施設災害予防対策

1 自主保安体制の確立

町は県（危機管理総室）及び消防本部と連携し、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

1) 危険物取扱者制度の効果的運用

- ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を励行させる。
- イ 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知により受講率の向上を図る。

2) 施設の維持管理及び危険物取扱いの安全管理

- ア 危険物保安員の選任を指導する。
- イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ウ 危険物取扱いの安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

2 規制の強化

町は県及び消防本部に協力し、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡

大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防本部による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 町の活動体制

1 組織及び配備体制

ア 町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく町災害対策本部を設置する。

設置基準
1. 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
2. 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
3. 災害救助法による救助を適用する災害が発生したと認められたとき。

イ 町長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

解散基準
1. 大災害の発生するおそれがなくなつたと見込まれた場合。
2. 発生災害が一応復旧し、特に対策を必要としなくなった場合。

ウ 町長は、本部を設置、又は解散したときは、速やかに県、近隣の関連する市町村及び防災関係機関に通報する。

エ 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による町災害対策本部設置の決定が困難な場合は副町長、教育長、生活環境課長の順に決定し、それも困難な場合には本計画の定める富岡町災害対策本部組織編成表（以下、この節において「組織編成表」という。）の順位とする。

オ 町に、災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助を行うものとし、町の救助体制については、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

2 町災害対策本部設置の場所

町災害対策本部は、役場本庁舎1階食堂におくものとする。

また、庁舎に本部設置が不可能な場合は、「町文化交流センター2階大会議室」に設置する。

3 町災害対策本部の組織編成等

1) 町災害対策本部の組織編成

町災害対策本部は、町災害対策本部長（以下、この節において「本部長」という。）には町長をもってあて、その組織及び編成は「富岡町災害対策本部条例」に定めるところによる他、組織編成表に定めるところによる。

【資料編1. 条例等（2）富岡町災害対策本部条例】

2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が遠隔地に発生し、災害種別、規模その他の状況等により、現地に現地災害対策本部を設けることが必要と認める場合は、名称、所管区域及び設置の場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定めるものとする。

3) 町災害対策本部の事務分掌

町災害対策本部の事務分掌は、「富岡町災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

4) 分担任務以外の業務の発生

災害の状況により、町災害対策本部の任務以外の業務が発生した場合は、その都度本部長がこれを指示するものとする。

4 町災害対策本部員会議

ア 本部長は、必要に応じて災害対策本部員会議（以下、この節において「会議」とする。）を招集するものとする。

イ 会議は、1階食堂で開催するものとする。

ウ 会議は、組織編成表の課長以下の職にある者を災害対策本部員（以下、この節において「本部員」とする。）とし、この本部員をもって開くものとし、課長が不在の場合、班長がこれにあたるものとする。

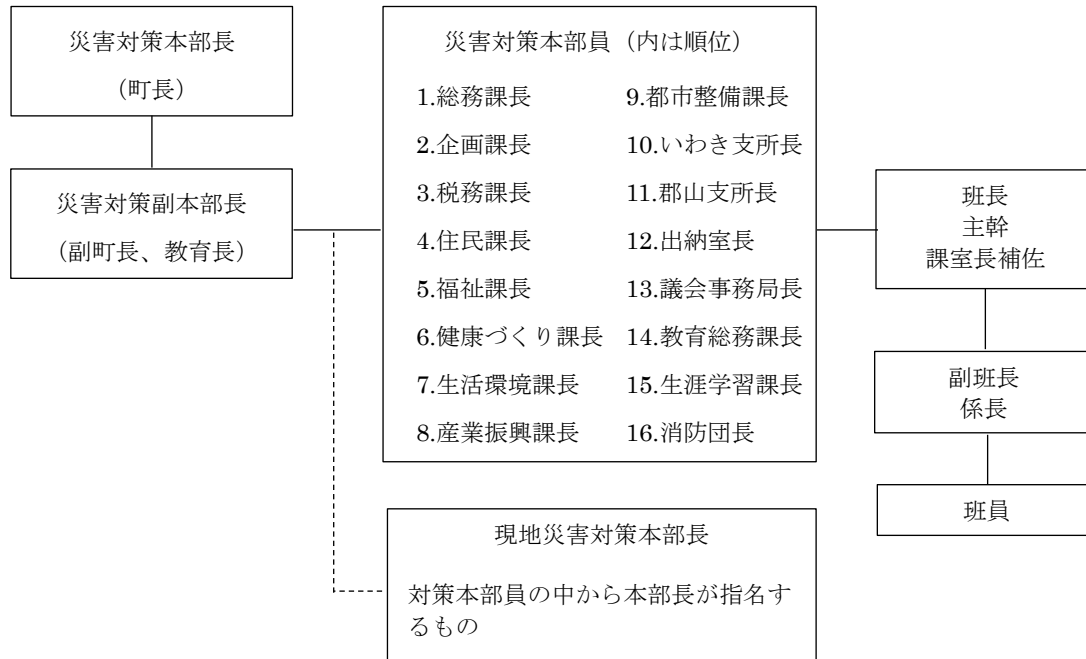
エ 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出するものとする。

オ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、生活環境課長にその旨を申し出るものとする。

第2 災害救助法が適用された場合の体制

町は、本町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をするものとし、この場合の救助体制については、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

富岡町災害対策本部組織編成表



富岡町災害対策本部事務分掌

部署名	分掌事務
総務班 (総務課)	1.応急公用負担等に関すること。 2.災害対策費の予算措置に関すること。 3.町有財産の被害の調査並びにその応急復旧に関すること。 4.町議会との連絡に関すること。 5.公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。 6.本庁機関に属する自動車等の配車に関すること。 7.応急対策用車両の確保に関すること。 8.庁舎及び付属施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 9.行政機能の移転の総合調整に関すること。 10.職員の勤務体制に関すること（支所を含む）。 11.災害義援金品の受付及び配布に関すること。 12.災害時における職員の動員及び調整に関すること。 13.災害時における応援及びボランティア受入の調整に関すること。 14.各部の所掌に属さない事項。 15.本部長の命ずる応急対策に関すること。 【原子力災害】 16.職員の放射線防護対策に関すること。
企画班 (企画課)	1.国、県等に対する要望等の資料の作成に関すること。 2.新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車、インターネットによる広報活動その他広報に関すること。 3.災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。

部署名	分掌事務
	4.災害に関する情報及び地域住民に対する要望、指示事項等のとりまとめ、電話、広報車等による地域住民に対する速やかな周知に関する事。 5.電子計算関連設備等の被害調査及びその応急復旧に関する事。 6.本部長の命ずる応急対策に関する事。
税 務 班 (税務課)	1.指定避難所等の緊急点検に関する事。 2.応急危険度判定に関する事。 3.被災状況に基づく各種申告等の延長公示に関する事。 4.固定資産の被災状況の調査に関する事。 5.土地等の損壊に伴う測量調査に関する事。 6.生活再建支援、災害応急修繕に関する事。 7.罹災証明の発行に関する事。 8.本部長の命ずる応急対策に関する事。
住 民 班 (住民課)	1.避難者名簿及び被災証明に関する事。 2.避難者の収容に関する事。 3.罹災者に対する援護対策に関する事。 4.避難所、仮設住宅等及びコミュニティ拠点施設の管理運営に関する事。 5.仮設住宅への避難者の入居に関する事。 6.被災者の捜索及び埋火葬に関する事。 7.災害弔慰金に関する事。 8.被災者台帳の整備に関する事。 9.本部長の命ずる応急対策に関する事。 〔原子力災害〕 10.支所の支援に関する事。
福 祉 班 (福祉課)	1.福祉関係施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 2.要配慮者の援護対策に関する事。 3.養護施設等の避難対策に関する事。 4.養護施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 5.本部長の命ずる応急対策に関する事。 〔原子力災害〕 6.安定ヨウ素剤の備蓄・更新、災害時の服用に関する事。 7.原子力災害医療への協力。
健 康 班 (健康づくり課)	1.罹災地区における児童及び母子世帯の援護対策に関する事。 2.災害時における応急医療及び助産に関する事。 3.医療機関の被害調査及びその応急復旧に関する事。 4.被災地における感染症の予防に関する事。 5.環境衛生、食品衛生の保持に関する事。 6.医薬品その他衛生資材の調達及び配分に関する事。 7.本部長の命ずる応急対策に関する事。 〔原子力災害〕 8.安定ヨウ素剤の備蓄・更新、災害時の服用に関する事。 9.原子力災害医療への協力。 10.飲料水の放射性物質に関する検査に関する事。 11.避難退域時検査への協力。 12.防災活動従事者、避難者の被ばく線量管理に関する事。
環 境 班 (生活環境課)	1.防災会議に関する事。 2.災害対策本部の庶務に関する事。 3.総合的災害対策の樹立と各部との連絡調整に関する事。 4.災害対策本部長の命令の伝達に関する事。 5.気象通報の伝達に関する事。

部署名	分掌事務
	6.消防機関の出動命令と活動に関すること。 7.警察官の出動命令と連絡に関すること。 8.自衛隊の派遣要請に関すること。 9.災害救助法に関すること。 10.水防活動（水防資材の調達を含む）に関すること。 11.他の市町村との応援、協力に関すること。 12.県知事等に対する応援又は応急措置の実施要請に関すること。 13.県に対する報告及び県との連絡に関すること。 14.町災害対策本部と各部との連絡に関すること。 15.職員の非常招集に関すること。 16.災害対策現地本部の設置に関すること。 17.災害対策現地本部との連絡に関すること。 18.被災地の清掃及び環境衛生に関すること。 19.ペット対策に関すること。 20.原子力発電所の情報取得に関すること。 21.災害の情報収集に関すること。 22.被災地における飲料水の供給に関すること。 23.双葉地方水道企業団との連絡調整に関すること。 24.罹災時における高圧ガス及び火薬類等の取締りに関すること。 25.本部長の命ずる応急対策に関すること。 〔原子力災害〕 26.対策拠点施設との連絡調整に関すること。 27.放射線専門家等の派遣要請に関すること。 28.原子力災害対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 29.広域避難に関する避難者受入れ自治体への要請に関すること。 30.県が実施する緊急時モニタリングへの協力に関すること。 31.モニタリングの総括に関すること。 32.モニタリング結果の収集に関すること。 33.モニタリングポストの動作状況確認に関すること。
産業班 （産業振興課）	1.農林漁業及び商工業の被害状況の調査並びにその応急対策に関すること。 2.農道、林道、ため池、水利施設及び治山施設等の被害調査並びに応急対策、応急復旧に関すること。 3.農業気象に関すること。 4.農産物の技術対策に関すること。 5.家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関すること。 6.被災農業者に対する融資・支援に関すること。 7.被災者及び応急措置、作業従事者等の給食に関すること。 8.主食（米、麦、乾パン等）の配給に関すること。 9.応急救助のための食料品類（缶詰、漬物）、毛布、衣類寝具、ローソク、その他生活必需品の調達及びその管理に関すること。 10.本部長の命ずる応急対策に関すること。 〔原子力災害〕 11.農林畜水産物、加工品等の採取・摂取制限の総括に関すること。 12.農産物の採取・摂取制限に関すること。 13.畜産物の採取・摂取制限に関すること。 14.水産物の採取・摂取制限に関すること。
都市整備班 （都市整備課）	1.道路、橋りょう、河川及び海岸等の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 2.都市施設の被害の調査及びその応急復旧に関すること。 3.交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 4.県への道路、橋りょう、河川及び海岸等の被害状況報告及び連絡に関すること。 5.下水道及び農業集落排水施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。

部署名	分掌事務
	6.被災地における交通規制等に関する事。 7.被災地への緊急輸送路確保に関する事。 8.避難車両の配車・運行計画に関する事。 9.通行可能道路の把握、広域的な町外避難ルートの立案に関する事。 10.本部長の命ずる応急対策に関する事。 11.災害関係住宅及び仮設住宅等の建設に関する事。 〔原子力災害〕 12.土木資材等の調達に関する事。
出 納 班 (出納室)	1.罹災者に対する生活更正資金に関する事。 2.義捐金口座の開設に関する事。 3.本部長の命ずる応急対策に関する事。
議 会 班 (議会事務局)	1.町議会議員との連絡に関する事。 2.本部長の命ずる応急対策に関する事。
教 育 班 (教育総務課) (生涯学習課)	1.児童・生徒等の避難に関する事。 2.町立学校施設の被害の調査及びその応急復旧対策に関する事。 3.被災地の応急教育に関する事。 4.罹災した児童・生徒等に対する学用品の支給に関する事。 5.罹災した児童・生徒等の保健管理及び学校給食に関する事。 6.災害応急対策のための教育施設等の利用に関する事。 7.文化交流センター等の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 8.文化財等の被害の調査に関する事。 9.本部長の命ずる応急対策に関する事。
い わ き 班 (いわき支所)	1.災害対策本部との連絡に関する事。 2.災害対策本部いわき支部の庶務に関する事。 3.災害対策本部いわき支部の設置に関する事。 4.いわき支部職員の非常招集に関する事。 5.災害時におけるいわき支部職員の動員及び調整に関する事。 6.他の市町村との応援、協力に関する事。 7.避難者受入れ自治体との連絡調整に関する事。 8.本部長の命ずる応急対策に関する事。
郡 山 班 (郡山支所)	1.災害対策本部との連絡に関する事。 2.災害対策本部郡山支部の庶務に関する事。 3.災害対策本部郡山支部の設置に関する事。 4.郡山支部職員の非常招集に関する事。 5.災害時における郡山支部職員の動員及び調整に関する事。 6.他の市町村との応援、協力に関する事。 7.避難者受入れ自治体との連絡調整に関する事。 8.本部長の命ずる応急対策に関する事。
消 防 班 (富岡町消防団)	1.区域内の巡視、警戒に関する事。 2.危険箇所の応急対策に関する事。 3.被災者の救出、避難及び誘導に関する事。 4.災害現場の応急対策に関する事。 5.本部長の命ずる応急対策に関する事。

第2節 職員の動員配備

第1 配備基準

1 警戒配備体制の基準（災害対策本部設置前）

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	情報連絡のため、都市整備課、総務課、生活環境課、産業振興課の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制へ円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水等）が発表され、さらに警報の発表が予想される場合において、生活環境課長が配備を決定したとき。 2 その他特に生活環境課長が必要と認めたとき。
警戒配備	関係各課等の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行え、次の特別警戒配備体制へ円滑に移行できる体制とする。	1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、高潮警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 その他特に生活環境課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備（1号配備）	災害対策本部員名簿の本部員、関係各課等の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて町災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1 大雨、洪水等の警報または特別警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる災害が発生したとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。

備考：災害の規模及び特性に応じ、上記一般基準によりがたいとみとめられる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 非常配備体制の基準（災害対策本部設置後）

配備区分	配備体制	配備時期
非常配備体制（2号配備）	応急対策を円滑に実施するに当たり、必要と認める体制とする。	1 局地的に激甚な災害が発生し、なお、拡大のおそれがあるとき。 2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
非常配備体制（3号配備）	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。	1 町内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき又は町内全域に応急対策が必要と認められるとき。 2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

3 活動の基準

配備区分	配備員	活動内容
事前配備	生活環境課長	関係機関から、気象情報、交通情報等を収集するものとする。
警戒配備	関係各課長等	生活環境課長と連絡を密にし、収集した情報により客観状況を判断し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
	配備職員	生活環境課長の指定場所に待機するものとする。
特別警戒配備 (1号配備)	生活環境課長	各課長等と相互の連絡を密にし、客観状況を判断するとともに、応急措置について随時これを町長に報告するものとする。
	企画課長	災害に関する情報及び地域住民に対する要望指示等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線による広報及び報道機関等の協力を求め、速やかにその周知を図るものとする。
	各課長等	各課長等は、情報の収集及び伝達の体制を強化し、次の措置を取り、その状況を生活環境課長を通じ随時町長に報告するものとする。 1 状況を各課等の職員に徹底させ、所要の人員を配置に付させる。 2 各課等及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
	配備職員	所属部の課長等の指示にしたがい、各事務分掌の任務を遂行する。
非常配備体制 (2、3号配備)	各課長等	災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時生活環境課長を通じ本部長に報告するものとする。
	配備職員	所属部の部長の指示にしたがい、各事務分掌の任務を遂行する。

4 配備体制

1) 職員の配備体制

- ア 事前配備、警戒配備にかかわる指揮監督は、生活環境課長が行う。特別警戒配備（1号配備）にかかわる指揮監督は、町長が行うものとする。
- イ 町長は、町災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに総務課長（総務班長）を通じ、災害対策本部員名簿の各部長及び各班長に連絡することとし、各班長は、組織編成表に基づく配備体制をとる。

2) 配備人員

配備人員は、各部において次の配備体制に示す人員を確保するものとする。ただし、災

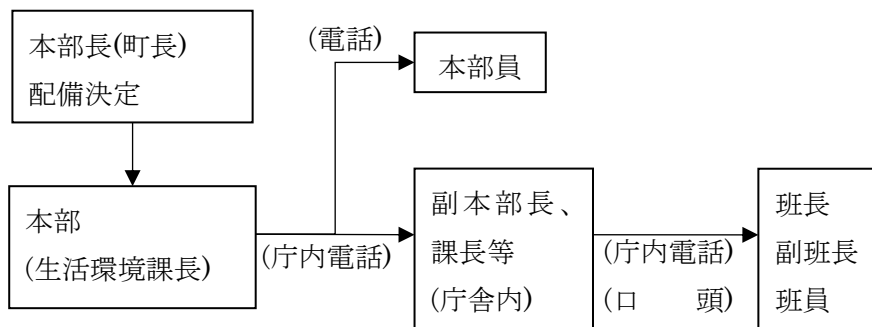
害の状況、特殊性を考慮して、本部長の指示により別に配備ができるものとする。

なお、配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態に備え、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ各課の課長が指定しておくものとする。

配備体制	事前警戒体制	特別警戒体制	非常体制
配備区分	事前警戒配備	1号配備	2、3号配備
配備人員	課長及び班長	課長等、班長及び全職員の3分の1	全職員

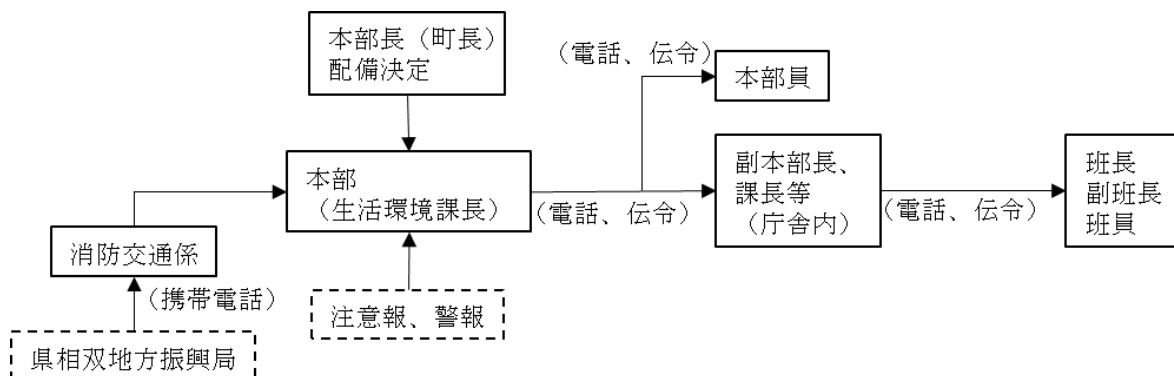
3) 動員伝達方法

ア 勤務時間内における動員の伝達は、生活環境課長より、各課長を通じて庁内電話、口頭等により行うものとする。



イ 夜間や休日等勤務時間外における動員の伝達は、次の方法により行う。

- 防災担当職員（生活環境課消防交通係）は、関係行政機関から非常配備に該当する注意報や警報等を受けた場合は、直ちに生活環境課長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- 通報を受けた生活環境課長は、町長に直ちに連絡し、町長が配備を決定した場合、各課長を通じて一般加入電話、携帯電話により伝令を行うものとする。



4) 有線回線等の事故における伝達の方法

有線回線等が事故により連絡が不可能になった場合の伝達は、消防本部の無線、タクシー営業者の無線、アマチュア無線等を利用して伝達を依頼する。

5) 非常参集時

組織編成表に基づき、指定された職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記3)の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。

ただし、職員は、住居若しくは参集先又はその経路上において、気象特別警報が発表されている又は避難指示や緊急安全確保が発令されているなど、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されよう参集時期を指示するものとする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、所属において直ちにその状況を報告するものとする。

また、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、最も近い町の機関、施設等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を遂行する。

第2 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各課長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を災害対策本部に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める時は、関係課長を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各課長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部に報告する。

第3節 災害情報の収集伝達

(生活環境課、都市整備課、県、その他防災関係機関)

第1 気象等の注意報・警報等の伝達について

1 定義と種類について

1) 定義

予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれ

がある場合、その旨を注意して行う予報。

警 報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

2) 種類について

気象情報には次の種類がある（資料編参照）。

- ア 予報
- イ 注意報
- ウ 警報
- エ 特別警報
- オ 情報
- カ その他

【資料編4．気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準／気象情報の伝達系統図（1）気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準】

2 注意報・警報等の発表基準と伝達

1) 発表基準

注意報、警報、特別警報は、資料編4．気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準に記載の基準を満たすと予想される場合に発表する。

【資料編4．気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準／気象情報の伝達系統図（1）気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準】

2) 注意報及び警報等は、資料編4．気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準／気象情報の伝達系統図に示す伝達系統で通報される。

【資料編4．気象等の注意報・警報等の種類及び発表基準／気象情報の伝達系統図（2）気象情報の伝達系統図】

3 地震後等の警報等暫定基準の設定

1) 暫定基準を設定する警報等

ア 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）、大雨注意報

ア) 震度5強以上の地震を観測した場合

イ) 地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

イ 洪水警報・注意報

ア) 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場

合

イ) 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合

ロ) その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討する。

なお、ア、イ以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

2) 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

ア 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村（※）

ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

イ その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。震度が得られない市町村については、隣接するいずれかの市町村で観測された最大の震度を用いる。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害状況等の調査・収集と町内における報告

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for DisasterManagement））に集約できるよう努めるものとする。

なお、被害状況等の収集、町内における報告に当たっては、以下の点に留意して行う。

ア 災害により被害が発生した場合における各部門の被害状況の把握は、それぞれの所管事項に関し関係各班において掌握するものとする。

イ 各班においては、掌握した被害の状況を取りまとめ、環境班に報告するものとする。

ウ 関係班長は、所属に直接関係のない被害について応急対策等の措置を要する緊急の報告を受けたときは、これを関係班長に伝達するものとし、伝達を受けた主幹班長は直ちに環境班長に報告するものとする。

エ 各班長が掌握した被害の状況を総務班に報告するときは、「被害状況報告様式」（資料編）により報告することとする。特に大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ目視、撮影及びビデオ等の画像情報

を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

【資料編 11. 様式（1）被害状況報告様式

（2）被害状況報告様式（公衆衛生、環境衛生関係）

（3）被害状況報告様式（農林水産業関係）

（4）被害状況報告様式（商工関係）

（5）被害状況報告様式（土木関係）

（6）被害状況報告様式（文教関係）

（7）被害状況報告様式（その他）

（8）被害状況報告様式（特定の事故）】

オ 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び地域住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信施設等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。また、必要に応じて県警察本部（双葉警察署）その他の関係機関と緊密な連絡を取り、必要な情報収集を実施する。

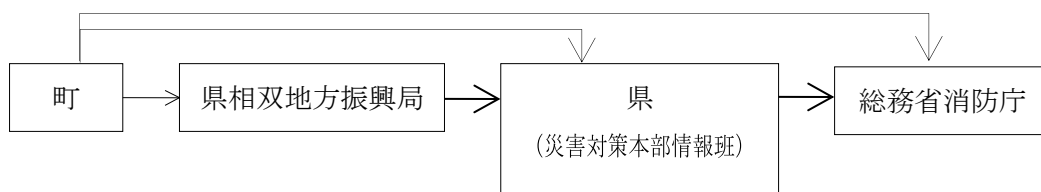
カ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

キ SNS、スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

2 県その他関係機関への被害報告

1) 被害状況等の報告

町及び防災関係機関は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、有線又は無線通信等、最も迅速かつ確実な手段で以下の経路により、速やかに報告する。なお、県に対しては、県総合情報通信ネットワークが稼動しており、県防災事務連絡システムにより、被害状況等の報告を行う。被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。



この場合において、町が、県相双地方振興局又は県へ報告することができない場合は次の方法による。

ア 県相双地方振興局へ報告することができない場合においては、直接、県に報告を行うものとする。

イ 県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ災害状況等の報告を行う。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県（災害対策本部情報班）に報告するものとする。

2) 被害状況等の報告方法

- ア 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、本町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。
- イ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- ウ 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、福島地区非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用する。
- エ 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

3) 被害状況等報告基準

被害状況等報告基準は、資料編に示すとおりである。

【資料編 10. その他（3）被害状況等報告基準】

4) 報告の種類等

町は、県（災害対策本部総括班、情報班）に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

1) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

2) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

り) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

ア) 報告様式は別に定める「被害報告様式」によるものとする。

イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

第4節 通信の確保

(生活環境課、県、東日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本赤十字社福島県支部、各放送機関)

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

ア 町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確保を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

イ 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信(加入電話)、無線通信及び県総合情報通信ネットワーク及び県防災行政無線により速やかに行う。

ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信としてNTT福島支店に接続を依頼する。

2 各種通信施設の利用

1) 非常通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、福島地区非常通信協議会構成員及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

2) 警察通信設備の優先的利用

加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、町は県(災害対策本部通信班)が災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」(昭和39年5月28日締結)により、警察通信設備を利用する。

3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町、県(災害対策本部通信班)は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による

通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

4) 放送機関への放送要請

加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、町は県（災害対策本部広報班、知事公室班）に対し、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」による連絡のための放送を要請する。

5) インターネット情報提供事業者への情報提供要請

町は、県（災害対策本部広報班、知事公室班）に対し、インターネット情報提供事業者によるインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請する。

第2 県防災行政無線の運用

1 災害時の通信連絡

町は県防災行政無線を活用し、県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の収集若しくは被害状況の伝達、その他応急対策に必要な指示、命令の収集、応援要請等を行う。

2 県防災行政無線の運用

県防災行政無線の運用については、「福島県防災行政無線運用管理規定」に基づき、次のとおり運用される。

1) 無線通信の種類

ア 無線通信の種類

- ア) 緊急通信：地震、台風その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある時に行う緊急を要する通信
- イ) 一般通信：緊急通信以外の通信
- ウ) 一斉通信：複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
- エ) 個別通信：2無線局間で個別に行う通信

イ 取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとなる。

- ア) 緊急・一斉通信
- イ) 緊急・個別通信
- ウ) 一般・一斉通信
- エ) 一般・個別通信

2) 無線通信の手段

無線通信は、音声又はFAXにより行われる。

無線FAX設置機関は、災害時における災害情報の受伝達、被害状況の収集等に、正確な受伝達を行うため無線FAXを活用する。

3) 統制局（県庁）で行う通信の運用

気象予警報、気象・地震情報その他応急対策に必要な指示、伝達等を防災関係機関へ同時に迅速かつ的確に行う必要がある場合は、統制局（県庁）の一斉指令台から一斉通報（音声一斉、FAX一斉又はメール一斉）により行われる。

第5節 相互応援協力

（生活環境課、県、防災関係機関）

第1 町と県の相互協力

1 県への要請

町長は、被災により災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下又は喪失による移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（市町村班）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

2 他の市町村への要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

3 要請の方法

町長は、知事又は他の市町村長に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請する場合、次に掲げる事項について口頭又電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項

4 知事の指示

知事（災害対策本部総括班）は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条に基づき、町長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示するものとする。

知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける町長

の指揮の下に行動するものとする。

5 町への情報連絡員（県リエゾン）の派遣体制整備

- ア 県（災害対策本部総括班）は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、あらかじめ情報連絡員を災害対策地方本部ごとに指定しておき、本町で災害対策本部を設置する災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、管轄地方本部から本町へ情報連絡員を派遣するものとする。なお、県本部長が必要と認める場合は、県災害対策本部から情報連絡員を派遣するものとする。
- イ 情報連絡員は、本町において被害状況や要望事項を積極的に収集し、派遣元の地方本部（情報班）へ速やかに報告するものとする。また、地方本部（情報班）は、情報連絡員から得た情報について、速やかに県（災害対策本部情報班）に報告するものとし、必要に応じて関係機関等と共有を図るものとする。なお、地方本部（情報班）は、県（災害対策本部）等からの情報を情報連絡員を経由して、町に提供するものとする。
- ウ なお、県（災害対策本部通信班、情報統計班）は、本町に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員用の衛星通信等の配備や、外部から県グループウェアにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努めるものとする。

第2 県に対する応援要請

1 指定地方行政機関、県への応援要請

- ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- イ 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、町は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条

に定めるとおりとする。

さらに、町長は、知事に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他都道府県等が所有するヘリコプターの派遣要請を行うことができる。

第3 国に対する応援要請

1 町長の応援要請

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。

イ 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、内閣総理大臣（知事）に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、町は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりとする。

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

1 町長等の応援要請

町長又は消防本部長は、大規模な災害等に際し、自らの町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事(災害対策本部総括班)に連絡し、応援を要請するものとする。

第5 民間事業者との災害時応援協定

町は、締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

第6 町と公共的団体等との協力

町は、町内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内地域住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ 避難誘導、避難所被災者の救援業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、青年会、婦人会、建設業協会等をいい、防災組織とは、地域住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第7 受援体制の整備

町は、大規模な災害により、協定等に基づき応援職員の派遣を受けたり、災害応急業務などを行わせたりする場合に備え、派遣される応援部隊の集結場所、宿舍や食料等の準備、又は協定先からの要請に対応する場合に派遣する応援部隊の人員、組織体制、資機材、輸送手段、手続き等について十分に検討を行うとともに、派遣される職員がスムーズに災害対応業務を行うことができるよう、執務環境、地図、各種災害応急対策マニュアル等を準備するなど、受入体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 災害広報

(生活環境課、企画課、県、報道機関)

第1 町の広報活動

1 広報の内容

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやSNS、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、さらに既存のコミ

ユニティFM放送局等を活用し、以下の内容について広報活動を行う。なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要である。

- 1) 広報の内容地域の被害状況に関する情報
- 2) 町における避難に関する情報
 - ア 避難指示等に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
- 3) 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- 4) 地域の応急活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- 5) 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- 6) その他地域住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 広報の方法

- 1) 一般広報
 - ア 防災行政無線を活用した広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 自転車・バイクなどを用いた広報部隊による広報
 - エ 臨時広報誌の発行による広報
 - オ 県等のヘリコプターによる広報
 - カ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
 - キ インターネットを利用した広報（災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信など）
 - ク 携帯電話を活用した広報
- 2) 報道機関への発表
 - ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の

報告に基づいて収集されたもののうち、町災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

- イ 発表は、原則として町災害対策本部で実施するものとする。
- ウ 必要に応じ、他の場所で発表する場合は、あらかじめ町災害対策本部において、発表事項及び発表場等について協議するものとする。
- エ 町以外の防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として町災害対策本部と協議の上、実施するものとする。
- オ 町災害対策本部は、報道機関に発表した情報を町災害対策本部各班のうち、必要と認められる班及び関係機関に総務班長を通じ連絡するものとする。

3) 災害情報共有システム（Lアラート）

町は、県防災事務連絡システムを通じて災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達する。

第2 市町村間の協力による広報

町は、他市町村と連携し、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第3 町以外の防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、地域住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、町、県（災害対策本部広報班、知事公室班）及び報道機関に広報を要請する。

第7節 水防計画

（生活環境課、県）

別に定める「富岡町水防計画書」に基づき実施するものとする。

なお、水防計画の監視警戒体制及び報告ルートは次に示すとおりである。

第1 監視警戒体制

1 水防本部

水防法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水（及び高潮）等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険の解消までの間、富岡町に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

1) 設置基準

次のア～ウに該当したとき、及び水防本部長が必要であると認めたときに設置する。

ただし、予報の場合は諸状況を判断のうえ水防本部長が特に必要であると認めた場合に限り設置するものとする。

ア 次の気象注意報及び警報が発表されたとき。

注意報：大雨、洪水、高潮、波浪、津波の各注意報

警 報：大雨、洪水、高潮、波浪、津波の各警報

イ 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報・警報が発表されたとき。

ウ 水防法第10条第3項及び第16条第1項による水防警報が発表されたとき。

2) 事務局

水防本部の事務局は生活環境課に置くものとする。

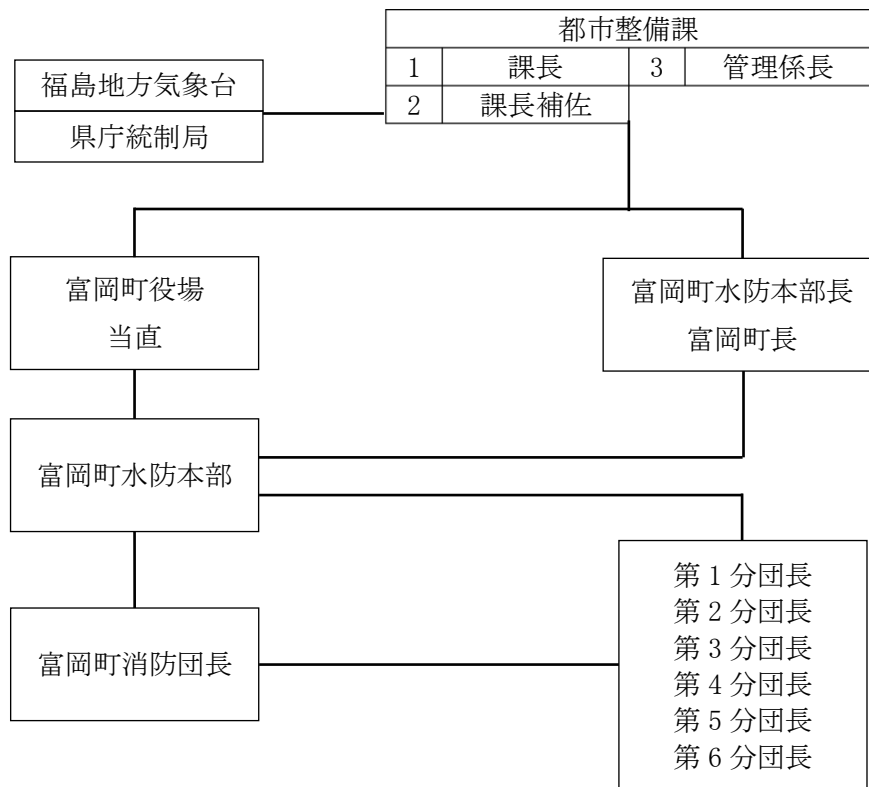
ただし、災害対策基本法の規定により、富岡町に災害対策本部が設置された場合、災害対策本部に入り水防事務を処理する。

2 本部組織

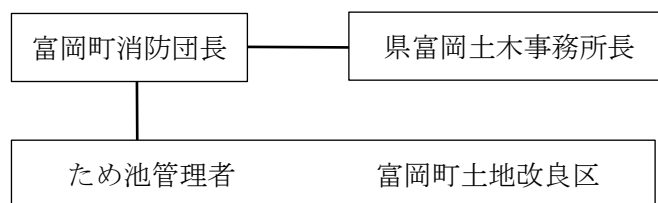
1) 水防本部組織表

水防本部長			
町長			
水防副本部長	総務班長 (総務課 課長補佐)	庶務係長 (総務係長)	係員 水防団(消防団)
消防団長			
副町長	渉外班長 (生活環境課 課長補佐)	渉外係長 (除染対策係長)	〃
教育長			
水防本部員	被害記録班長 (企画課 課長補佐)	被害記録係長 (広聴広報係長)	〃
総務課長			
企画課長	資機材班長 (総務課 課長補佐)	資機材係長 (管財係長)	〃
税務課長			
福祉課長			
健康づくり課長		指令係長 (建設係長)	〃
住民課長	指令班長 (都市整備課 課長補佐)	情報連絡係長 (農林土木係長)	〃
生活環境課長		無線係長 (環境衛生係長)	〃
産業振興課長			
都市整備課長			
生活支援課長		第一係長 (管理係長)	〃
出納室長			
議会事務局長	水防指導班長 (産業振興課 課長補佐)	第二係長 (農林土木係長)	〃
教育総務課長		第三係長 (生活支援係長)	〃
生涯学習課			
いわき支所長	交通対策班長 (生活環境課 課長補佐)	交通対策係長 (消防交通係長)	〃

2) 退庁後水防用務連絡系統図

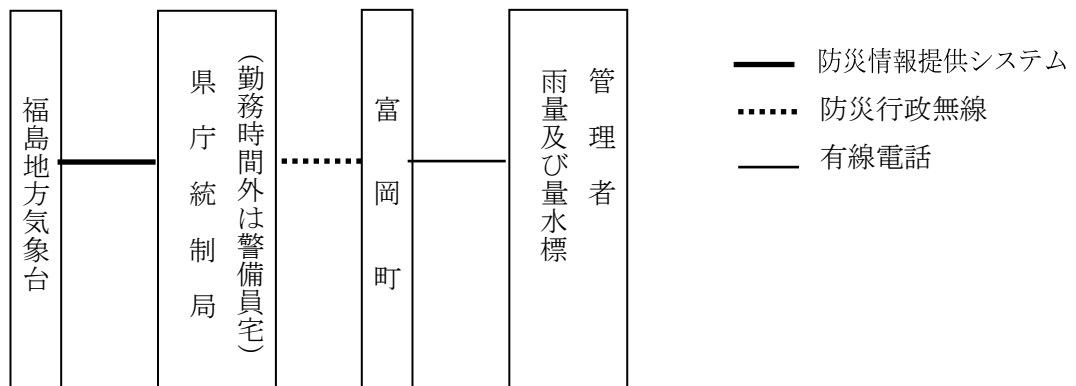


○ 水門操作並びにため池の放流連絡系統図

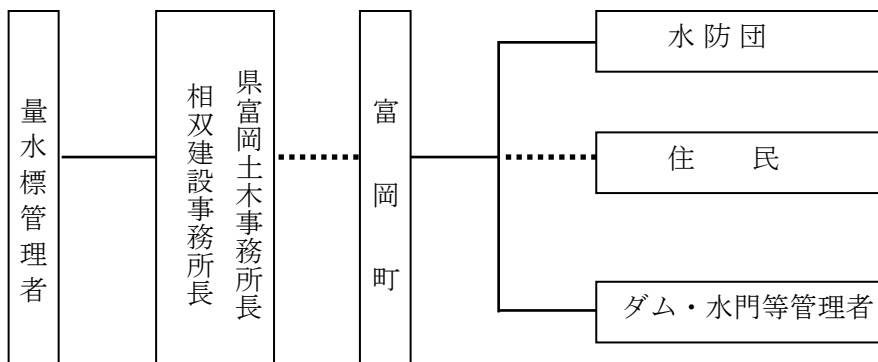


3 通報と伝達の系統図

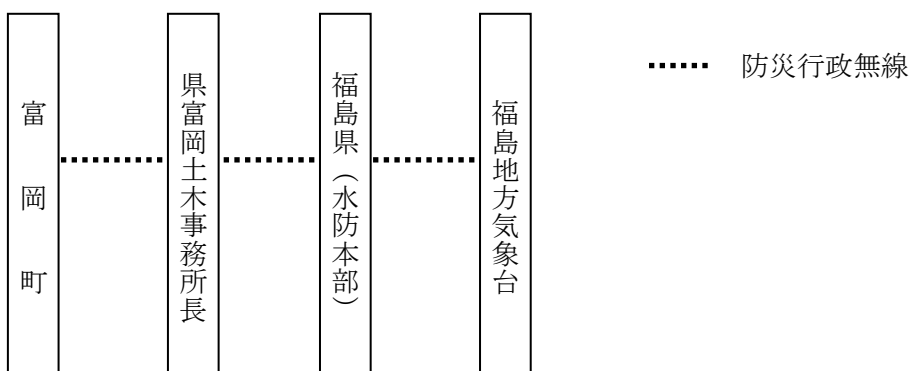
1) 水防用気象予警報伝達系統図



2) 水防警報伝達系統図



3) 高潮通報系統図



第8節 救助・救急

(生活環境課、県、その他防災関係機関)

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 自主的な救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救助活動用資機材を活用し、組織救助活動に努める。
- ウ 自主救助活動が困難な場合は、消防本部又は県警察本部（双葉警察署）等に連絡し早期救助を図る。
- エ 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防本部、県警察本部（双葉警察署）と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

2 平時からの措置

風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速かつ的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

- ア 救助技術、救助活動の習熟
- イ 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町及び消防本部による救助活動

1 町及び消防本部等の救助活動

町は、消防本部と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。

なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。

2 県への要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県（災害対策本部広域応援・避難班）に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所

- エ 応援を希望する期間
- オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 平時からの措置

町は、町内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- ア 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
- イ 大雨による土砂崩れ等による孤立が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- ウ 自主防災組織、事業所及び地域住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- エ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- オ 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 広域的な応援

町長は必要に応じて、県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣

（生活環境課、県、その他防災関係機関）

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

町長は知事（災害対策本部総括班）に対し、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために自衛隊派遣要請を行うことができる。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- ア 被害状況の把握

- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動（空中消火を含む。）
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 給食及び給水
- コ 入浴支援
- サ 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- シ 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、県警察本部（生活環境課）が窓口となる。
- ス 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）
- セ その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 町長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（災害対策本部総括班）に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

ア 町長が知事（災害対策本部総括班）に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県相双地方振興局長を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求するものとする。要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもって行ういとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県相双地方振興局長へ連絡するものとする。ただし、災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害派遣要請の要求が困難な場合は副町長、教育長、生活環境課長の順に決定し、それも困難な場合には町災害対策本部組織編成表の順位とする。

ア) 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

イ) 提出部数 2部

ウ) 記載事項

- a 災害の状況及び派遣を要する事由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域及び活動内容
 - d その他参考となるべき事項
- エ) 特別救護要請（情報通報のときは除く。）
- a 要請者
 - b 要請内容
 - 事由（目的）
 - 派遣希望時期又は期間
 - 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は、目的地および連絡先を明示）
 - 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項

なお、特別救護（航空機による緊急の人命救助等、情報通報のときは除く。）に関するものは次に示す内容とする。

- ア) 要請者
 - イ) 要請内容
 - a 事由（目的）
 - b 派遣希望時期又は期間
 - c 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は、目的地および連絡先を明示）
 - d 患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
- イ 町は、前項の要求を知事にできない場合は、町を災害派遣隊区とする駐屯地司令の職にある部隊長（福島駐屯地司令）に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知しなければならない。また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待っていないとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知するものとする。

町を災害派遣隊区とする部隊	陸上自衛隊福島駐屯地
担当窓口	陸上自衛隊第44普通科連隊第3科
電話	024-593-1212 内 237 (防災行政無線 280-01)
時間外	福島駐屯地当直司令内 302 (防災行政無線 280-02)

第3 災害派遣部隊の受入体制

町長及び防災関係機関は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、ア～エの事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- ア 作業箇所の優先及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡場所を設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

町は、自衛隊派遣が決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事（災害対策本部広域応援・避難班）及び関係出先機関の長と協議の上、知事の指示を受けながら、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

- ア 本部事務室（原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡場所と同一の場所に設置）
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- エ 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- オ 臨時ヘリポート

第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物等の除去等
- エ 地域住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場
にいない限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事（災害対策本部総括班）から撤収要請があつ
た場合又は部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第6 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいもの
については、町、県、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 町、県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、
電気水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の
経費

第10節 避難

（企画課、生活環境課、福祉課、健康づくり課、町教育委員会、町社会福祉協議会、県、その他
防災関係機関、地方整備局）

第1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保措置の指示

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体のプロ
テクト又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域
住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令す
る。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避
難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市町村長は必要な地域の必要な居
住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者
等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

避難指示等の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険が切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ地域住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難を指示するとともに、避難指示等をあらゆる手段を用いて各地域住民に周知徹底する。

町は、避難指示等について、第1章第9節で策定した避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、高齢者等避難、避難指示の発令等を検討する。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

区分 \ 事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難（警戒レベル3）	町長 （災害対策基本法第56条2項）	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者やその支援者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示等（警戒レベル4）	町長 （災害対策基本法第60条1項）	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
	知事 （災害対策基本法第60条6項）	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官(災害対策基本法第61条1項)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官(警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官(災害対策基本法第61条1項)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	自衛官(自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保(警戒レベル5)	町長(災害対策基本法第60条3項)	高所への移動、近傍の堅固な建物への待避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事(災害対策基本法第60条6項)	屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官(災害対策基本法第61条1項)	屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	海上保安官(災害対策基本法第61条1項)	屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
	自衛官 (自衛隊法 第94条)	警告及び避難等の 措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にい ない場合に限り、災害派遣を命ぜ られた部隊等の自衛官は避難につ いて必要な措置をとる。

2 指定行政機関等による助言

町は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

各災害に関する避難指示等が発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・高潮災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・津波災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

3 避難のための指示の内容

町長等避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示等の理由
- オ その他必要な事項

4 避難措置の周知等

避難指示等を実施した者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

1) 町の措置

ア 知事への報告

町長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

また、地域住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア) 避難指示等の有無
- イ) 避難指示等の発令時刻

- リ) 避難対象地域
- エ) 避難場所及び避難経路
- ロ) 避難責任者
- カ) 避難世帯数、人員
- キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

イ 地域住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「一般災害対策編第2章第6節災害広報」に基づき迅速に地域住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

2) 他の機関の措置

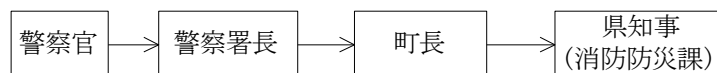
ア 県（災害対策本部情報班）の措置

県は、町又は他機関から避難指示等の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったため、自ら避難指示及び「緊急安全確保」の指示を行った場合、さらには地すべり防止法又は水防法に基づき、自ら避難の指示を行った場合は、「一般災害対策編第2章第6節災害広報」により、広報を行う。

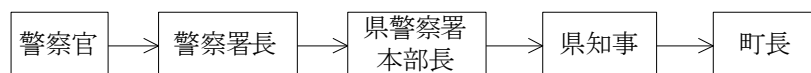
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

イ 警察官の措置の報告系統

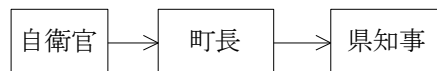
ア) 災害対策基本法に基づく措置



イ) 職権に基づく措置



ウ 自衛官の措置



5 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

県は、市町村から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

ア 町長（災害対策基本法第63条）

- イ 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- ウ 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- エ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条（1）～（3）の者が現場にいない場合に限る。）
- オ 知事（災害対策基本法第73条 町が、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び地域住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体、財産の危険が予想され、又は危険が迫った場合に行うものであり、地域住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次責任者である町長又は避難指示等を発した者がその措置に当たるものとする。

2 避難指示等の伝達

町は、「一般災害対策編第2章第6節災害広報」に基づき、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある

る場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

- イ 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- ウ 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- エ 誘導中は事故防止に努めること。
- オ 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- カ 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 妊婦
- ウ 高齢者
- エ 歩行困難な者
- オ 幼児
- カ 学童
- キ 婦女
- ク 上記以外の一般地域住民
- ケ 災害応急対策従事者
- コ ペット

2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

6 県の業務

町長は、遠距離地に避難するための輸送に要する車両等の調達の要請があった場合は、

県（災害対策本部広域応援・避難班）に対し車両等の確保を要請するものとし、その避難輸送の範囲は次のとおりである。

ア 被災者自身を避難させるための輸送

ア) 災害によって被害を受けた者

イ) 災害によって被害を受けるおそれのある者（町長等の指示による避難に限る。）

イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

第4 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 情報伝達体制

1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

3) 病院対策

病院等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

4) 外国人に対する対策

町は県（生活環境班）と連携し、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣地域住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

2) 在宅者対策

町は、地域住民、消防本部及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

また、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

3) 病院対策

病院施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難場所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

4) 外国人に対する対策

町は、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

【資料編6．学校・医療機関等その他施設一覧（3）社会福祉施設等】

第5 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

町又は県（災害対策本部情報班）は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防本部、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードその他の書類（以下「運転免許証等」という。）の提示又は提出

2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷

又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町又は県（災害対策本部情報班）は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県（危機管理総室）は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくものとする。

また、県（災害対策本部総括班及び情報班）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第6 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

第7 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県及び市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

第11節 避難所の設置・運営

（住民課、生活環境課、福祉課、健康づくり課、町教育委員会、町社会福祉協議会、県、その他
防災関係機関）

【資料編5. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（2）指定避難所候補施設】

第1 避難所の設置

1 実施機関

- ア 避難所の設置は、町長が実施するものとする。
- イ 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県（災害対策本部広域応援・避難班）、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- ウ 町は、大規模災害などで町外への広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を受け入れできない場合、相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県（災害対策本部広域応援・避難班、関係各部・班）が避難所を設置することができる。

2 町長の措置

町長は、地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護に当たるものとする。この時、ホームレスについても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

なお、町はあらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

1) 避難所の開設

町長は、地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して可能な限り当初から避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県（災害対策本部広域応援・避難班）に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

開設報告事項

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び受入人員
- ウ 開設期間の見込み

2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県（災害対策本部広域応援・避難班）をはじめ県警察本部（双葉警察署）、自衛隊、海上保安部等関係機関に連絡する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3) 避難所における措置

避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の受入
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ 被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器の設置を図ること。

カ 感染症対策

町は、生活環境課と健康づくり課及び福祉課が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ ペットのための避難スペースの確保

町は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ク その他被災状況に応じた応援救援措置

避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女共同参画の視点等に配慮するものとする。

4) その他の施設の利用

町長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、県（災害対策本部広域応援・避難班）を経由して内閣府と協議の上、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやソーシャルネットワークサービス等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

【資料編6. 学校・医療機関等その他施設一覧（4）宿泊施設】

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

- ア 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- イ 町は、行政区、婦人会、自主防災組織、NPO・ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生 of 初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- ウ 行政区、婦人会、自主防災組織、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。
- エ 町や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、多様な視点を反映するために、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるよう配慮する。
- オ 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、町は避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場

合の対応を含め、平常時から生活環境課と健康づくり課及び福祉課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康づくり課及び福祉課は、生活環境課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

4 避難所での生活が長期化する場合の対策

1) 設備の整備

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じ、避難所の良好な環境作りに努める。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

2) 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

5 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を

行うよう努めるものとする。

6 指定避難所以外の被災者への支援

1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。

2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

7 避難所における要配慮者対策

1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、乳幼児・女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

さらに、関係者・関係機関の協力の下で、避難所及び在宅被災者のうち要配慮者の所在等に関する情報を収集・整理した「要配慮者マップ」を作成・共有するなどして、これら要配慮者への支援を関係者・関係機関が連携・協力して実施できる体制を整えるものとする。

3) 健康支援活動の実施

町は、県（災害対策本部救援班、保健福祉部各班）及び関係機関等の協力を得ながら、

避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行い、廃用症候群・エコノミークラス症候群の防止など避難者の健康確保を支援するものとする。

また、避難所における震災関連死の発生を防止するため、外部からの専門的支援チームを積極的に受け入れるなどして、ケア体制を構築するものとする。

4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

なお、町及び県（災害対策本部避難支援班及び物資班、健康衛生班）は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目（えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

第12節 医療（助産）救護

（生活環境課、健康づくり課、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社福島県支部、福島県医師会（双葉郡医師会）、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会）

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

県相双保健福祉事務所は、町及び双葉郡医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（健康衛生班）に速やかに報告する。この場合において、医療機関はE M I Sなどの救急医療情報システムやF A X等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり県相双保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、県総合情報通信ネットワークにより報告を行う。

県（健康衛生班）は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、D M A T、医療救護班などの医療関係機関や、町などの関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて県民に情報提

供する。

第2 医療（助産）救護活動

1 町の救護活動

- ア 町は、町内の病院及び双葉郡医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- イ 町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたときは県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）に対し、迅速・的確な医療（助産）救護について要請を行う。

2 県及びその他機関の救護活動

1) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）

- ア 避難所等への救護所の設置
- イ 災害派遣医療チーム（DMA T）、医療救護班の派遣と関係機関への協力要請
- ウ 災害派遣医療チーム（DMA T）の業務内容
 - ア) 県災害対策本部内における情報収集及び関係機関との調整
 - イ) 各DMA T本部における統括及び本部業務
 - ウ) 被災地内病院における診療等（病院支援）
 - エ) 消防本部と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）
 - オ) 被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）
 - カ) 被災地内では対応困難な重症患者に対する治療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）での診療、施設の運営及び被災地外への航空搬送等
- エ 医療救護班の業務内容
 - ア) 診療（死体検案・身元確認を含む。）
 - イ) 応急処置、その他の治療及び施術
 - ウ) 分娩の介助及び分娩前後の処置
 - エ) 薬剤又は治療材料の支給
 - オ) 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
 - カ) 看護
 - キ) その他医療救護に必要な措置
- オ 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、保健医療福祉調整本部への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班の派遣調整等を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。この際、県は、災害派遣医療チーム（DMA T）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。また、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班による活動と並行して、また災害派遣医療

チーム（DMAT）の活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本赤十字社、日本歯科医師会、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この調整は災害医療コーディネーターと連携して実施するものとし、医療情報が途絶することがないように、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

カ 県（生活福祉班）は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請するものとする。

キ 県（保健医療福祉調整本部、生活福祉班）は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

ク 県（健康衛生班）は、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合、保健医療福祉調整本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。

2) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部

ア) 県（健康衛生班）の要請に基づき、保健医療福祉調整本部に日赤災害医療コーディネートチーム又は職員を派遣するとともに、医療救護班を派遣して救護活動を行う。

イ) 「災害救助法により県が行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定める業務内容

ウ) 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、当県支部と同様の取扱い

イ 福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県助産師会

ア) 町からの協力要請に基づき、双葉郡医師会及び看護協会支部救護活動を要請

イ) 医療救護班の業務内容は、県の医療救護班と同様

ウ 福島県看護協会

災害時に災害支援ナースを派遣し、医療（助産）救護活動を支援

エ 福島県薬剤師会

町、県（健康衛生班）又は医師会等からの協力要請に基づき、医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け、救護所における医薬品の管理と調剤を支援

3 医療救護活動の原則

医療（助産）救護班による救護活動は、原則として救護所において行うものとするが、医療（助産）救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、町及び県は、病院等において実施できるものとする。

第3 傷病者搬送

1 傷病者搬送の手順

1) 傷病者搬送の判定

医療救護班を担当する班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要がある者がいるか否か判断する。

2) 傷病者搬送の要請

ア 町、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者などの場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

3) 傷病者の後方の医療機関への搬送

ア 傷病者の後方の医療機関への搬送は、原則として地元消防本部で実施する。

イ ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、町、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

ウ 道路の損壊等の場合は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等に対し要請する。

エ 傷病者搬送の要請を受けた町、県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等、血液製剤の確保

ア 町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県（健康衛生班）に供給要請を行う。

イ 町は、救護活動に必要な血液製剤については、県（健康衛生班）に供給要請を行う。

第5 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県（健康衛生班）及び町は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第13節 緊急輸送対策

(生活環境課、都市整備課、産業振興課、県、福島海上保安部、陸上自衛隊、各道路管理者、(公社)福島県バス協会、(公社)福島県トラック協会、相馬双葉漁業協同組合)

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- ア 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- イ 医療及び助産における輸送
- ウ 被災者の救出のための輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 救済用物資の運搬のための輸送
- カ 死体の捜索のための輸送
- キ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- ク その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資

イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

- ア 町は、各道路管理者と協力し、応急対策を円滑に実施するため、「一般災害対策編 第1章第8節 緊急輸送路等の指定」により指定された路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。
- イ 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

町及び県（災害対策本部物資班）は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、「一般災害対策編 第1章第8節 緊急輸送路等の指定」に示すヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 車両の確保

1) 町有保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、町において保有する車両（資料編）を利用するものとする。

【資料編7. 各種資機材等一覧（2）車両登録・保有状況】

2) 外部への協力要請

ア 町は、必要に応じ調達先に連絡し、必要な車両台数の確保を図る。

イ 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（災害対策本部広域応援・避難班、関係各部・班）に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

2 燃料の確保

町は、災害発生時に需要が急増するガソリン等を確保するため、協定の締結を推進する。

第14節 警備活動及び交通規制措置

（生活環境課、県、県警察本部（双葉警察署）、福島海上保安部、その他防災関係機関）

第1 災害警備活動

町は、県警察本部（双葉警察署）と連携して、次の活動を行う。

ア 災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動

イ 町及びその他の防災関係機関と連携した救出救助活動

ウ 町及びその他の防災関係機関と緊密に連携した避難誘導の実施

エ 町と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等

オ 二次災害の危険箇所等の把握と町災害対策本部等への伝達、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止

カ 被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化、地域の自主防災組織等と連携するなどした被災地の社会秩序の維持

キ 被災者等のニーズの把握、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の伝達

ク 町及びその他の防災関係機関と連携した行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動

ケ 自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携による、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災地域住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動への支援

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握（交通情報の収集）

町は、県警察本部（双葉警察署）、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努めるものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

県警察本部（双葉警察署）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

県警察本部（双葉警察署）は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要점에警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

県警察本部（双葉警察署）は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

緊急通行車両の対象となる車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）である。

町においても、町保有等の自動車で災害応急対策に使用する自動車は、緊急通行車両として県警察本部（双葉警察署）に対し、事前に確認申請を行い積極的に標章及び証明書の交付を受けることとする。

イ 確認手続

県（生活環境班又は地方振興局）又は県警察本部（双葉警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、発災前後を問わず災害対策基本法施行規則第6条に規

定する標章及び証明書を交付するものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。
- イ なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- ウ 前記アにかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

- ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- イ 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 前記ア及びイを警察官がその場にいない限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- エ 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

第3 海上警備活動等

福島海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船等及び航空機により、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第15節 防疫及び保健衛生

(健康づくり課、生活環境課、県)

第1 防疫活動

1 町の業務

1) 防疫組織

町は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。

2) 予防教育及び広報活動

町は、県（健康衛生班）の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3) 消毒の実施

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、この節において「法」という。）第27条及び法第29条第2項の規定による知事（健康衛生班）の指示に基づき消毒を実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

4) ねずみ族昆虫等の駆除

ア 法第28条第2項の規定による知事（健康衛生班）の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

5) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条第2項の規定による知事（健康衛生班）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、濾水器による濾過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

6) 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事（健康衛生班）の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設定が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

8) 報告

ア 被害状況の報告

県警察本部（双葉警察署）、消防本部等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県相双保健福祉事務所長を経由して知事（健康衛生班）あてに報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事（健康衛生班）へ報告する。

第2 栄養指導、保健指導、食品衛生監視

1 栄養指導

町の管理栄養士等は県（健康衛生班）と連携し、災害の状況によっては、避難所等を巡回し、栄養指導、保健指導を行う。その栄養指導は次の活動を行う。

ア 炊き出し、給食施設の管理指導

イ 患者給食に対する指導

ウ その他栄養補給に関すること

2 保健指導

町及び県（健康衛生班）の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、医師会、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

3 食品衛生監視

食品衛生監視は、相双保健福祉事務所長指揮のもと県（健康衛生班）が食品衛生監視班を編成し、町に派遣し、以下の活動を行う。

ア 炊き出し等の食品の衛生管理指導及び試験検査

イ 飲料水の簡易検査

ウ その他の食品に起因する危害発生の防止

第3 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

精神科医療体制は、県（生活福祉班、健康衛生班）が設置し、次の活動を行う。

- ア 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣
- イ 精神科診療体制の確保
- ウ メンタルヘルスケアの実施
- エ 精神科病床及び搬送体制の確保

第4 防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達

町は、平常時から防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第5 動物（ペット）救護対策

- ア 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、県（健康衛生班）、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
- イ 町は、放置動物等の保護及びペットフードなど被災した動物の救護に必要とされる物資等の支援を国、県（動物愛護センター相双支所）、獣医師会等関係機関・団体に要請する。
- ウ 町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県警察本部（双葉警察署）・消防本部・福島県動物愛護センター等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第16節 廃棄物処理対策

（生活環境課、県）

第1 災害廃棄物処理

1 ごみ排出量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時における処理計画を勘案しつつ、仮置場や中間処理施設、

最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び機材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、町は、あらかじめ民間の清掃関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、町及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

3 処理対策

1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、町は、第一にその体制の確立を図り、南部衛生センターで処理する。

2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されることが考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、町及び県(環境共生班、環境保全班、建築班)は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、町又は事業者、及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

4) 災害物として排出される廃棄物

町は、災害物として排出される廃棄物については、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

5) 罹災家屋からの廃棄物及び焼失家屋の焼け残り等

罹災家屋からの廃棄物及び焼失家屋の焼け残り等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入することとするが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行うものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

し尿排出量は1人1月分として42ℓあるものとする。

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

2 収集体制の確保

ア 町内の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度とする。

イ 町は、汚泥再生処理センターへの搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講ずることとする。

ウ 町は、防疫上、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図るものとする。

エ 町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

3 処理対策

1) 避難所からのし尿

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

2) 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくこととする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあることから、普段より施設の管理を十分に行う。

2 復旧対策

町及び双葉地方広域市町村圏組合は、災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村等の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。なお、被害状況を勘案し、廃棄物処理施設災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱通知に従い、早急に県（地方振興局又は環境保全班）に報告するなどの処置を講ずる。

第4 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請するものとする。また、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（地方本部）に支援を要請するものとする。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第17節 救援対策

(生活環境課、健康づくり課、産業振興課、双葉地方水道企業団、県)

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

町は、県（健康衛生班）及び国の協力を得ながら災害による避難者に対しておおむね当初、最低1人1日3ℓの飲料水を供給し、その後、発災後4日から7日までは10ℓ、2週目は50～100ℓ、3～4週目は150～200ℓを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 飲料水の応急給水活動

ア 町は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

【資料編6. 学校・医療機関等その他施設一覧（5）飲料水関係施設】

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

イ) 指定避難所等における「拠点給水」

ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

町は、県（災害対策本部物資班、生活環境班、産業振興班、生産流通班）と連携し備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食糧、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。

ただし、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、県に対し物資の調達を要請する。

2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて避難者等に供給する。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多

様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

第3 生活必需物資救援対策

1 供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあっせん又は調達し、供給する。

ただし、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、県（災害対策本部物資班、産業振興班）に対し物資の調達を要請する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

ア 被服や寝具及び身の回り品

洋服、マスク、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、消毒液、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、卓上コンロ、ボンベ等

エ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

オ 燃料

3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、小売業者等から調達し、避難者に供給する。

ただし、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、県（災害対策本部物資班、産業振興班）に対し物資の調達を要請する。

第4 支援物資等の支援体制

町及び県（災害対策本部物資班）は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品や、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、冷暖房器具、燃料等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関と連携して、備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するもの

とする。

第5 義援物資の受入れ

1 義援物資の受入れ

町は、県（生活福祉班）及び関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を町及び県（災害対策本部物資班、生活福祉班）並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、東日本大震災等の教訓にかんがみて、原則として、個人からの義援物資については、受入れを行わないものとする。

2 義援金の受入れ

町及び県（生活福祉班）はあらかじめ義援金の受入れ計画を確立しておくものとする。

第18節 被災地の応急対策

(生活環境課、都市整備課、県、福島海上保安部)

第1 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

1) 実施機関及び方法

- ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行うものとする。
 - ア) 地域住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
 - ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- イ 町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接町村又は県（相双建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。
- ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、富岡町建設業協会からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

イ 実施責任者

知事が実施するものとし、町長は補助執行者となる。

ウ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

エ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

オ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

カ 上記ア～オにおいて適切な実施が困難な場合には、町は知事に協議し、知事が内閣総理大臣の同意を得た上で、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 道路における障害物の除去

1) 実施機関及び方法

- ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

- イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

3 河川における障害物の除去

1) 実施機関及び方法

- ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防本部の長が行うものとする。
- イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- ウ 町（水防管理者）、水防団長及び消防本部の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 港湾（航路）における障害物の除去

- ア 漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、沈船・軽石・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、所管する漁港管理者がその旨を災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開等に努めるものとする。
- イ 福島海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、福島海上保安部がその旨を災害対策本部（軽石においては国土交通省、農林水産省）等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずる。
- ウ 漁港管理者が管理する道路上の障害物の除去についての計画の実施は、それぞれの管理者が行うものとする。
- エ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

5 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、広域の廃棄物処分場へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- ア 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地域等の公共用地を選定するものとする。
- イ 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

6 関係機関との連携

- ア 町は、国の出先機関、県（関係各部署）、富岡町建設業協会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努めるものとする。
- イ 町は、調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所について、相双建設事務所長の指示に従うものとする。
- ウ 町は、地域住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力の必要性があるときは、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国（内閣府）と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 建設型応急仮設住宅の建設

1) 実施機関等

- ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。
- イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事（災害対策本部救援班、建築班）が行うものとするが、知事の職権の一部を委託された場合は、町長が行うものとする。
- ウ 町は、平時においてあらかじめ、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- エ 町は、応急仮設住宅の建設及び下記第4に述べる住宅の応急修理に当たり、資材の調達及び要員の確保について、県（災害対策本部救援班、建築班）に要請するものとする。

2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

原則として、災害により被災し、ア)、イ) に該当し、ウ)を満たす者とする。

- ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ) 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウ)については、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

また、第3章災害応急対策計画第18節に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県（建築班）が実施し、町は協力を行うものとする。

ただし、県から事務委託された場合は町長が行うものとする。

ウ 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合には、被害を受けた市町村相互間において設置戸数の融通ができるものとする。

エ 規模・構造及び費用

- ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7㎡（9坪）とする。
- イ) 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
- ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

オ 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げる中から災害の状況により選定するものとする。

- ア) 公営住宅敷地内空地
- イ) 公園、緑地及び広場
- ウ) 町有施設敷地内空地
- エ) 国・県が選定供与する用地
- オ) その他

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十

分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮にいれるものとする。

カ 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

キ 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

ク 着工及び完成の時期

ア) 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

イ) 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に県を通じ内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

ウ) 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

2 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

第3 賃貸型応急住宅等の提供

1 賃貸型応急住宅の提供

県（災害対策本部救援班、建築班）は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急住宅を積極的に活用するものとする。必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される等の事情がある場合は、民間賃貸住宅の借上げは、（公社）福島県宅地建物取引業協会を通して行うことができる。なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第4 住宅の応急修理

1 実施機関等

- ア 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。
- イ 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合は、町長が行うものとする。

2 実施方法等

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理の基本的事項は、次のとおりとする。

1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法が適用された場合の住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 応急修理対象者

次の要件を満たす者とする。

- ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）
- イ) 住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。
- ウ) 発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況は、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。

イ 修理の範囲と費用

- ア) 緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。
- イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 応急修理の期間

- ア) 災害発生の日から10日以内に完了する。
- イ) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。

- り) やむを得ず10日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要があることから、実態等に即した必要な実施期間の延長について都道府県等に速やかに連絡する。

2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法が適用された場合の日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 応急修理対象者

- ア) 次の要件をすべて満たす者とする。

- a 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。
- b 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- c 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

- イ) 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること

イ 修理の範囲と費用

- ア) 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。
- イ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 応急修理の期間

- ア) 災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了するものとする。ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第5 応急措置及び応急復旧の指導・相談（建築物応急危険度判定士の養成・活用）

- ア 町は、県（建築班）が養成を行う「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行うとともに、災害時において効果的に活用するための制度（ボランティア登録制度等）づくりに協力を行うものとする。
- イ 町は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための地域住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第6 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

町及び県（知事公室班）は、災害により被害を受けた地域住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災地域住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

県の実施機関は、県相双地方振興局（災害対策地方本部）が行うものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- ア 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- イ 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- ウ 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- エ その他地域住民の生活に関すること。

第7 応急金融対策

1 日本銀行福島支店の措置

日本銀行福島支店は、被災者の便宜を図るため、次のような非常措置を取り得るよう、あっせん、指導を行うものとする。

- ア 預金通帳を滅（紛）失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預金を担保とする貸出等の

特別取扱いを行うこと。

- ウ 被災したために支払い期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができること。また、災害関連手形の不渡処分について適宜配慮すること。
- エ 損傷銀行券及び貨幣の引換えについて、状況に応じ必要な措置をとること。
- オ 国債を紛失した又は汚損した場合の取扱いについて、相談に応ずること。
- カ 被災者への融資に対し、相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化等の措置をとること。

第19節 死者の搜索、遺体対策等

(生活環境課、福祉課、住民課、健康づくり課、県)

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体対策は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 広域的な死体対策体制の整備

町は、死者が多数にのぼり、広域火葬が必要と判断した場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、棺、骨つぼ等の確保に配慮するとともに、福島県広域火葬計画に基づき県に広域火葬の応援を要請し、火葬支援体制の確立に努める。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

町は、県（健康衛生班、災害対策本部広域応援・避難班）、県警察本部（双葉警察署）、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、か

つ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- ア 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。
- イ 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧」による。

3 町以外の機関の対応

町の実施する遺体搜索活動に対し、県（健康衛生班、災害対策本部広域応援・避難班）及び消防本部は支援する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

遺体の検視は県警察本部（双葉警察署）が各種法令等に基づいて行う。医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、町が県（健康衛生班）に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

町は県と連携し、災害の際死亡した者について遺体に関する処理は、以下の事項について行うものとする。

- ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として県医療救護班によって行う。）
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案・身元確認（原則として県医療救護班によって行う。）

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、町は火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

2) 火葬場の調整

ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を考慮し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

ア 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記アに準じて実施するものとする。

ウ 費用・期間等

ア) 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施するものに支給するものとする。

a 棺（付属品を含む）

b 埋葬又は骨箱

c 骨つぼ又は骨箱

イ) 支出できる費用

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧」による。

第5 災害弔慰金の支給

町長は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の第3条第1項に該当する場合に、町の条例（「富岡町災害弔慰金の支給に関する条例」等、資料編）に基づき、死亡した地域住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金の支給対象災害及び支給限度額

：「富岡町災害弔慰金の支給に関する条例」、「富岡町災害弔慰金の支給に関する条例施行規則」及び「富岡町災害見舞金等支給要綱」に基づき支給するものとする。

【資料編1．条例等（4）富岡町災害弔慰金の支給に関する条例】

第20節 生活関連施設の応急対策

（福祉課、健康づくり課、都市整備課、双葉地方水道企業団、県、東北電力ネットワーク（株）、各LPガス事業者、東日本旅客鉄道（株）、東日本電信電話（株）、NTTコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ 東北支社、KDDI（株）、ソフトバンク（株））

第1 上水道施設等応急対策

1 水道施設の整備

双葉地方水道企業団は、水道水の安定供給と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- ア 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、風水害等による被害の軽減を図るものとする。
- イ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備についても、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。
- ウ 水道施設の風水害等に対する安全性の確保事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

双葉地方水道企業団は、応急復旧に必要な資機材の調達方法等を計画しておくものとする。

3 相互応援

町及び双葉地方水道企業団は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、他の水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

【資料編6．学校・医療機関等その他施設一覧（5）飲料水関係施設】

第2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査、施設の

点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

2 応急対策用資機材の確保

町は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保（資料編）を図るものとする。

【資料編7. 各種資機材等一覧（4）下水道災害時の応急資機材】

3 復旧計画の策定

町は、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- ア 応急復旧の緊急度及び工法
- イ 復旧資材及び作業員の確保
- ウ 設計及び監督技術者の確保
- エ 復旧財源の措置

4 広報

町は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 情報連絡体制

東北電力ネットワーク（株）は、非常災害が発生し、災害対策組織を設置した場合、町災害対策本部と緊密な連絡を図るものとする。

2 災害時における広報

東北電力ネットワーク（株）は、災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧見通し及び感電事故防止のため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊、折傷、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

なお、広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

3 復旧計画等

東北電力ネットワーク（株）の災害対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧作業の完了見込み

カ その他必要な対策

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第4 ガス施設〔L Pガス〕応急対策

1 情報連絡体制

（一社）福島県L Pガス協会は、非常災害が発生し、協会内に災害対策本部を設置した場合、町災害対策本部と緊密な連絡を図るものとする。

2 災害時における広報活動

（一社）福島県L Pガス協会の現地災害対策本部長は、災害が発生した場合には、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ L Pガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

3 復旧計画等

協会の現地災害対策本部長は、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を町災害対策本部及びその他の災害対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

ア) 救援を必要とする作業内容

イ) 要員

ウ) 資機材及び工具車両

- エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
- ウ 復旧作業の日程
- エ 仮復旧の見通し
- オ その他必要な対策

第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道（株）〕 応急対策

1 情報連絡体制

東日本旅客鉄道(株)は、非常災害が発生し、社内に災害対策本部を設置した場合、町災害対策本部と緊密な連絡を図り、あらかじめ定められた方法により、情報収集と緊急措置を実施するものとする。

第6 電気通信施設等 応急対策

1 情報連絡体制

電気通信事業者は、非常災害が発生し、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合、町災害対策本部と緊密な連絡を図るものとする。

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

2 災害時の応急措置

1) 応急措置

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

2) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりである。

ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

イ) 原状復旧工事

ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全て消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施される。

順位	復旧する電気通信設備
1	○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く）
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第21節 文教対策

(生活環境課、町教育委員会、県)

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- ア 校長は、学校災害対策本部を設置し、災害の規模や被害状況等の情報の把握に努め、組織的な災害対応に当たる。
- イ 在校時における児童生徒等については、教職員が組織的に安全を確保するよう対応する。なお、保護者への連絡や引き渡しについては、引き渡しカード等に基づいて行う。
- ウ 児童生徒が登下校や在宅等により在校してない場合、児童生徒の安否や被害状況等の情報について保護者と情報を共有する。
- エ 初期消火、消防等点検、救護、避難誘導、搬出活動の災害対応を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- ア 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- イ 学級担任等は、出席簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- ウ 障がいのある児童生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。

- エ 児童生徒等の保護者等への引き渡しや連絡については、事前に保護者が提出した引き渡しカードにより行う。
- オ 児童生徒等の安全を確保したのち、学校災害対策本部の指示により災害対応に当たる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

町教育委員会は県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）と連携し、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各所属は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し町教育委員会等に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- ア 町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- イ 町教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- ウ 町教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- エ 町教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

町教育委員会は県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）と連携し、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、学校を避難場所として提供したことにより、長期間学校が使用不可能な場合の対応についても検討しておくものとする。

1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を

図る。

4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

この場合、町教育委員会は、町と協議して、利用についての総合調整を図る。

5 教員の確保

町教育委員会は県教育委員会と連携し、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の別）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

2) 退職教員の活用

町教育委員会は、災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を県教育委員会に要請する。

6 学用品の確保のための調査

ア 町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量等を各学校を通じて調査する。

イ 町教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合、県教育委員会（義務教育班、高校教育班、特別支援教育班）に対して教科書等の学用品の給与を要請する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、生活環境課及び町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運

営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

9 入学料等の減免

町教育委員会は、被災によって入学料等の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等の全部又は一部を免除する等の特別措置を講ずる。

第3 文化財の応急対策

建築物が被災した場合には、町教育委員会は、県教育委員会（文化財班）に被害状況報告を行うものとする。

なお、県の応急措置は以下のとおりである。

- ア 被害が小さいときは、地元と連絡を取り合って応急修理を行う。
- イ 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
- ウ 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。
- エ なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。
- オ また、五輪塔などの石造建物で崩壊のおそれのあるものについては、町を指導して保存の処置を進める。

第2.2節 要配慮者対策

(福祉課、町社会福祉協議会、県)

第1 要配慮者に係る対策

町は、非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、生活環境課と福祉課との連携の下、以下の点に留意し、民生・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- ア 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。また、災害

時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

- イ 避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - ア) 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
 - イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- ウ 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災 1 週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後 2～3 日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。
- エ 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- ア 町社会福祉施設においては、「第10節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- イ 町社会福祉施設は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県（生活福祉班）等に支援を要請する。
- ウ 町は県（生活福祉班）と連携を図りながら、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - ア) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
 - イ) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
 - ウ) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。
- エ 隣接する地域において非常災害が発生し、町社会福祉施設に支援の要請があった場合、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

【資料編 6. 学校・医療機関等その他施設一覧（3）社会福祉施設等】

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

町及び県（生活福祉班）は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- ア 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。

- イ 掲示板、広報等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- ウ 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- エ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等、当該物資の確保を図ること。
- オ 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

町及び県（こども未来班）は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 町は、避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、県（こども未来班）に対し、通報を行う。
- イ 町は、住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び地域住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ 町及び県（こども未来班）は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸し付け、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

町は、県（こども未来班）に対し、被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施するよう要請する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町及び県（こども未来班）等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット通信等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確かな情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語や「やさしい日本語」による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人登録原票等を活用した外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

この場合において、県（生活環境班）は、（公財）福島県国際交流協会と連携して町を支援する。

2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町及び県（生活環境班）は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第23節 ボランティアとの連携

（総務課、生活環境課、福祉課、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社福島県支部）

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町及び県（生活福祉班）は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、県内のボランティア団体等へ協力を依

頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、町内及び県単位で設置し対応に当たるものとする。

町は、県からの事務の委任を受け、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることを検討する。

2 情報提供

町は県（生活福祉班）と連携し、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。また、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努めるものとする。

特に、発災直後においては、県・他市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

3 活動拠点等の提供

町及び県（生活福祉班）は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、次のような方法によりボランティアの効率的な活用を図るものとする。

- ア ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申し出を行う。
- イ 地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼する。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ウ 医療、看護
- エ 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- オ 清掃及び防疫
- カ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- キ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ク 災害応急対策事務の補助
- ケ 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- コ 無線による情報収集及び伝達

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している町が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、町及び県（生活福祉班）において効率的な活用を図るものとする。

また、町及び県（環境保全班）は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

第3 ボランティア保険の加入促進

町、県（生活福祉班）及びボランティア関係団体は、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、町、県は災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

第24節 危険物施設等災害応急対策

（生活環境課、福祉課、健康づくり課、県、各危険物施設の管理者）

【資料編8. 危険物取扱事業所一覧（1）屋内貯蔵所 （2）屋内タンク貯蔵所
（3）屋外貯蔵所 （4）屋外タンク貯蔵所
（5）給油取扱所 （6）移動タンク貯蔵所
（7）地下タンク貯蔵所 （8）一般取扱所
（9）東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所】

第1 危険物取扱事業者の措置

危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇物等取扱事業者は、それらの漏洩又は火災・爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、「消防法」、「高圧ガス保安法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律」、「火薬類取締法」、「毒物及び劇物取締法」等の個別の法令ごとのあらかじめ定められた方法により、情報収集と緊急措置を実施するものとする。

第2 町及びその他防災関係機関の対応

1 消防応急対策

消防本部は危険物・高圧ガス・火薬類・毒物・劇物等の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

2 救急医療

被災地において傷病者等が発生した場合は、当該事業所、警察、町、消防本部、県（生

活環境部)、医療機関、その他関係機関の協力のもとに救護医療業務を実施する。

3 社会混乱防止対策

町、県（災害対策本部広報班、知事公室班）、報道機関等は、事故による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

4 避難

町長は、県警察本部（双葉警察署）と協力し避難のための付近住民への立退きの指示、避難所への受入れを行う。

5 交通応急対策

道路管理者、県警察本部（双葉警察署）その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災施設近辺の交通対策に万全を期する。

6 海上の危険物対策

福島海上保安部は港内における船舶に対し、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 危険物等積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物等荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行う。
- ウ 危険物等施設については、流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第25節 災害救助法の適用等

（生活環境課、県）

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- ア 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- イ 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- ウ 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されており、知事（災害対策本部総括班）は、法定受託事務として救助の実施に当たることとされている。
- エ 救助の実施を町長に委任した方が、より迅速に災害に対処できると判断されるような

場合には、知事（災害対策本部総括班）は、事前に救助に関する職権の一部を町長に委任することができることとされている。（法第13条）

- オ 災害救助の実施機関である知事（災害対策本部総括班、広域応援・避難班、避難地域復興班）に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な強制権が与えられている。（法第7条～第9条）
- ア) 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - イ) 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
 - ウ) 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）
 - エ) なお、前記ア)の従事命令又はイ)の協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。また、ウ)の保管命令等により通常生ずべき損失は、同法9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- ア 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事（災害対策本部総括班）が町長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- イ 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- ウ 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

3 災害が発生した際の適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

- ア 住家が滅失した世帯の数が町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合〔施行令第1条第1項第1号〕。
本町の場合 40世帯
- イ 福島県の区域内の被害世帯数が、1,500世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合〔施行令第1条第1項第2号〕。
本町の場合 20世帯
- ウ 福島県の区域内の被害世帯数が、7,000世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数が多数である場合〔施行令第1条第1項第3号前段〕。なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては町の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難

とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合であり、具体的には次のような場合であること〔施行令第1条第1項第3号後段〕。

- ア) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - イ) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合〔施行令第1条第1項第4号〕。
- ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。
 - 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
 - イ) また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。
 - 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
- カ 災害が発生するおそれのある場合において、国に災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示された場合
- ア) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として本県が告示されたとき、市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

4 住家滅失世帯の算定等

- ア 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- イ 被害の認定基準については、「被害の認定基準一覧」（資料編）のとおりである。

【資料編 10. その他（4）滅失住宅の判定基準】

第2 災害救助法の適用手続き

1 町の手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、町における被害が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は、直ちにその旨を知事（災害対策本部総括班）に報告しなければならない。

また、町長は、この救助に着手したときは、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 救助の実施状況の記録及び報告

町は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて、県（災害対策本部被災者支援班）に逐次報告するものとする。

3 特別基準の申請

ア 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。

イ 町長は、救助の程度、方法及び期間について、万全を期することが困難な場合、県に対して「特別基準」の申請をすることができる。その場合、電話でその概況を県に連絡し、事後、速やかに次の事項を明らかにした文書により申請するものとする。

- ア) 一般基準により難い理由
- イ) 特別基準の内容
- ウ) その他必要な事項

第3 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、福島県災害救助法施行細則5条に基づくものとする。

- ア 避難所
- イ 応急仮設住宅
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療
- キ 助産
- ク 災害にかかった者の救出
- ケ 災害にかかった住宅の応急修理
- コ 生業に必要な資金貸与
- サ 学用品の給与

- シ 埋葬
 - ス 死体の搜索
 - セ 死体の処理
 - ソ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - タ 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、ア避難所、タ応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費となる。

2 職権の委任

次に掲げる救助の実施に関する知事の職権は、福島県災害救助法施行規則第17条により、町長に委任される。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 学用品の給与

3 救助費の繰替支弁

町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、災害救助法第29条の規定により、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき県が行うものとする。

4 迅速な救助の実施

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第4 災害対策基本法に基づく強制権等

1 従事命令等の発動

知事（災害対策本部総括班）が、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発した場合、町長は受けなければならない。

2 公用令書の交付

知事（災害対策本部総括班）は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を町に対し交付しなければならない。

3 損害補償等

- ア 町長は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事し

- た者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより、知事（災害対策本部総括班）に対し損害の補償を要求する。
- イ 町長は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、知事（災害対策本部総括班）に対し補償を要求する。

第26節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者等の生活再建等の支援

町、県及び国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

第2 被災者生活再建支援法の適用

1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下、「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものとする。また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（法令同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- エ ア又はイの被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4

号)

- オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万未満に限る）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5 以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2 以上ある場合における市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口 5 万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- ア 居住する住宅が全壊した世帯（以下、「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下、「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下、「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下、「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（アからエまでに掲げる世帯を除く。）

4 支援法の適用手続き

1) 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事（災害対策本部情報班）に対して報告するものとする。

2) 県の被害状況報告及び公示

知事（災害対策本部被災者支援班）は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

5 支援金支給の基準

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（※ 世帯人数が1 人の場合は、各該当

欄の金額の3/4の額)

1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（第2の3 アからエの世帯）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

6 支給申請書等の提出

1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書
(住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。)

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

3) 支給申請書等の送付

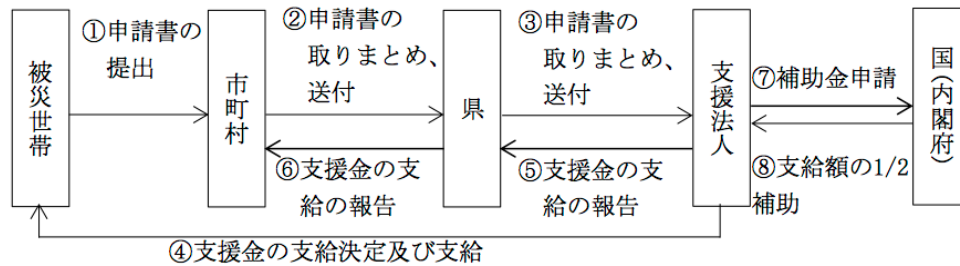
町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県（避難地域復興局）に送付するものとする。

県（避難地域復興局）は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援基金に送付するものとする。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第3 罹災証明書等の交付

- ア 町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。
- イ 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。
- ウ 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。
- エ 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- オ 県（災害対策本部被災者支援班）は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。

第4 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

1 被災者台帳に記載する内容

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ 罹災証明書の交付の状況
- サ 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス 被災者台帳の作成にあたって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第5 被災者の生活支援

町及び県等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第27節 ヘリコプター等による災害応急対応

(生活環境課、県)

第1 消防防災ヘリコプターの運航方針

県（災害対策本部総括班）は、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、消防防災ヘリコプターを運航し、災害応急対応を実施する。

第2 町等の受入れ体制の整備

消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した町長等は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受入れ体制を整備するものとする。

- ア 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- イ 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- ウ ヘリコプター等による災害応急対応
- エ その他必要な事項

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

(総務課、生活環境課、都市整備課、産業振興課、町教育委員会、県、その他防災関係機関)

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は援助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ケ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- コ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下、この節において「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業

- ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 障がい者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - イ) 公共的施設区域外の排除事業
 - セ たん水排除事業
- 2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- 3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

町は、県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

第4 災害復旧の事業の実施

町は、県（関係各部局）、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携し、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

また、国は、町道について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川について、県知事から要請があり、かつ県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県知事に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県知事に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第2節 被災地の生活安定

（総務課、生活環境課、税務課、都市整備課、産業振興課、県）

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

町に寄託された義援金は、町長が定める義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

1) 実施機関等

- ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。
- イ 県（建築総室）及び町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。
- ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であつて、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ) 居住する住宅がない者であること。
- ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする。
- イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

- ア) 一時使用の期間
- イ) 家賃及び敷金の負担者
- ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに町の関連条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- イ) 町は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。

り) 前項の依頼を受けた場合、町は自らの公営住宅等に、県（建築総室）は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者のうち、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同施行令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業あっせん、失業給付に関する措置

町は、災害に伴い離職者が生じた場合、公共職業安定所に対し、職業のあっせん、失業給付の認定等を要請する。

3 被災事業主に関する措置

町は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主が生じた場合、県に対し、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予が受けられるよう配慮する。

4 租税の徴収猶予等の措置

町は、国、県（財務総室）と連携し、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

5 郵政関係措置等

町は、日本郵便（株）福島中央郵便局に対し、郵便事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策等を要請する。

6 生活必需品の安定供給の確保

町は、県（生活環境部、商工労働部、農林水産部）に対し、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、価格及び受給動向の把握措置を要請する。

第3 被災者への融資

1 農林水産業関係

町は、県（農業支援総室、生産流通総室、森林林業総室）に対し、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利融資対策を要請する。

2 商工関係（中小企業への融資）

町は、県（商工労働総室）に対し、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金の低利での融資対策を要請する。

3 住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）

町は、県（建築総室）を通じ住宅金融支援機構に対し、天災により住宅に被害を受けた地域住民への、災害復興住宅の建設資金・購入資金又は補修資金の融資を要請する。

4 福祉関係

1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

町社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を融資するものとする。

2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第4章 個別災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

第1 海上災害予防対策

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2) 応援協力体制の整備

- ア) 町、県（危機管理総室）、防災関係機関及び関係事業者は、海上災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- イ) 町、県（危機管理総室）、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3) 救助・救急及び医療（助産）救護

- ア 関係事業者は、消防本部、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。
- イ 町、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び防災関係機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 町及び県（危機管理総室、健康衛生総室）は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4) 防災体制の強化

- ア 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるものとする。
- イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5) 福島県沿岸排出油災害防除協議会

海上災害等の発生予防のため、防除協議会など各種協議会等の機関の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努めるものとする。

6) 危険物等の大量流出時における防除活動

化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材等の整備に努めるものとする。

7) 防災訓練の実施

町、県（危機管理総室）、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章第14節 防災訓練」の定めにより、町、県、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）は、「一般災害対策編 第1章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2 海上災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- ア 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- イ 町及び沿岸消防本部から県（危機管理総室）への海上災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム7 海上災害」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

2) 相互応援協力

町は、海上災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

また、福島海上保安部、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

3) 自衛隊の災害派遣

流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれがある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

ア 町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。また、福島海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行うものとする。

イ 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部（双葉警察署）、福島海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

4 危険物等の大量流出に対する応急措置

1) 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

2) 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行うものとする。

3) 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、町は、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するものとする。

4) 漂着油等の応急処理

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去作業等応急の措置を行うものとする。

5 ボランティアとの連携

このことについては、「一般災害対策編 第2章第23節 ボランティアとの連携」を参照するものとする。

6 災害広報

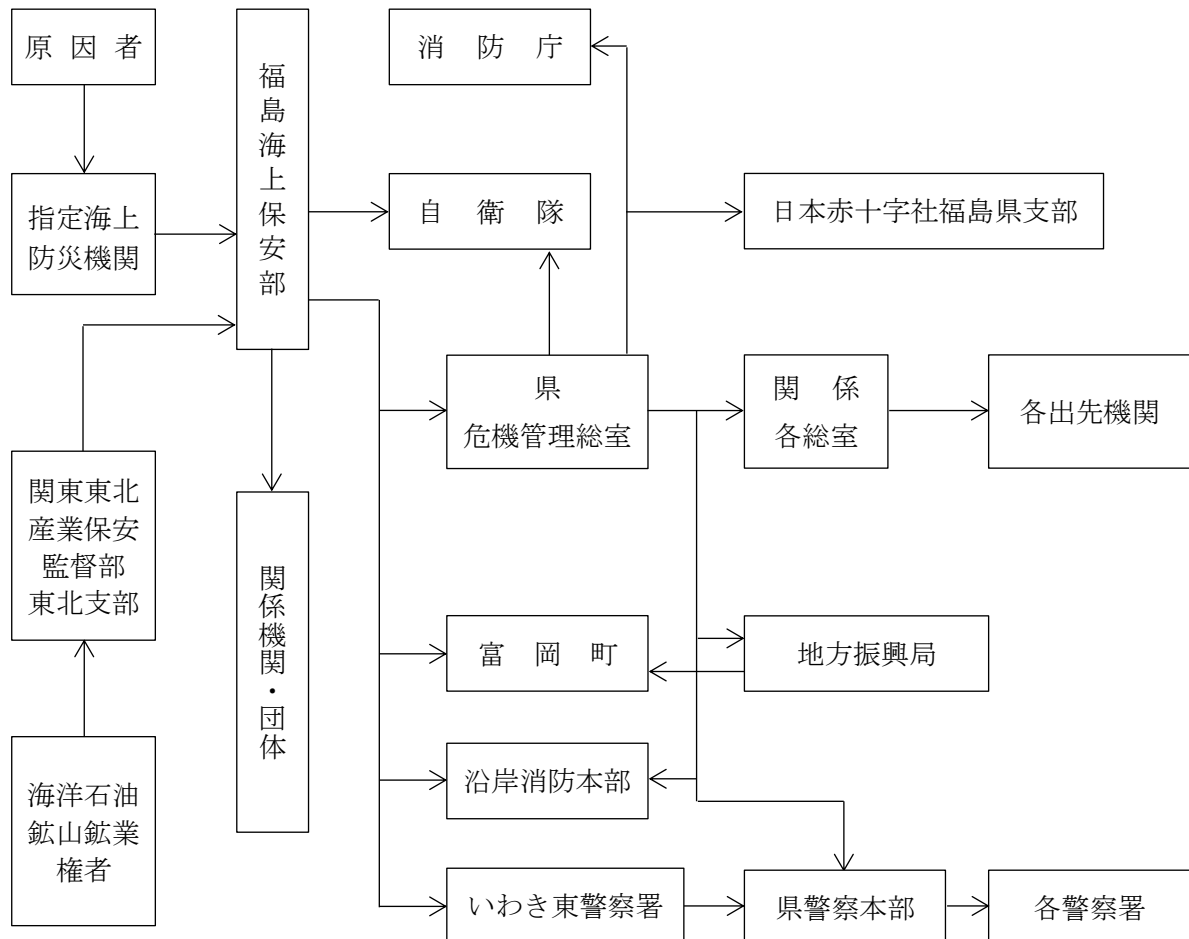
町、県（危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所）、防災関係機関及び関係事業者は、相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民や被災者の家族等に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」

の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

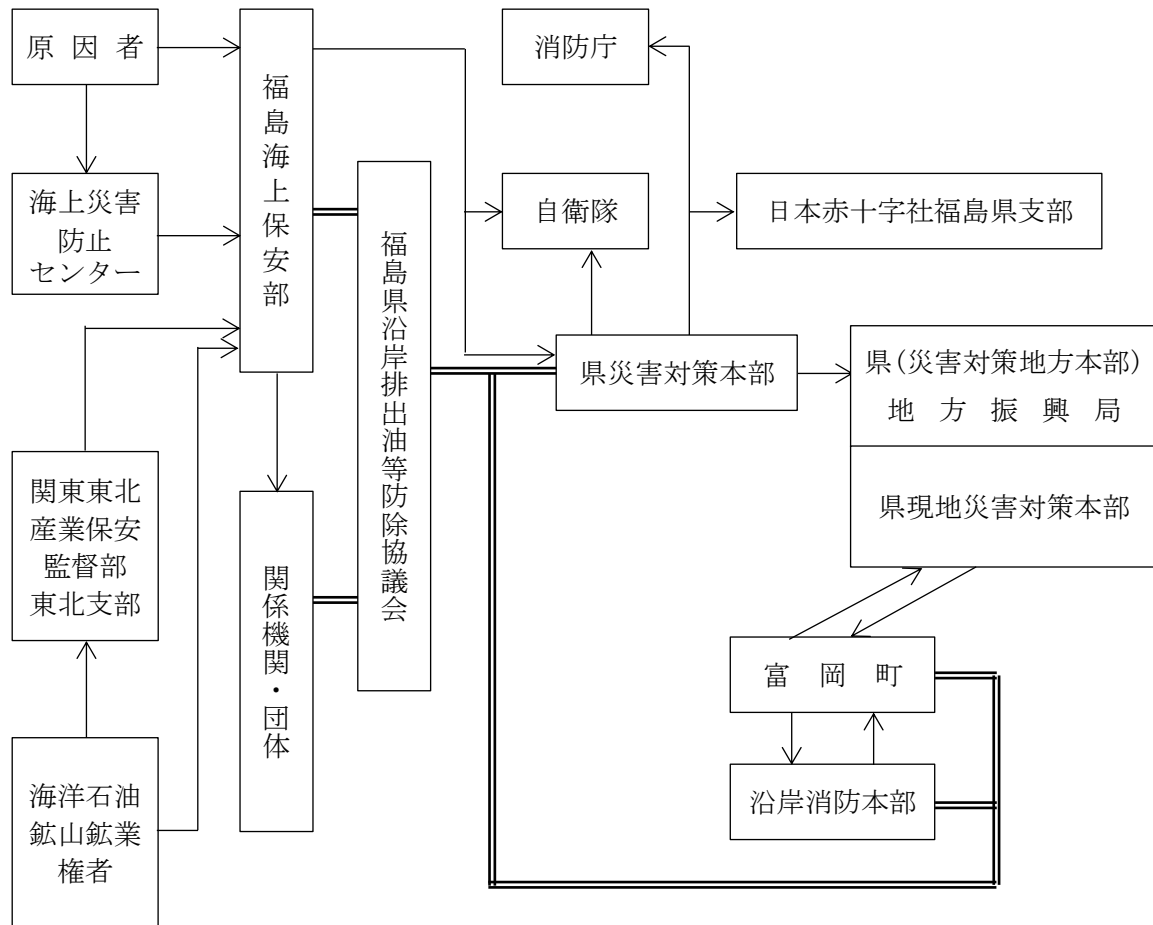
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

海上災害情報伝達系統図

I 災害の初期情報体系

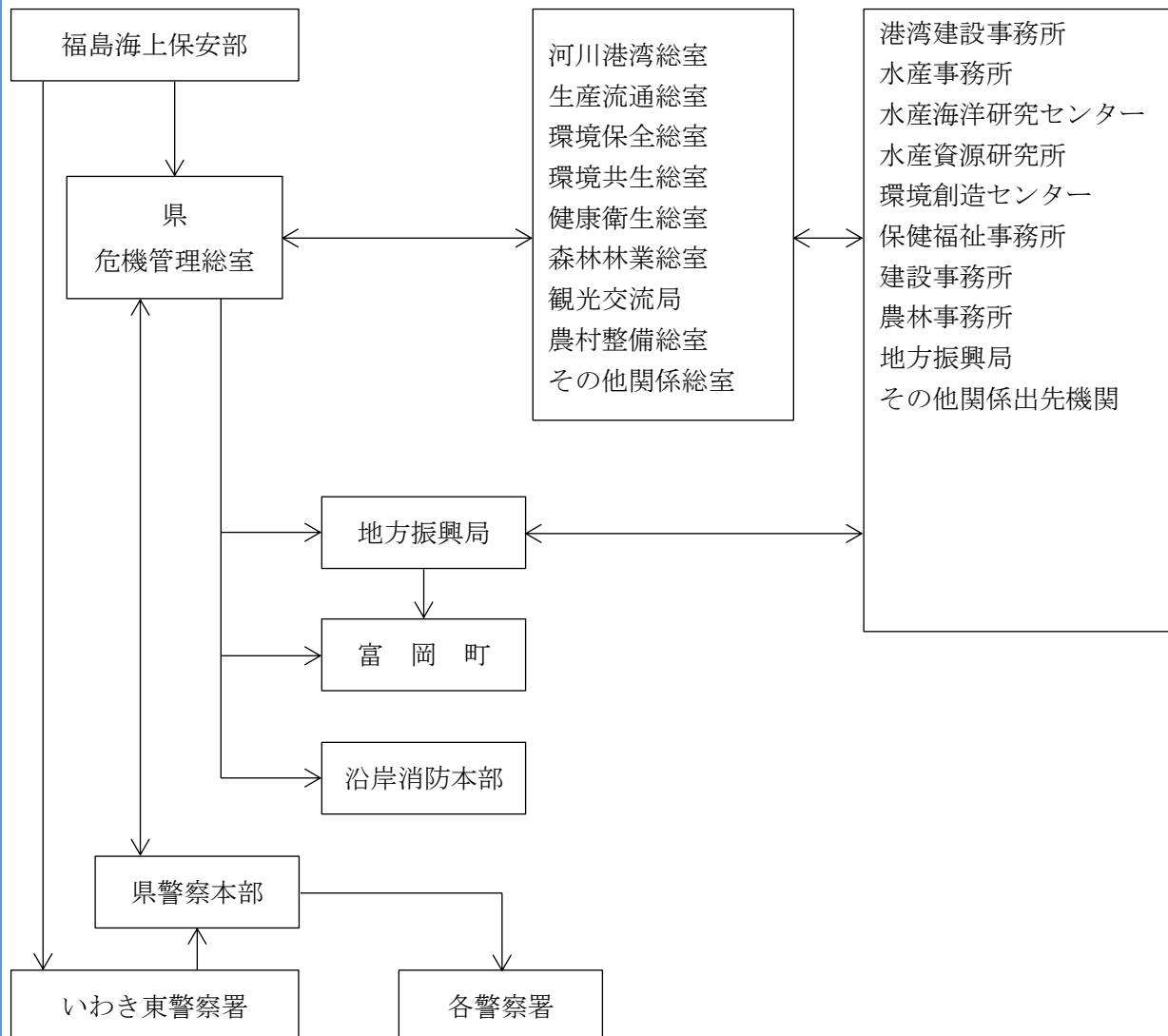


Ⅱ 災害対策本部設置後の体系



※ =は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

Ⅲ 県関係機関連絡系統



※この図（Ⅰ～Ⅲ）の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 海上災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

第1 鉄道災害予防対策

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2) 応援協力体制の整備

町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期するため、隣接町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図る。また、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3) 救助・救急及び医療（助産）救護

ア 町、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 町及び県（危機管理総室、健康衛生総室）は、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5) 防災訓練の実施

町、県（危機管理総室、生活環境総室）、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章第14節 防災訓練」の定めにより町、県、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

2 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）は、「一般災害対策編 第1章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2 鉄道災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

鉄道災害の情報を受理したときは、状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。また、町及び消防本部から県（危機管理総室）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

町は、鉄道災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

町は、鉄道災害が発生し、人命救助および被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

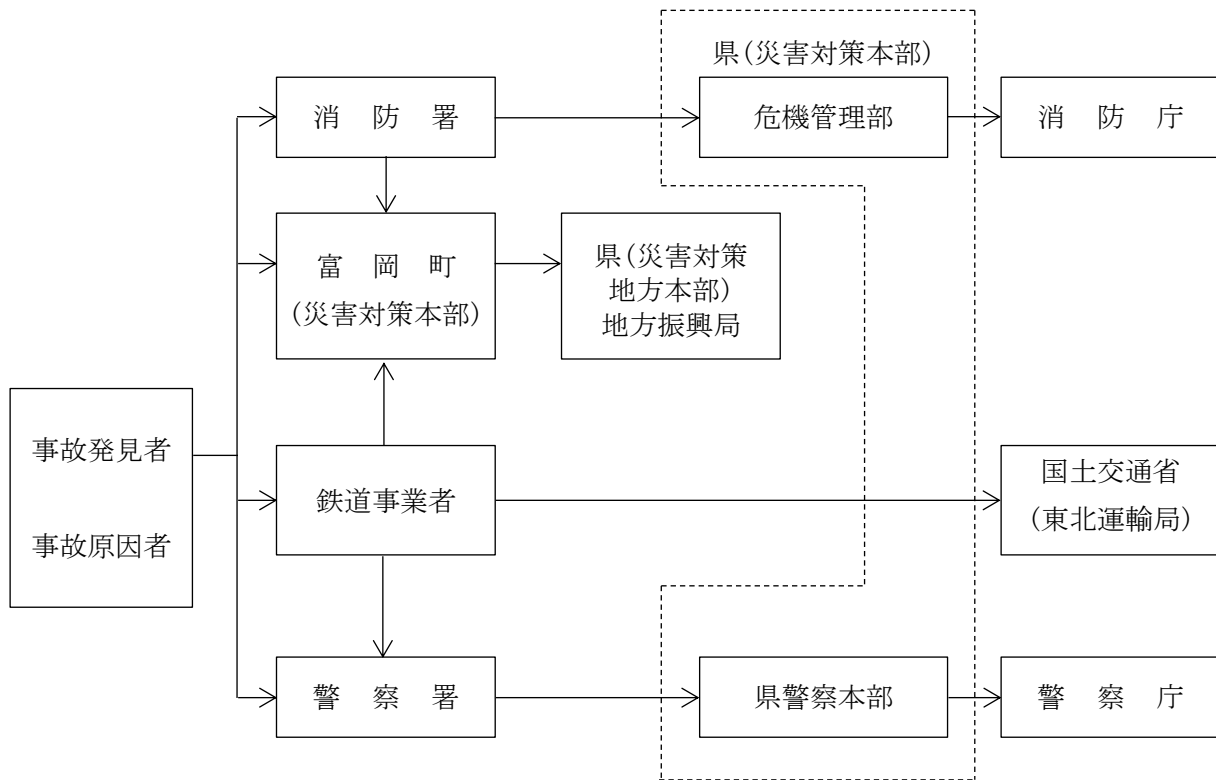
町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 災害広報

町、県（生活環境総室）、防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

鉄道災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 鉄道災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第3節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防対策

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

2 道路施設等の整備

- ア 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- イ 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- ウ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等の整備

- ア 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- イ 町は、防災行政無線、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2) 応援協力体制の整備

- ア 町、県（道路総室）及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 町、県（道路総室）及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3) 救助・救急及び医療（助産）救護

町、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4) 消防力の強化

- ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5) 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6) 防災訓練の実施

町、県（道路総室）、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

5 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2 道路災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- ア 道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統（別図）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。
- イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- ウ 町及び消防本部から県（危機管理総室、道路総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

1) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

2) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設

置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

町は、道路災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

町は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

8 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

9 災害広報

町、県（危機管理総室、道路総室）、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」

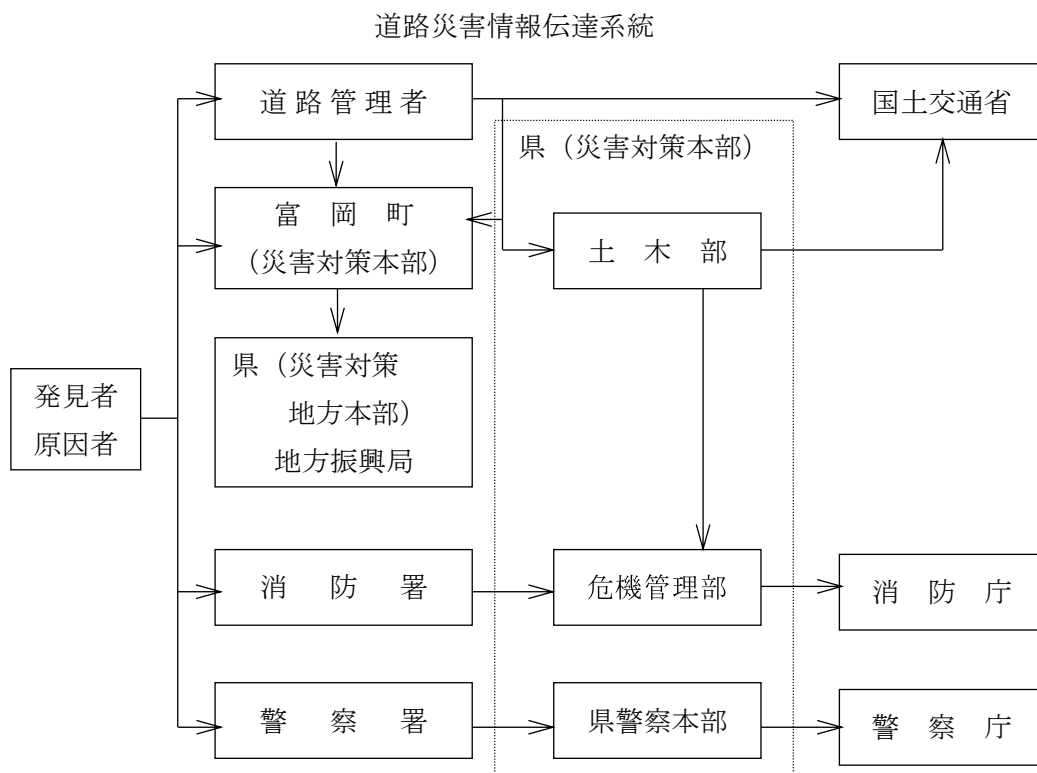
の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

降雨による通行規制の実施が必要となることが予想される場合、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第3 道路災害復旧対策計画

国、県等関係機関と連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 危険物等災害予防対策

1 危険物等の定義

1) 危険物

消防法第2条第7条に規定されているものとする。

2) 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

4) 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び町は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

【資料編8. 危険物取扱事業所一覧（1）屋内貯蔵所 （2）屋内タンク貯蔵所

（3）屋外貯蔵所 （4）屋外タンク貯蔵所

（5）給油取扱所 （6）移動タンク貯蔵所

（7）地下タンク貯蔵所 （8）一般取扱所

（9）東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所】

1) 危険物

ア 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 県（危機管理総室）、町のとりべき措置

ア) 県（危機管理総室）は、消防本部の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

イ) 県（危機管理総室）、消防本部等は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

2) 高圧ガス

ア 事業者のとりべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 県（危機管理総室）、町のとりべき措置

ア) 県（危機管理総室）は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。

イ) 県（危機管理総室）は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3) 毒物・劇物

ア 事業者のとりべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 県（健康衛生総室）のとりべき措置

県（健康衛生総室）は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策、防災体制等についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図るものとする。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

4) 火薬類

ア 事業者のとりべき措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 県（危機管理総室）のとりべき措置

県（危機管理総室）は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図るものとする。

また、火薬類の爆発等の災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2) 応援協力体制の整備

ア 町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3) 救助・救急及び医療（助産）救護

町、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4) 消防力の強化

ア 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5) 危険物等の大量流出時における防除活動

危険物の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

6) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章 第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

7) 防災訓練の実施

町、県（危機管理総室、健康衛生総室）、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

4 防災知識の普及・啓発

県（危機管理総室、健康衛生総室）、町及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

5 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2 危険物等災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- ア 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- イ 町及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

町は、危険物等災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 災害の拡大防止

町は、関係法及び「第2章第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を

講ずるものとする。

6 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

7 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防防災ヘリによる消火、偵察等を要請する。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

8 危険物等の大量流出に対する応急対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

危険物の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。また、危険物等が河川等に大量に流出した場合は、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

9 避難誘導

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編 第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

10 要配慮者対策

町、県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

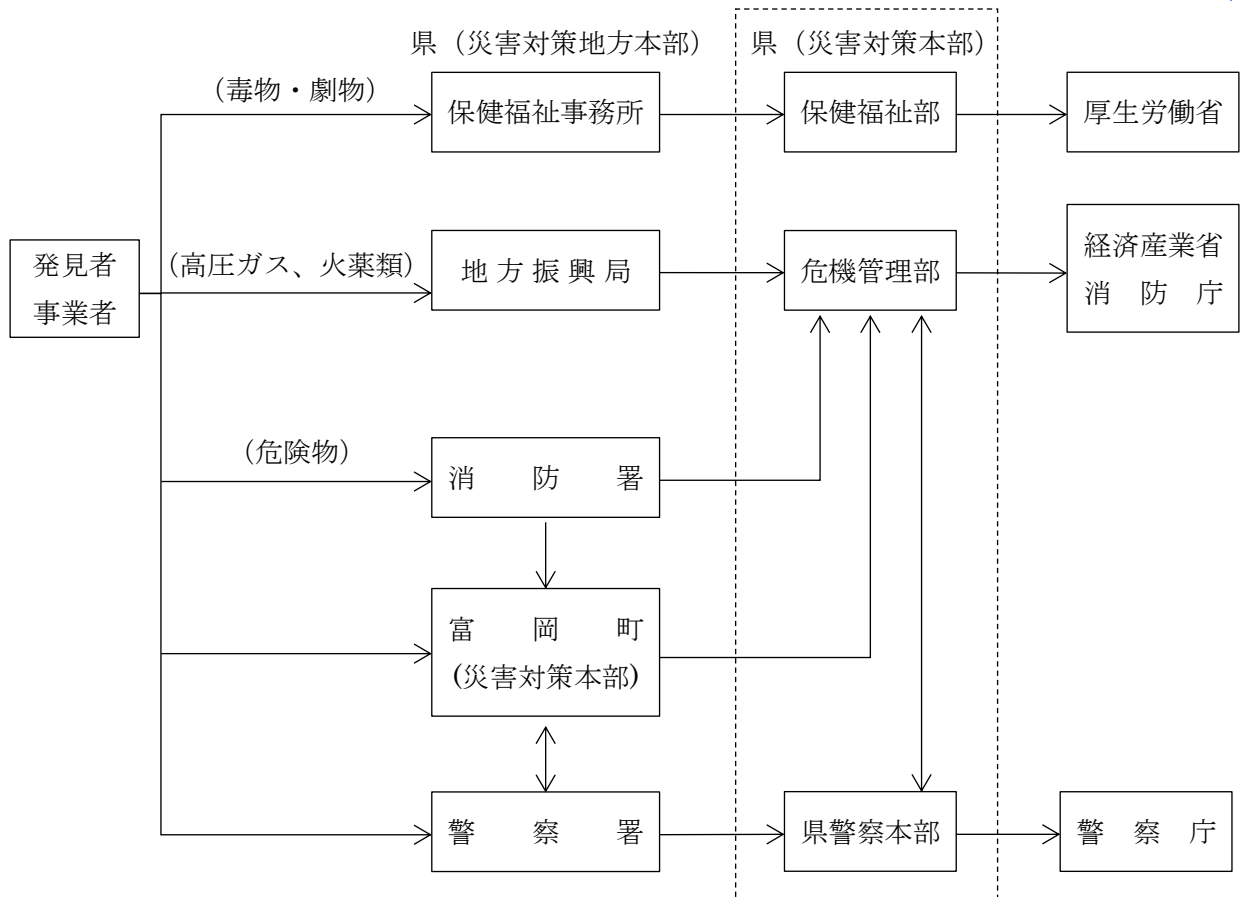
11 災害広報

町、県（危機管理総室、健康衛生総室）、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものと

する。

危険物等災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 大規模な火事災害予防対策

1 災害に強いまちづくり

町及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、

避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

1) 防災空間の整備

県（都市総室）及び町は、幹線道路や河川等の管理者と連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

2) 建築物の不燃化の推進

県（都市総室、建築総室）及び町は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

1) 消防用設備等の整備、維持管理

県（危機管理総室）、町、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

2) 建築物の防火管理体制

県（危機管理総室）、町、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

3) 建築物の安全対策の推進

県（建築総室）及び町は、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

3 大規模な火事災害防止のための情報の充実

県（危機管理総室）及び町は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2) 応援協力体制の整備

- ア 町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接町村、広域市町村圏等との応援協定の適正な運用を図る。
- イ 町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3) 救助・救急及び医療（助産）救護

町、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4) 消防力の強化

- ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- イ 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- ウ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章 第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6) 防災訓練の実施

町、県（危機管理総室）、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより町、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

5 防災知識の普及・啓発

県（危機管理総室）、町及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

6 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）は、避難誘導、防災知識

の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2 大規模な火事災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- ア 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- イ 町及び消防本部から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

町は、火事災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリによる消火、偵察等を県に要請する。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 避難誘導

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

8 要配慮者対策

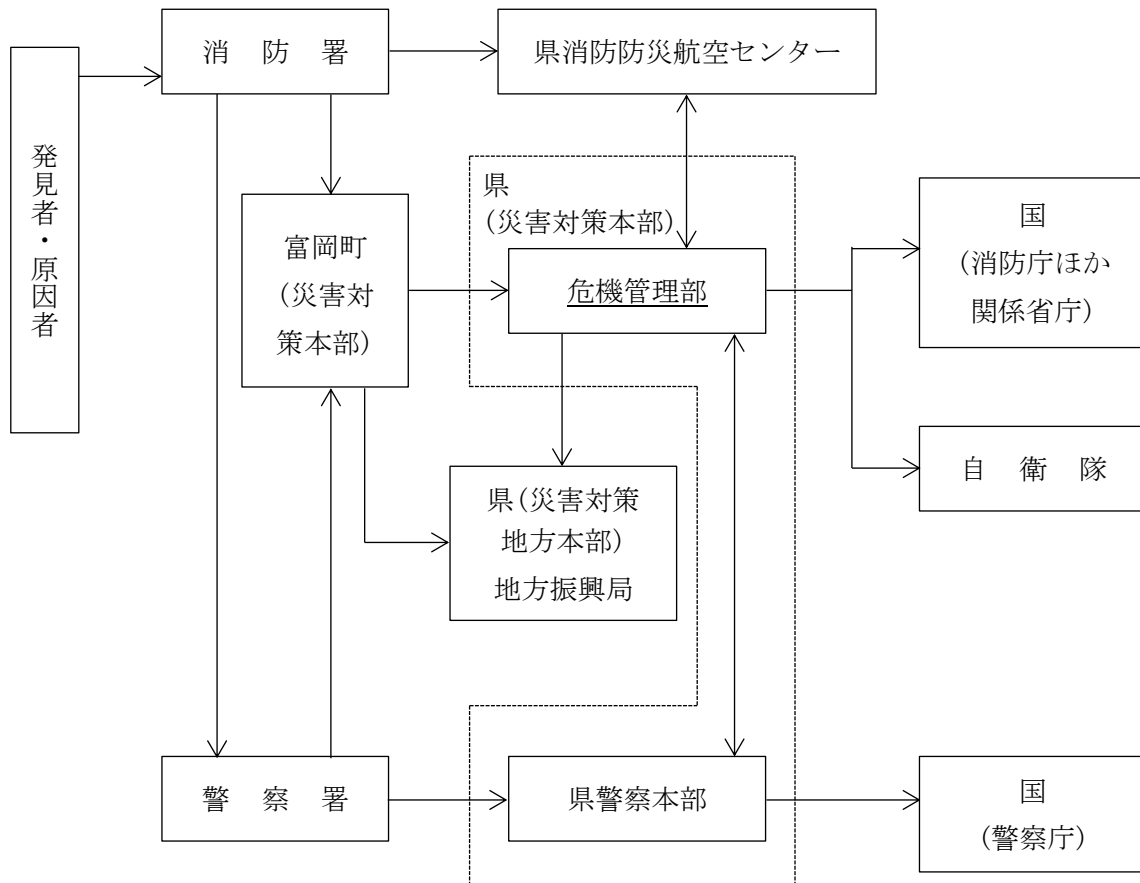
町、県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

9 災害広報

町、県（危機管理総室）、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 大規模な火事災害復旧対策計画

町、県（危機管理総室）及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第6節 林野火災対策計画

第1 林野火災予防対策計画

1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

2 林野火災に強い地域づくり

ア 町は、県（危機管理総室、森林林業総室）と協議してその地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。また、町は、地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、町消防計画及び町地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図るものとする。

イ 町及び県（危機管理総室、森林林業総室）は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防本部の警戒体制の強化等を行うものとする。

3 林野火災防止のための情報の充実

県（危機管理総室）及び町は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1) 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2) 応援協力体制の整備

ア 町、県及び防災関係機関は、林野火災が隣接町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3) 救助・救急及び医療（助産）救護

町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4) 消防力の強化

ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

イ 「消防力の整備指針・消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

6) 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、「一般災害対策編 第1章第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

5 防災知識の普及・啓発

町は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

6 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2 林野火災応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

- ア 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- イ 町及び消防本部から県（危機管理総室、県相双地方振興局、相双農林事務所）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－1 林野火災」により連絡するものとする。

2 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

町は、林野火災の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請をする。

5 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

6 消火活動

町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防本部等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎょ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」（資料編に掲載）を参照すること。）

【資料編1. 条例等（5）福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領】

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリによる消火、偵察等を県に要請する。被災地以外の市町村は、町からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

7 避難誘導

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

8 要配慮者対策

町、県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

9 森林内の滞在者

町、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

10 災害広報

町、県（危機管理総室、森林林業総室）、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

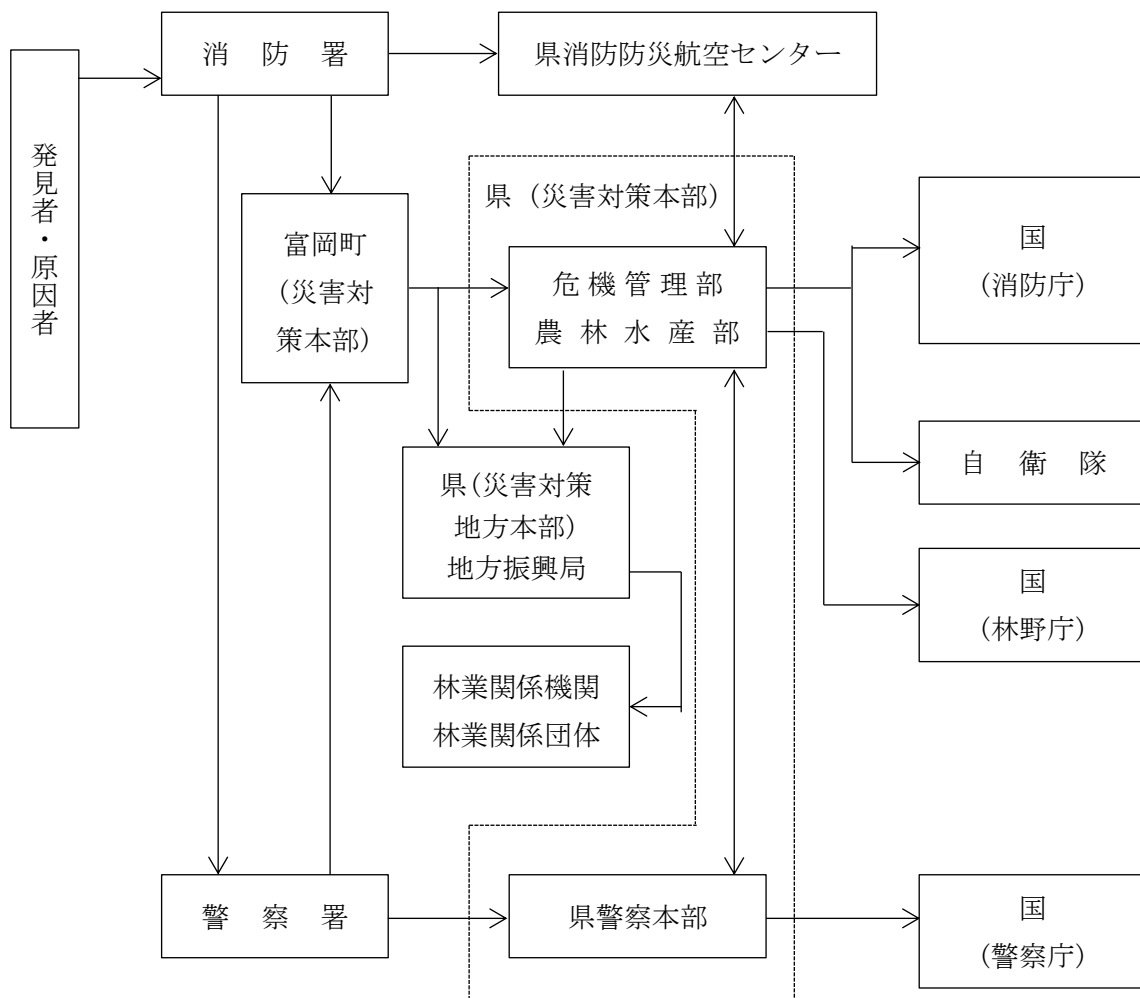
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものと

する。

11 二次災害の防止

- ア 県（森林林業総室、河川港湾総室）、国（森林管理署等）及び町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。
- イ 県（森林林業総室、河川港湾総室）及び町は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。
- ウ 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

林野火災情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3 林野火災復旧対策計画

- ア 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。
- イ 町及び県（森林林業総室）は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第7節 航空災害対策計画

第1 航空災害予防計画

1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1) 情報収集・連絡体制の強化

航空機の墜落等の航空災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

2) 消防力の強化

- ア 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

3) 防災訓練の実施

町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、県、町、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

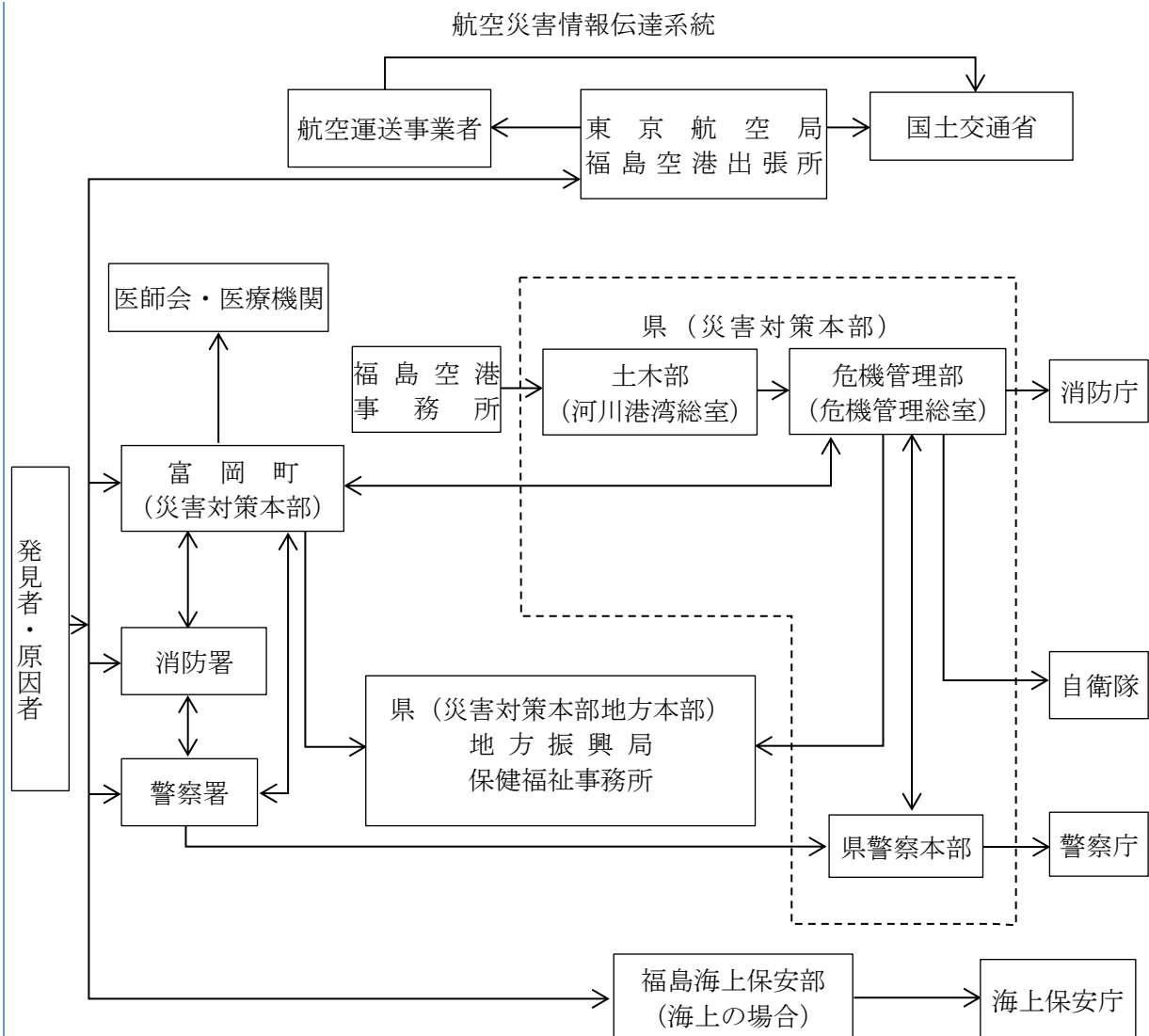
2 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2 航空災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

航空災害が発生した場合、町は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

1 活動体制の確立

航空災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、国、県の現地対策本部等と連携し、負傷者の救助、危険物等の拡散防止活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

2 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

町は、消防本部、県警察本部（双葉警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

3 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査、究明を行うため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

4 災害広報

町は、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を実施する。

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第1 町の防災会議

1 富岡町防災会議

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第1 1」を参照するものとする。

2 富岡町災害対策本部

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第1 2」を参照するものとする。

3 富岡町水防本部

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第1 3」を参照するものとする。

第2 防災関係機関の防災組織

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第2」を参照するものとする。

第3 自主防災組織

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第3」を参照するものとする。

第4 応援協力体制の整備

1 他市町村との相互応援

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第4 1」を参照するものとする。

2 防災関係機関の相互応援

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第4 2」を参照するものとする。

3 消防の相互応援

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第4 3」を参照するものとする。

4 県、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第4 4」を参照するものとする。

5 経費の負担

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第4 5」を参照するものとする。

6 民間協力計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第4 6」を参照するものとする。

7 応援計画・受援計画の作成

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第4 7」を参照するものとする。

第5 その他の防災組織

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第5」を参照するものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

(生活環境課、県)

第1 県総合情報通信ネットワークの活用

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第1」を参照するものとする。

第2 職員参集方法の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2」を参照するものとする。

第3 防災行政無線の活用

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第3」を参照するものとする。

第4 その他通信連絡網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第4 1」を参照するものとする。

2 その他通信連絡網の整備・活用

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第4 2」を参照するものとする。

第3節 市街地の防災対策

(都市整備課、産業振興課、県)

第1 建築物防災対策

1 既存建築物総合防災対策推進計画の策定

町及び県（建築総室）は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な防災対策計画を策定する。

- ア 耐震診断及び耐震改修対策
- イ 防災診断及び防災改修対策
- ウ 落下物対策
- エ ブロック塀等安全対策
- オ 定期調査報告及び維持保全計画の推進

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため町は、県（建築総室）が実施する、建築物の所有者又は管理者に対する耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発、一般建築物の耐震性の強化への協力を行う。

- ア 耐震化に関する地域住民相談の実施
- イ 耐震性に関する知識の普及

3 防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

1) 防災上重要建築物の指定

町は、次の施設を防災上重要な建築物に指定する。

- ア 防災拠点施設
 - ア) 町役場庁舎
 - イ) 消防署
 - ウ) 警察署
 - エ) 災害備蓄倉庫
- イ 避難施設
 - ア) 小中学校
 - イ) 体育館
 - ウ) 学びの森

- エ) 地域の集会所
- ウ 緊急医療施設
- ア) 保健・福祉、医療施設

2) 耐震診断・耐震補強工事の実施

町は、防災上重要建築物について、当面必要に応じ耐震補強工事を行う等、耐震性の確保を図る。

3) 建築設備の耐震性確保

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築整備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の不測の事態に備えた非常用設備の整備、コンピュータ等器材の地震対策、データ等の保護対策に努める。

4 被災建築物の応急危険度判定活動体制構築への協力

県（建築班）は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」を養成し登録するとともに、大規模な地震等により建築物が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

県（都市班）は、大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を養成し、登録するとともに、大規模な地震等により宅地が被災した場合においては、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

県（河川港湾班）は、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する斜面判定士を養成し、登録するとともに、大規模な地震等により土砂災害が発生した場合においては、斜面判定士の協力を得て、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

町は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

5 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、県（建築総室）が実施する、地震時における建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険防止のための対策に協力を行う。

県の対策は次のものである。

- ア 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

6 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、県（建築総室）と協力し、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- ア 町及び県（建築総室）は、地域住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- イ 町は、通学路、避難路及び避難場所等に重点を置いたブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- ウ 町は、ブロック塀を設置している地域住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- エ 町及び県（建築総室）は、ブロック塀を新設又は改修しようとする地域住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

7 建築物不燃化の促進

1) 防火・準防火地域の指定

町は、県（都市総室、建築総室）と連携し、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

- ア 防火地域は、原則として容積率 400%以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連担する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。
- イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率 300%以上の区域及び建築物が密集し、または、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

2) 建築物の防火の促進

県（建築総室）は、新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

- ア 既存建築物に対する改善指導
- イ 防火基準適合表示制度による指導

第2 防災空間の確保

1 緑地保全地区の指定

町は県（都市総室）と連携し、都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについ

ては、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区を指定し、県が定める「福島県広域緑地計画」に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 都市計画道路の整備

町は県（道路総室、都市総室）と連携し、災害時の避難路ネットワークとともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。

整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

3 都市空間の利用

町は県（道路総室、都市総室）と連携し、災害時に延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ道路や都市公園等の都市空間において、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、ライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

第3 市街地の開発等

1 市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地を共同化してオープンスペースを確保するとともに、不燃建築物の建築及び交通広場、街路、公園、緑地等の公共施設の整備を行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

1) 市街地再開発事業

土地の適正な高度利用と都市機能の更新及び都市防災を推進するために、市街地再開発基本計画及び事業計画等の作成を進めている地区の事業化を促進する。

2) 優良建築物等整備事業等

市街地の環境の整備改善、防災性の向上に資する良好な建築物の整備を図るため、優良建築物等整備事業等の再開発関連諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進する。

3) 市街地再開発資金融資制度

耐火建築物の建設を行う者に、その建設資金を融資し、防災性の高いまちづくりを促進する。

2 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、良好

な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

3 土地区画整理事業の推進

町は県（都市総室）と連携し、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

土地区画整理事業の計画をおおむね次の基準により策定する。

1) 地方公共団体施行土地区画整理事業

- ア 施行地区の面積は、原則として5ha以上とする。
- イ 施行地区は、都市計画道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時においては、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。
- ウ 施行地区が、主要駅付近又は中心市街地にある場合は、交通の円滑化を図るとともに、地震災害時においては、避難路や延焼防止帯となる幹線道路、区画道路等を整備する。
- エ 施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難地となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を盛った市街地として整備する。

2) 組合施行土地区画整理事業

- ア 施行地区の面積は、原則として10ha以上とする。
- イ 事業施行後、施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用地に供する土地の面積の合計が施行面積のおおむね25%以上となるものとし、防災効果を発揮するよう整備する。
- ウ 都市計画道路（幅員12m以上）を適切に配置する。

第4節 上下水道施設災害予防対策

（双葉地方水道企業団）

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

町（双葉地方水道企業団）は、水道水の安定供給と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

【資料編6. 学校・医療機関等その他施設一覧（5）飲料水関係施設】

- ア 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- イ 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震等による被害の軽減を図るものとする。

ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備についても、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。

エ 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

【資料編7. 各種資機材等一覧（4）下水道災害時の応急資機材】

3 相互応援

町は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、日本水道協会東北地方支部において締結している「日本水道協会東北支部災害時相互応援に関する協定書」（平成9年5月1日）の活用とともに、隣接水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の点検等

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。また、下水道施設の維持管理に当たって、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

町は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保（資料編）を図るものとする。

【資料編7. 各種資機材等一覧（4）下水道災害時の応急資機材】

3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

第5節 電力、ガス施設災害予防対策

(生活環境課、都市整備課、県、東北電力ネットワーク(株)、
各LPガス事業者)

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

東北電力ネットワーク(株)、は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本社、支社及び電力センター(以下、この節において「店所」という。)に災害組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

なお、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

2 防災関係機関との相互協力

東北電力ネットワーク(株)、は、町等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設(LPガス)災害予防対策

1 防災体制の確立

各LPガス事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織についての災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 防災関係機関との相互協力

各LPガス事業者は、町等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第6節 鉄道施設災害予防対策

(生活環境課、県、東日本旅客鉄道(株) 富岡駅)

第1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、東日本旅客鉄道(株)は、東北支社及び福島支店(又は各支店)に災害対策組織を整備し、防災体制を確立するとともに、町との密接な連絡体制を形成しておくものとする。

第2 防災訓練

東日本旅客鉄道（株）は、町等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第7節 電気通信施設等災害予防対策

（生活環境課、県、東日本電信電話（株）、NTTコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株））

第1 防災体制の確立

電話施設の予防対策は、災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、電気通信各社は災害対策内規を制定し迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

第2 防災訓練

電気通信各社は、町等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第8節 道路、橋りょう等の災害予防対策

（都市整備課、県）

町及び国、県等の施設管理者は、日常から地震による道路施設及び橋りょう等の被災など予想される災害に対処するため、各指針に基づく施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに震災点検に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努めるものとする。

第9節 河川・海岸等災害予防対策

（都市整備課、産業振興課、県）

第1 河川管理災害予防対策

町は、県（河川港湾総室）と連携を図りながら河川の整備を図る。また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 漁港施設災害予防対策

町は、県（河川港湾総室）と連携し、漁港整備長期計画に基づき施設の整備を促進する。

第3 海岸保全施設災害予防対策

町は、県（河川港湾総室、農村整備総室）と連携し、高潮や津波等の危険から町土の保全を図るべく、今後とも海岸保全施設の新設・強化、潮位計等の監視体制の整備を推進する。

また、地震により海岸保全施設が被災した場合は、早急に復旧し、高潮・津波の来襲に備える。

第4 ダム施設災害予防対策

町は、県等（農村整備総室）による適正な保守管理体制に協力する。

第5 ため池施設災害対策

老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。地震による堤防決壊による二次災害を防止するため、日常からのため池の管理徹底を図るとともに、町は、県（農村整備総室）と連携し、ため池等整備事業により、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について重点的に整備を進める。

第10節 地盤災害等予防対策

（都市整備課、産業振興課、県）

第1 土石流災害対策

町は県（河川港湾総室、森林林業総室）と連携を図り、土石流による被害を防止するため、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した砂防施設整備を推進するとともに、ソフト対策として、土石流に関する土砂災害警戒区域等の指定と、危険渓流の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

第2 地すべり対策

町は県（河川港湾総室、森林林業総室）と連携を図り、地すべりによる被害を防止するため、地すべり対策を推進するとともに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

第3 急傾斜地崩壊対策

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は13ヵ所存在しており、町は、県（河川港湾総室、森林林業総室）と連携を図り、がけ崩れによる災害を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとと

もに、危険箇所への標識設置等による地域住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

第4 造成地の災害予防対策

県（都市総室）は、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

第5 液状化災害予防対策

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、国及び地方公共団体と十分な連絡調整を図るものとする。

また、県（建築総室）は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

第6 二次災害予防対策

町及び県（河川港湾総室、森林林業総室）は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所について、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、町は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第11節 津波災害予防対策

（生活環境課、都市整備課、県、その他防災関係機関）

第1 津波に強いまちづくり

1 海岸保全施設の整備

県（河川港湾総室、生産流通総室、農村整備総室）は、津波や高潮、波浪、海岸浸食などによる災害から海岸を防護し、国土を保全するため、海岸堤防などの海岸保全施設の整備を図る。

2 防災林の整備

町及び県（都市総室）は、最大クラスの津波に対しては、津波を減衰し浸水被害範囲を軽減して避難時間を確保することや、津波による漂流物を捕捉し漂流物の衝突による被害を軽減するために防災林の整備を図る。防災林は、津波シミュレーションや背後地の土地利用状況などを総合的に考慮して高さ、幅などを設定する。

3 海岸防災林の整備

県（森林林業総室）は、津波災害から農地等を守るため、海岸防災林造成事業により、町の復興整備計画に基づき林帯幅をおおむね 200m に拡大するとともに、海岸堤防などとの組み合わせによる多重防御の一環として、盛土により地下水位から 3 m 程度の生育基盤を造成し、クロマツ等による防災林を整備することで津波防災機能の強化を図る。

4 市街地の再整備

町及び県（都市総室）は、最大クラスの津波が到達した地域又は到達するおそれのある地域においては、災害危険区域の指定、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などによる高台移転、宅地の嵩上げにより再度災害の防止を図る。

5 施設の安全性の確保

ア 国、県（建築総室）、町、各施設管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、構造物、施設等を整備する場合、耐震化の推進を図るなど津波に対する安全性に配慮する。

イ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備（代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む。）、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

ウ 町は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

エ 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。

ア) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
なお、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。

6 その他の事項

町及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。また、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。

ア サイレン、広報車等の整備の方針及び計画

イ 海岸線の防災行政無線通信施設(同報系)等の整備の方針及び計画

第2 津波避難施設の整備

1 避難施設の整備

1) 指定緊急避難場所の指定

町は、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物や人工構造物を津波避難ビル等として整備・指定に努めるものとし、民間ビル等を指定する場合は、管理者の同意を得るとともに、災害発生時の避難場所としての運用方法等について調整を行う。

2) 指定緊急避難場所の要件

指定緊急避難場所は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者、滞在者等（居住者等）に開放されるものであり、階段その他通路に避難上の支障が生じないものであること。

また、津波が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内に設定するものであるが、公共施設や民間ビル等の建物の屋上等を指定する場合は、津波による水圧、波力震動、衝撃等によって損壊等を生じない構造のものであり、かつ建築基準法上の耐震基準に適合するものとする。

3) 指定緊急避難場所の周知

町は、印刷物の配布やインターネット等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知するとともに、標識看板等を設置する。

なお、住民だけでなく、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対しても周知できるように、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行うものとする。

また、観光地、海水浴場等外来者の多い場所では、駅、宿泊施設及び行楽地に、避難対象地域の掲示、指定緊急避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来者に対し周知を図るものとする。

2 避難路の選定

町は、津波が発生した場合に避難が必要な地域から指定緊急避難場所までの避難路を選定し、各道路管理者とともに避難路の整備に努めるものとする。

- ア 避難路は、おおむね8m以上の幅員があることとするが、地域の実情に応じて選定する。
- イ 避難路は相互に交差しないこと。
- ウ 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないこと。
- エ 避難路の選定については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を考慮する。
- オ 避難路には、指定緊急避難場所までの誘導標識の整備を行う。

第3 津波情報伝達体制の整備

1 防災行政無線通信施設の充実強化

町は、津波情報伝達体制の整備について、サイレン、広報車等により、海岸線の防災行政無線通信施設を充実強化することにより、海浜地への伝達の確保に努める。

なお、津波注意報、津波警報及び大津波警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、気象庁告示第3号予報警報標識規則による。

2 沿岸部の津波情報伝達体制の確立

町は県（危機管理総室）と連携し、津波情報、避難命令等の伝達については、福島地方気象台等と緊密な調整を図り、きめの細かい情報伝達体制を確立する。

また、町は消防本部及びその他防災関係機関と協力し、夜間、休日においても沿岸の住民や海浜にいる観光客及び旅行者等に対して、津波情報を迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を整備する。

第4 津波監視体制の整備

1 津波遠隔監視システムの整備

町は、津波監視を行う際は、監視カメラや潮位計等の遠隔監視設備による無人監視体制を整備するものとする。

2 波高及び潮位観測情報の活用

国（東北地方整備局、気象庁、国土地理院）及び県（河川港湾総室）は、波高及び潮位の観測情報を町へ情報提供する。

第5 津波避難計画の策定等

1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

1) 津波ハザードマップの作成

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域（避難対象地域）や、指定緊急避難場所、避難路等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

2) 津波災害危険区域の指定

町は、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定する。

3) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

県（河川港湾総室）は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

また、同法第72条の規定に基づき、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

2 避難計画の策定

町は県（危機管理総室）と連携し、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防本部、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

町が作成する津波避難計画には、以下の事項について定めるものとする。

- ア 津波浸水想定区域図
- イ 避難対象地域
- ウ 避難困難地域
- エ 緊急避難場所等、避難路等
- オ 初動体制
- カ 避難誘導等に従事する者の安全確保
- キ 津波情報の収集、伝達
- ク 避難指示の発令
- ケ 津波対策の教育・啓発

- コ 避難訓練
- サ その他の留意点

3 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難については、「一般災害対策編 第1章第16節 要配慮者予防対策」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団及び近隣者等の避難支援者に提供することにより、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておくものとする。

また、避難行動要支援者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

4 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、医療機関、学校等の管理上の措置は次のとおりである。

1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

- ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を設定すること。
- イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 非常用発電装置の整備（代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む。）、県総合情報通信ネットワーク、テレビ・ラジオ・インターネットなど情報を入手するための機器の整備（病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。）

2) 個別事項

ア 病院等

- ア) 重症患者や新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、職業訓練校等

- ア) 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、学生及び生徒の安全かつ速やかな避難の実施に関する措置
- イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）は、

これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設

- ア) 重度障がい者や高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第6 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催

町は、県（危機管理総室、生産流通総室、農村整備総室、河川港湾総室、道路総室）及び消防本部が実施する、福島県沿岸地震・津波対策連絡会に積極的に参加し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- ア 津波注意報・警報発表時の警戒体制
- イ 津波注意報・警報の住民への伝達体制
- ウ 住民の避難等
- エ 被害時の応急対策
- オ 震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- カ 沿岸地域の危険性の把握
- キ その他連絡会が必要と認める事項

第12節 火災予防対策

（生活環境課、都市整備課、県、防災関係機関）

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町は県（危機管理総室、森林林業総室）等と連携し、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町は県等と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第3 1」を参照するものとする。

2 自主防災組織の初期消火体制

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第3 2」を参照するものとする。

第3 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第4 1」を参照するものとする。

2 建築物の防火対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第4 2」を参照するものとする。

3 薬品類取扱施設対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第4」を参照するものとする。

第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第5」を参照するものとする。

第5 消防水利の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第6」を参照するものとする。

第6 救助体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第7」を参照するものとする。

第13節 積雪・寒冷対策

(総務課、県、防災関係機関)

第1 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時には、県や町と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。このため、道路管理者（町、国、県（道路総室）、

東日本高速道路(株)等)は、除・排雪体制の充実を図る。

1) 防災体制の充実

道路管理者は、高速自動車国道、一般国道、県道及び町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

第2 寒冷対策の推進

1 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、ストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材(長靴、防寒具、スコップ等)の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める(代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む。)

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努める。

第14節 緊急輸送路等の指定

(生活環境課、都市整備課、県)

第1 緊急輸送路等の指定

1 緊急輸送路

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第11」を参照するものとする。

2 集積場所・輸送拠点

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第12」を参照するものとする。

3 民間と連携した物資輸送・仕分け・配送体制

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第13」を参照するものとする。

4 ヘリコプター臨時離着陸場

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第14」を参照するものとする。

第2 緊急輸送路等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第2」を参照するものとする。

第15節 避難対策

(総務課、生活環境課、福祉課、健康づくり課、町教育委員会、県、県教育委員会、その他関係機関)

第1 避難計画の策定

町は、地震による火災、家屋の倒壊、津波、山崩れ、地すべり等の災害発生時又は、災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化についても考慮するものとする。

- ア 避難指示等を行う基準
- イ 避難指示等の伝達方法
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口及び責任者
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア) 給水措置
 - イ) 給食措置
 - ウ) 毛布、寝具等の支給
 - エ) 衣料、日用必需品の支給
 - オ) 負傷者に対する応急救護
 - カ) ペットとの同行避難のための ケージ 等の支援
- カ 指定避難所の管理に関する事項
 - ア) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
 - イ) 避難収容中の秩序保持
 - ウ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - エ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - オ) 避難者に対する各種相談業務
- キ 指定避難所の整備に関する事項
 - ア) 収容施設
 - イ) 給食施設
 - ウ) 給水施設
 - エ) 情報伝達施設
 - オ) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- ク 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - ア) 情報の伝達方法
 - イ) 避難及び避難誘導
 - ウ) 避難所における配慮等

エ) 老人デイサービスセンターの活用等

なお、避難行動要支援者に対する救援措置については、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮するものとする。

ケ 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ) 標識、誘導標識等の設置

ウ) 住民に対する巡回指導

エ) 防災訓練等

第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 1」を参照するものとする。

2 管理者の同意

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 2」を参照するものとする。

3 知事への通知等

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 3」を参照するものとする。

4 管理者の届出義務

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 4」を参照するものとする。

5 指定の取消

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 5」を参照するものとする。

第3 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定避難所の指定

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第3 1」を参照するものとする。

2 管理者の同意

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第3 2」を参照するものとする。

3 知事への通知等

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第33」を参照するものとする。

4 管理者の届出義務

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第34」を参照するものとする。

5 指定の取消

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第35」を参照するものとする。

6 指定した避難所の運営・管理

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第36」を参照するものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第41」を参照するものとする。

2 地域との事前協議

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第42」を参照するものとする。

3 学校を指定する場合の措置

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第43」を参照するものとする。

4 指定管理者制度導入施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第44」を参照するものとする。

5 県有施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第45」を参照するものとする。

6 その他の施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第46」を参照するものとする。

第5 避難路の選定基準

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第5」を参照するものとする。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第6」を参照するものとする。

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るものとする。

1 学校等の避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 1」を参照するものとする。

2 社会福祉施設等における避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 2」を参照するものとする。

3 病院における避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 3」を参照するものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 4」を参照するものとする。

5 広域避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 5」を参照するものとする。

第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

（健康づくり課、県、日本赤十字社福島県支部、福島県医師会（双葉郡医師会）、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県診療放射線技師会、福島県臨床衛生検査技師会、福島県助産師会）

第1 医療（助産）救護体制の確立

1 医療（助産）救護活動体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1 1」を参照するものとする。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1 2」を参照するものとする。

3 血液確保体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1 3」を参照するものとする。

4 後方医療体制の活用

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第14」を参照するものとする。

5 トリアージ・タッグの整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第15」を参照するものとする。

6 傷病者等搬送体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第16」を参照するものとする。

7 医療関係者に対する訓練等の実施

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第17」を参照するものとする。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第21」を参照するものとする。

2 防疫用薬剤等の備蓄

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第22」を参照するものとする。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第23」を参照するものとする。

第17節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

(生活環境課、福祉課、産業振興課、都市整備課、県、)

町及び防災関係機関は、町民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。町は、食料等の備蓄に関して、民間における流通備蓄の活用も含めた適切な備蓄場所・備蓄手段の確保方を検討する。

また、町民は、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

【資料編2. 応援協定（5）災害時における物資等の供給協力に関する協定】

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第1-1」を参照するものとする。

2 生活物資

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第1-2」を参照するものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第2-1」を参照するものとする。

2 資機材の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第2-2」を参照するものとする。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第3-1」を参照するものとする。

2 備蓄倉庫等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第3-2」を参照するものとする。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第4-1」を参照するものとする。

2 広域処理体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第4-2」を参照するものとする。

第5 罹災証明書発行体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第5」を参照するものとする。

第18節 航空消防防災体制の整備

(生活環境課、県)

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

1 活用の目的と範囲

地震発生により予想される被害形態を踏まえ、ヘリコプターの持つ、機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

1) 救急・救助活動

- ア 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- イ 陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

2) 災害応急対策活動

- ア 被害等の状況把握及び応急対策指揮
- イ 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ 上空からの地域住民への避難誘導及び情報等の伝達

3) 火災防衛活動

- ア 火災における情報収集、伝達、地域住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- イ 陸上交通が遮断された地域への消火資機材、消火要員等の輸送

4) 災害予防対策活動

- ア 地震災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加
- ウ 地域住民への災害予防の広報

5) 広域航空消防防災応援活動

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第2」を参照するものとする。

第19節 防災教育

(生活環境課、都市整備課、町教育委員会、県)

第1 体系的なカリキュラムによる防災教育の推進

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第1」を参照するものとする。

第2 一般地域住民に対する防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第2」を参照するものとする。

第3 防災上重要な施設における防災教育

町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害の発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2 ホテル及び旅館等における防災教育

1) 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

2) 防火管理体制の教育

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、出火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、町は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者

等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第4 防災対策要員に対する防災教育

町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、地震発生時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、各機関に属する職員に対し、講習会や研修会等を開催し、必要な防災教育を実施するものとする。

第5 学校教育における防災教育（文書管財総室、義務教育課・高校教育課・特別支援教育課、町教育委員会）

1 趣旨

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第5-1」を参照するものとする。

2 学校行事における防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第5-2」を参照するものとする。

3 教科目による防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第5-3」を参照するものとする。

4 教職員に対する防災研修

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第5-4」を参照するものとする。

第6 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第6-1」を参照するものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第6-2」を参照するものとする。

第20節 防災訓練

(生活環境課、都市整備課、県、防災関係機関)

第1 総合防災訓練

1 1 概要

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第1 1」を参照するものとする。

2 訓練項目

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第1 2」を参照するものとする。

第2 個別訓練

1 概要

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第2 1」を参照するものとする。

2 個別訓練の種類

1) 通信訓練

町及び防災関係機関は、地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、福島地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

2) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

3) 災害対策（現地災害対策）本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行うため、災害対策（現地災害対策）本部運営訓練を実施する。

4) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水等の訓練を実施する。

5) 訓練の評価と地域防災計画等への反映

町及び県は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第31」を参照するものとする。

2 事業所（防火管理者）における訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第32」を参照するものとする。

3 自主防災組織等における訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第33」を参照するものとする。

4 一般地域住民の訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第34」を参照するものとする。

第21節 地域防災力の充実強化

（生活環境課、県）

第1 消防団による地域防災体制の再構築

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第1」を参照するものとする。

第2 自主防災組織の育成指導

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第2」を参照するものとする。

第3 自主防災組織の編成基準

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第3」を参照するものとする。

第4 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第41」を参照するものとする。

2 日常の自主防災活動

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第42」を参照するものとする。

第5 企業防災の促進

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第5」を参照するものとする。

第6 地区防災計画の作成

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第6」を参照するものとする。

第2.2節 要配慮者対策

(福祉課、町社会福祉協議会、県、関係施設管理者)

第1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項

1 町地域防災計画において定める事項

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第1.1」を参照するものとする。

2 全体計画において定める事項の例

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第1.2」を参照するものとする。

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第2.1」を参照するものとする。

2 避難行動要支援者名簿の記載事項

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第2.2」を参照するものとする。

3 名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第2.3」を参照するものとする。

4 名簿情報の更新

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第2.4」を参照するものとする。

5 名簿情報の提供と活用

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第2.5」を参照するものとする。

6 名簿情報の提供における配慮

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第2.6」を参照するものとする。

7 秘密保持義務

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第2 7」を参照するものとする。

第3 個別避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第3」を参照するものとする。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第4」を参照するものとする。

第5 社会福祉施設における対策

1 施設等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第5 1」を参照するものとする。

2 組織体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第5 2」を参照するものとする。

3 緊急連絡体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第5 3」を参照するものとする。

4 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における施設での避難確保

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第5 4」を参照するものとする。

5 防災教育・防災訓練の充実

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第5 5」を参照するものとする。

6 大規模停電への備え

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第5 6」を参照するものとする。

第6 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第6 1」を参照するものとする。

2 防災知識の普及・啓発

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第6 2」を参照するものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第6 3」を参照するものとする。

第7 病院入院患者等対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第7」を参照するものとする。

第8 外国人に対する防災対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第8」を参照するものとする。

第9 避難所への移送

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第9」を参照するものとする。

第10 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第10 1」を参照するものとする。

2 福祉避難所の指定

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第10 2」を参照するものとする。

第23節 ボランティアとの連携

（総務課、町社会福祉協議会、県）

第1 ボランティア活動の意義

このことについては、「一般災害対策編第1章第17節第1」を参照するものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

このことについては、「一般災害対策編第1章第17節第2」を参照するものとする。

第3 ボランティアの受入れ体制の整備

1 町、県からの情報提供

このことについては、「一般災害対策編第1章第17節第3 1」を参照するものとする。

2 コーディネート体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第17節第3 2」を参照するものとする。

3 ボランティア保険

このことについては、「一般災害対策編第1章第17節第3 3」を参照するものとする。

第4 ボランティアの種類

このことについては、「一般災害対策編第1章第17節第4」を参照するものとする。

第24節 危険物施設等災害予防対策

(生活環境課、県、双葉地方広域市町村圏組合消防本部（富岡消防署）、
その他防災関係機関)

第1 危険物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、地震災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確におくものとする。

2 自主保安体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第19節第1 1」を参照するものとする。

3 規制の強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第19節第1 2」を参照するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 町の活動体制

1 町災害対策本部の設置

ア 町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく町災害対策本部を設置する。

設置基準
1. 町内において震度6弱以上を観測したとき。
2. 町内において震度5弱、5強を観測し、町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。
3. 気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。
4. 気象庁が、福島県沿岸に大津波警報を発表したとき。
5. 津波により町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。

なお、設置基準1.（町内において震度6弱以上を観測したとき）及び設置基準4.（大津波警報が発表されたとき）に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

イ 町長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

解散基準
1. 災害の発生するおそれがなくなつたと見込まれた場合。
2. 発生災害が一応復旧し、特に対策を必要としなくなった場合。

ウ 町長は、本部を設置、又は廃止したときは、速やかに県、近隣の関連する市町村及び防災関係機関に通報する。

エ 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による町災害対策本部設置の決定が困難な場合は副町長、教育長、生活環境課長の順に決定し、それも困難な場合には町災害対策本部組織編成表の順位とする。

オ 町に、災害救助法が適用された場合、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助を行うものとし、町の救助体制については、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

2 町災害対策本部設置の場所

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第1 2」を参照するものとする。

3 町災害対策本部の組織編成等

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第1 3」を参照するものとする。

4 町災害対策本部員会議

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第1 4」を参照するものとする。

第2 災害救助法が適用された場合の体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第2」を参照するものとする。

第2節 動員配備体制

第1 配備基準

1 災害対策本部設置前

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	災害対策本部員名簿の本部員、関係各課等の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行え、次の特別警戒配備体制へ円滑に移行できる体制とする。	1 町内において震度4の地震が観測、発表されたとき。 2 福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 3 その他特に生活環境課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備 (1号配備)	災害対策本部員名簿の本部員、関係各課等の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて町災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1 町内において震度5弱以上の地震が観測、発生し、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は発生したとき。 2 福島県沿岸において、津波警報が発表されたとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部設置後

配備区分	配備体制	配備時期
非常配備体制 (2号配備)	応急対策を円滑に実施するに当たり、必要と認める体制とする。	1 町内において震度6弱以上の地震が観測、発表されたとき。 2 福島県沿岸において、大津波警報が発表されたとき。 3 局地的な応急対策が必要と認められるとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

非常配備体制 (3号配備)	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。	1 町内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき又は町内全域に応急対策が必要と認められるとき。 2 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
------------------	--	--

第2 職員の配備体制

- 警戒配備にかかわる指揮監督は、生活環境課長が行う。特別警戒配備（1号配備）にかかわる指揮監督は、町長が行う。
- 町長は、町災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに生活環境課長を通じ、災害対策本部員名簿の班長に連絡することとし、班長は、組織編成表に基づく配備体制をとる。

第3 配備人員

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 4 2)」を参照するものとする。

第4 動員伝達方法

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 4 3)」を参照するものとする。

第5 有線回線等の事故における伝達の方法

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 4 4)」を参照するものとする。

第6 非常参集等

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 4 5)」を参照するものとする。

第3節 地震災害情報の収集伝達

(生活環境課、都市整備課、県、その他防災関係機関)

第1 地震情報等の受理伝達

気象庁・仙台管区気象台及び福島地方気象台が発表する地震に関する情報等の受理伝達は、次のとおり実施する。

1 情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{*1} 。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ^{*1} 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

2 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。

- イ 福島県に津波警報等を発表したとき。
- ウ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- エ 特に発表が必要と認めた場合。

3 その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

4 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次図地震情報等伝達系統図により迅速・的確に伝達する。
- イ 県（災害対策本部通信班）は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、町、防災関係機関に伝達する。
- ウ 町は、地震情報を受理したときは、直ちに地域住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

津波警報・地震情報等伝達系統図については、次図「地震情報等伝達系統図」及び「第7節 津波災害対策 第1 津波情報の伝達 2 津波予報等の伝達受理 1）津波予報等の伝達経路 津波警報等伝達系統図」を参照

5 緊急地震速報

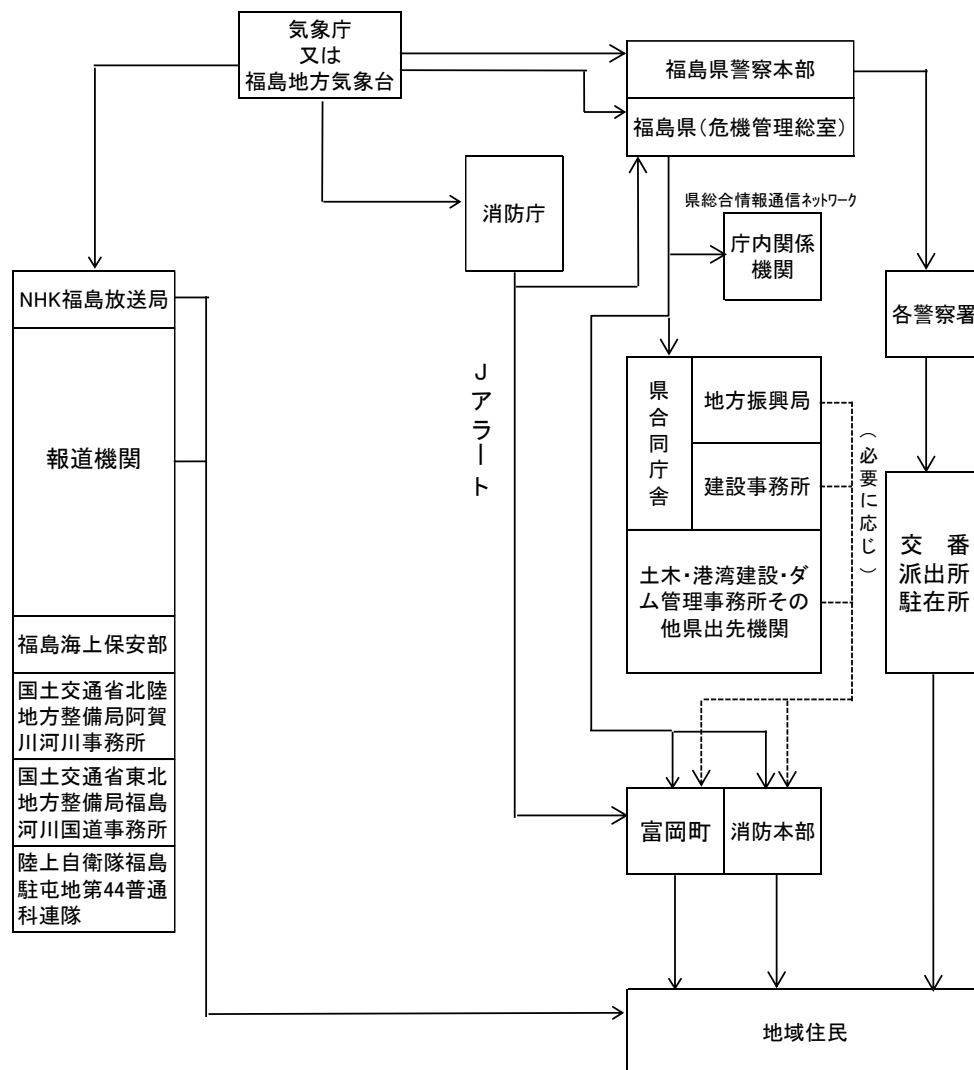
- ア 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上と予想した場合に、震度4以上が予想される地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ及び長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 町及び県（災害対策本部通信班）は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。
- エ 県、町及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努めるものとする。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるもの

とする。

地震情報等伝達系統図



第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査と町内における報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第2 1」を参照するものとする。

2 県その他関係機関への被害報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第2 2」を参照するものとする。

第4節 通信の確保

(生活環境課、県、東日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本赤十字社福島県支部、各放送機関)

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

このことについては、「一般災害対策編第2章第4節第1 1」を参照するものとする。

2 各種通信施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第2章第4節第1 2」を参照するものとする。

第2 県防災行政無線の運用

1 災害時の通信連絡

このことについては、「一般災害対策編第2章第4節第2 1」を参照するものとする。

2 県防災行政無線の運用

このことについては、「一般災害対策編第2章第4節第2 2」を参照するものとする。

第5節 相互応援協力

(生活環境課、県、防災関係機関)

第1 町と県の相互協力

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第1」を参照するものとする。

第2 県に対する応援要請

1 指定地方行政機関、県への応援要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第2 1」を参照するものとする。

2 手続き

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第2 2」を参照するものとする。

第3 国に対する応援要請

1 町長の応援要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第3 1」を参照するものとする。

2 手続き

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第3 2」を参照するものとする。

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第4」を参照するものとする。

第5 民間事業者との災害時応援協定

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第5」を参照するものとする。

第6 町と公共的団体等との協力

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第6」を参照するものとする。

第7 受援体制の構築

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第7」を参照するものとする。

第6節 災害広報

(企画課、生活環境課、県、報道機関)

第1 町の広報活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第6節第1」を参照するものとする。

第2 市町村間の協力による広報活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第6節第2」を参照するものとする。

第3 町以外の防災関係機関の広報活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第6節第3」を参照するものとする。

第7節 津波災害対策

(生活環境課、県)

第1 津波警報等の伝達

1 津波警報等、地震及び津波に関する情報

1) 津波警報等の種類と予報文

気象庁では、直ちに震源を求め、必要に応じ津波警報等を発表する。

2) 津波注意報・警報標識

津波注意報、津波警報及び大津波警報の旗を用いるか、又は鐘音若しくはサイレン音によって伝達する場合は、次の方法による。(気象庁告示第5号—予報警報標識規則 令和2年6月24日一部改正)

旗を用いた津波注意報標識等

標識の種類	標識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1"> <tr> <td>赤</td><td>白</td></tr> <tr> <td>白</td><td>赤</td></tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

3) 津波予報区

津波予報海域区分は、次のとおりである。気象庁から、福島県に発表される津波警報等は、福島地方気象台を経て伝達される。



(気象庁ホームページより転載)

4) 地震及び津波に関する情報

ア 情報の種類

- ア) 地震情報（震源・地域震度、地震の規模「マグニチュード」、余震の状況に関する情報）
- イ) 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報、沖合の津波観測に関する情報）
- ウ) 各地の震度に関する情報（震源、観測点震度に関する情報）

イ 発表基準

- ア) 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき
- イ) 福島県に津波警報等を発表したとき
- ウ) その他、地域住民に周知させることが適切と思われるとき（群発地震等）
- エ) 特に発表が必要と認めた場合

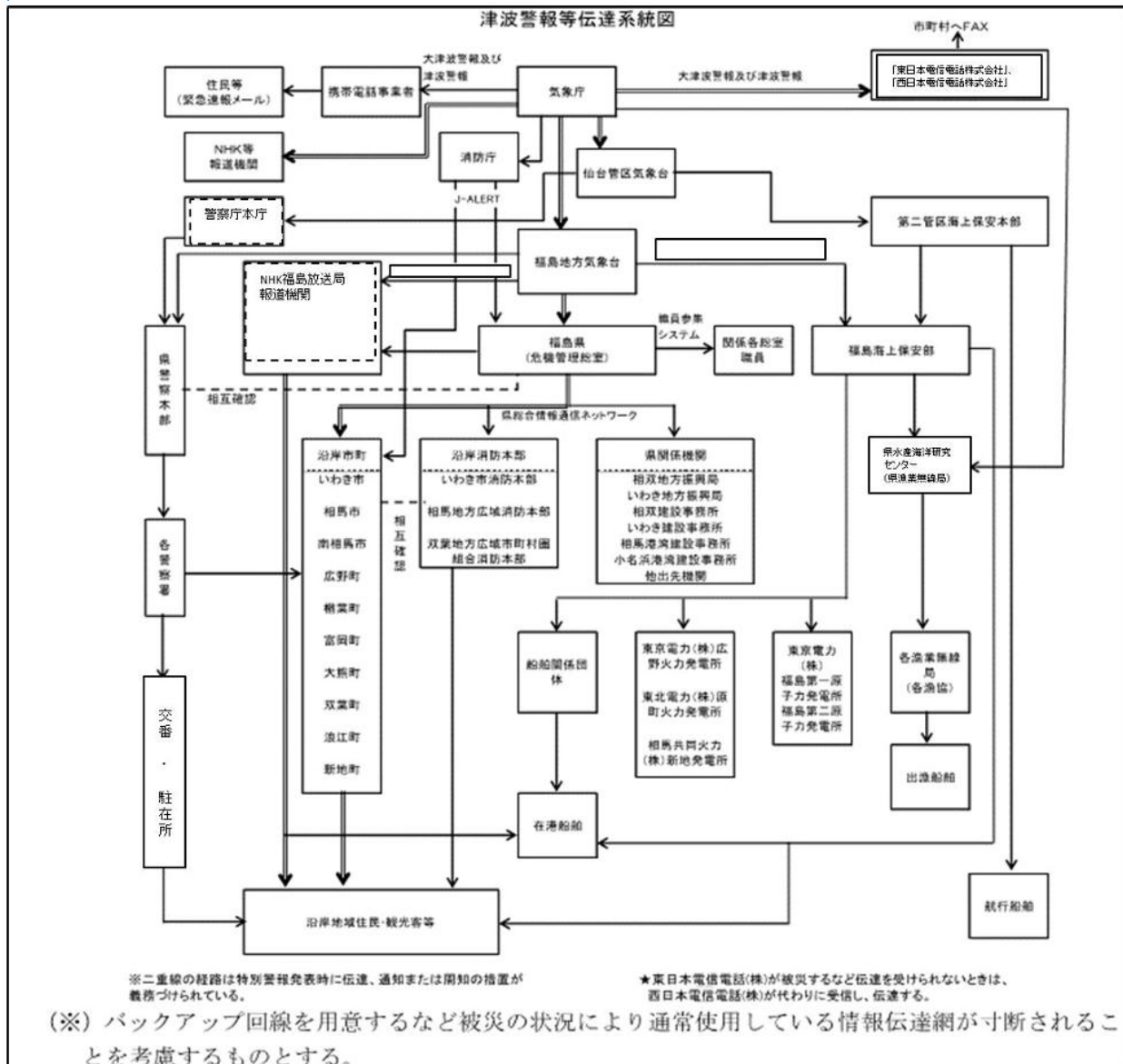
2 津波警報等の伝達受理

1) 津波警報等の伝達経路

福島県を対象区域として津波警報等又は「地震及び津波に関する情報」が発表されたときは、福島地方気象台から津波警報等伝達系統図に示す経路により伝達される。

2) 町の対応

- ア 町は勤務時間外においても、県防災行政無線により伝達される情報が、担当課長へ確実・迅速に伝達されるよう、連絡体制を定めておく。
- イ 情報の伝達を受けたときは、関係部課に周知徹底できるよう予め情報の内部伝達組織を整備しておくとともに、町地域防災計画の定めるところにより、速やかに地域住民その他関係のある団体に周知徹底させる。
- ウ 津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。



第2 町の措置

1 津波監視

町は、津波注意報が発表されたときは、消防本部と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

また、津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波情報の広報、伝達並びに避難の指示を優先させて、余力がある場合は津波監視を行う。

2 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は、消防本部と協力をして、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示をする。

3 避難の指示

- ア 町は、津波監視により異常を認めた場合は、津波危険地区にある者に対し、速やかに避難指示を行い、その周知徹底を図る。
- イ 町は、津波注意報が発表された場合は、海浜にある者に対し、直ちに海浜から退避するよう避難指示を行い、その周知徹底を図る。
- ウ 町は、津波警報が発表された場合は、津波危険地区にある者に対し、直ちに避難指示を行い、その周知徹底を図る。特に、海岸部に近い社会福祉施設や避難行動要支援者に避難指示を行う場合は、自主防災組織等の付近住民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。
- エ 町は、津波の河川遡上のおそれがあるときは、付近住民の避難指示を行う。
- オ 津波による災害が発生し、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合は、県が避難の指示を行う。

4 県への連絡

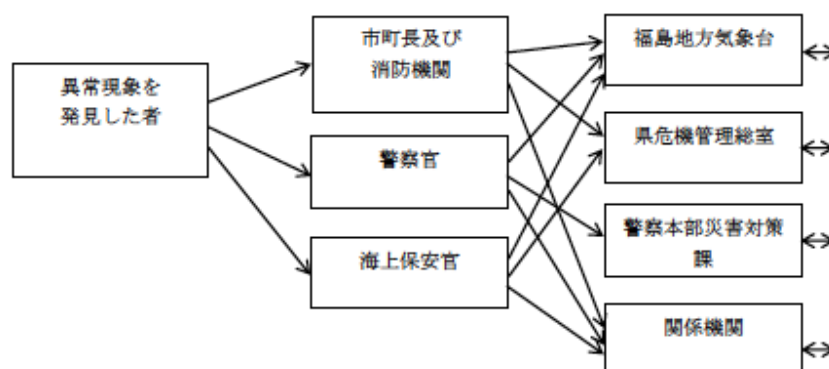
町が避難措置を実施した場合には、災害対策基本法の第60条第3項の規定に基づき、直ちに知事に報告をしなければならない。

第3 町以外の防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、地域住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、町及び報道機関に広報を要請する。

第4 異常を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。



第8節 消火活動

(生活環境課、県)

第1 消防本部による消防活動

双葉地方広域市町村圏組合消防（以下、この節において「組合消防」という。）は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し最も中心的役割を果たすとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消火活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

- ア 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、地域住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

組合消防と連携をとりながら以下の活動を行う。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には地域住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

組合消防の消防隊が到着するまで、又は消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

組合消防による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難指示等がなされた場合には、地域住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、地域住民を安全に避難誘導する。

第3 隣接協定及び県内統一応援協定による応援

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防本部に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請

1 応援要請の手続き

地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって行う。

- 1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかに

して知事に要請する。

要請は口頭をもって要請し、後日文書により処理することもできる。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び結集場所

2) 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防本部は、担当者を明確にし、連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

2 隣接協定による要請

組合消防にあつては、双葉地方消防受援計画の協定に基づき速やかに応援要請を行う。

3 消防庁長官への派遣要請

町長から応援要請を求められた知事（災害対策本部総括班）は、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに町へ連絡する。

4 広域航空消防応援

町長は必要に応じて、県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第9節 救助・救急

（生活環境課、県、その他防災関係機関）

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 自主的な救助活動の実施

自主防災組織、事業所の防災組織及び地域住民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

- ウ 自主救助活動が困難な場合は、消防本部又は警察等に連絡し、早期救助を図る。
- エ 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防本部、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

2 平常時からの措置

建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動が迅速かつ的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

- ア 救助技術、救助活動の習熟
- イ 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町及び消防本部による救助活動

1 町による救助活動

町は、消防本部と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。また、警察、地元の情報に精通した地域住民等と密接な連携のもと救助作業を実施するものとする。なお、これらの状況については、逐次県に報告するものとする。

2 県への救助活動の実施要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県（災害対策本部広域応援・避難班）に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を希望する期間
- オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 平常時からの措置

町は、町内で予想される災害、特に建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- ア 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
- イ 地震による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と町との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- ウ 自主防災組織、事業所及び地域住民に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- エ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

オ 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 広域応援

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第3」を参照するものとする。

第10節 自衛隊災害派遣

(生活環境課、県、陸上自衛隊)

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第1 1」を参照するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第1 2」を参照するものとする。

第2 町長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第2 1」を参照するものとする。

2 災害派遣要請の要求要領

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第2 2」を参照するものとする。

第3 災害派遣部隊の受入体制

町長及び防災関係機関は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 1」を参照するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 2」を参照するものとする。

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 3」を参照するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 4」を参照するものとする。

第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第4」を参照するものとする。

第5 派遣部隊の撤収

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第5」を参照するものとする。

第6 経費の負担区分

1 町、県の負担

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第6 1」を参照するものとする。

2 部隊の負担

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第6 2」を参照するものとする。

第11節 避難

(総務課、生活環境課、福祉課、健康づくり課、町教育委員会、町社会福祉協議会、
県、その他防災関係機関)

第1 避難指示の発令

町長は、地震発生に伴う、火災、山崩れ、崖崩れ等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難指示を行う。

1 避難の実施機関

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 1」を参照するものとする。

2 指定行政機関等による助言

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 2」を参照するものとする。

3 避難のための指示の内容

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 3」を参照するものとする。

4 避難措置の周知等

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第14」を参照するものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第21」を参照するものとする。

2 指定行政機関等による助言

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第22」を参照するものとする。

3 警戒区域設定の時期及び内容

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第23」を参照するものとする。

4 警戒区域設定の周知

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第24」を参照するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第31」を参照するものとする。

2 避難指示等の伝達

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第32」を参照するものとする。

3 避難誘導の方法

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第33」を参照するものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第34」を参照するものとする。

5 避難道路の通行確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第35」を参照するものとする。

6 県の業務

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第36」を参照するものとする。

第4 避難行動要支援者対策

1 情報伝達体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第4 1」を参照するものとする。

2 避難及び避難誘導

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第4 2」を参照するものとする。

第5 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第5 1」を参照するものとする。

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第5 2」を参照するものとする。

第12節 避難所の設置・運営

(住民課、生活環境課、福祉課、健康づくり課、町教育委員会、町社会福祉協議会、
県、その他防災関係機関)

第1 避難所の設置

1 実施機関

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1 1」を参照するものとする。

2 町長の措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1 2」を参照するものとする。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2 1」を参照するものとする。

2 住民の避難先の情報把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2 2」を参照するものとする。

3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2-3」を参照するものとする。

4 避難所での生活が長期化する場合の対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2-4」を参照するものとする。

5 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2-5」を参照するものとする。

6 指定避難所以外の被災者への支援

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2-6」を参照するものとする。

7 避難所における要配慮者対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2-7」を参照するものとする。

第13節 医療（助産）救護

（生活環境課、健康づくり課、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社福島県支部、福島県医師会（双葉郡医師会）、福島県歯科医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会）

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第1」を参照するものとする。

第2 医療（助産）救護活動

1 町の救護活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第2-1」を参照するものとする。

2 県（災害対策本部救援班、健康衛生班）及びその他機関の救護活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第2-2」を参照するものとする。

3 医療（助産）救護活動の原則

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第2-3」を参照するものとする。

第3 傷病者搬送

1 傷病者搬送の手順

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第3 1」を参照するものとする。

2 医療スタッフ等の搬送

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第3 2」を参照するものとする。

第4 医薬品等、血液製剤の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第4」を参照するものとする。

第5 人工透析の供給確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第5」を参照するものとする。

第14節 道路の確保（道路障害物除去等）

（生活環境課、都市整備課、産業振興課、県）

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

1) 選定基準

「震災対策編 第1章第15節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路及び各地区に連絡する町道であること。

2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、緊急輸送路、次いで各地区に連絡する幹線町道とする。

第2 資機材の確保と開通作業の実施

1 資機材の確保

町は、県（道路班）と連携を図りながら、日常から資機材の把握と確保を図る。

2 道路開通作業の実施

町は、町内の道路網の被災状況を把握し、国、県等と連携し、道路開通作業を図るものとする。

町は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県（道路班）に報告するとともに、町が所管する道路については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て開通作業を実施する。

第15節 緊急輸送対策

（生活環境課、都市整備課、産業振興課、県、福島海上保安部、陸上自衛隊、各道路管理者、（公社）福島県バス協会、（公社）福島県トラック協会、相馬双葉漁業協同組合）

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送範囲

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第1 1」を参照するものとする。

2 緊急輸送活動の対象

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第1 2」を参照するものとする。

3 輸送に当たっての配慮事項

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第1 3」を参照するものとする。

第2 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第2 1」を参照するものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第2 2」を参照するものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第2 3」を参照するものとする。

第3 輸送手段の確保

1 車両の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3 1」を参照するものとする。

2 船舶、航空機、鉄道車両の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3 2」を参照するものとする。

3 防災関係機関の確保体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3 3」を参照するものとする。

第16節 警備活動及び交通規制措置

(生活環境課、県、県警察本部(双葉警察署)、福島海上保安部、その他防災関係機関)

第1 災害警備活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1」を参照するものとする。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第2 1」を参照するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第2 2」を参照するものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第2 3」を参照するものとする。

4 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第2 4」を参照するものとする。

第3 海上警備活動等

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3」を参照するものとする。

第17節 防疫及び保健衛生

(健康づくり課、県)

第1 防疫活動

1 町の業務

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第1 1」を参照するものとする。

第2 栄養指導、保健指導、食品衛生監視

1 栄養指導

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第2 1」を参照するものとする。

2 保健指導

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第2 2」を参照するものとする。

3 食品衛生監視

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第2 3」を参照するものとする。

第3 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第3 1」を参照するものとする。

第4 防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第4」を参照するものとする。

第5 動物（ペット）救護対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第5」を参照するものとする。

第18節 廃棄物処理対策

(生活環境課、県)

第1 災害廃棄物処理

1 ごみ排出量の推計

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1 1」を参照するものとする。

2 収集体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1 2」を参照するものとする。

3 処理対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1 3」を参照するものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2 1」を参照するものとする。

2 収集体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2 2」を参照するものとする。

3 処理対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2 3」を参照するものとする。

第3 がれき処理

1 がれき発生量の推計

災害により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町においては、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前に想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35t、非木造1.20tを目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県（環境保全班）、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、国や隣接県とともに広域処分対策を検討する。

5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、町としてはその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。

特に石綿については、町及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

町及び県（環境共生班、環境保全班、建築班）又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第3 1」を参照するものとする。

2 復旧対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第3 2」を参照するものとする。

第5 応援体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第4」を参照するものとする。

第19節 救援対策

(生活環境課、健康づくり課、産業振興課、双葉地方水道企業団、県、防災関係機関)

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第1 1」を参照するものとする。

2 飲料水の応急給水活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第1 2」を参照するものとする。

3 生活用水の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第1 3」を参照するものとする。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第2 1」を参照するものとする。

2 調達及び供給

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第2 2」を参照するものとする。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 1」を参照するものとする。

2 生活必需物資等の範囲

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 2」を参照するものとする。

3 生活必需物資等の調達及び供給

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 3」を参照するものとする。

第4 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第4 1」を参照するものとする。

2 義援金の受入れ

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第4 2」を参照するものとする。

第20節 被災地の応急対策

(生活環境課、都市整備課、県、福島海上保安部)

第1 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1 1」を参照するものとする。

2 河川における障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1 3」を参照するものとする。

3 港湾（航路）における障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1 4」を参照するものとする。

4 除去した障害物の集積

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1 5」を参照するものとする。

5 関係機関との連携

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1 6」を参照するものとする。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

1 建設型応急仮設住宅の建設

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第2-1」を参照するものとする。

2 応急仮設住宅の運営管理

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第2-2」を参照するものとする。

第3 賃貸型応急住宅等の提供

1 賃貸型応急住宅の提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第3-1」を参照するものとする。

2 公営住宅等のあつせん

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第3-2」を参照するものとする。

第4 住宅の応急修理

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第4」を参照するものとする。

第5 応急措置及び応急復旧の指導・相談（建築物応急危険度判定士の養成・活用）

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第5」を参照するものとする。

第6 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第6-1」を参照するものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第6-2」を参照するものとする。

3 相談業務の内容

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第6-3」を参照するものとする。

第7 応急金融対策

1 日本銀行福島支店の措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第7」を参照するものとする。

第21節 死者の搜索、遺体の処理等

(生活環境課、福祉課、住民課、健康づくり課、県)

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第11」を参照するものとする。

2 広域的な死体処理体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第12」を参照するものとする。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第21」を参照するものとする。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第22」を参照するものとする。

3 町以外の機関の対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第23」を参照するものとする。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第31」を参照するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第32」を参照するものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理の基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第33」を参照するものとする。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第41」を参照するものとする。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第4.2」を参照するものとする。

第5 災害弔慰金の支給

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第5」を参照するものとする。

第2.2節 生活関連施設の応急対策

(福祉課、健康づくり課、都市整備課、双葉地方水道企業団、県、東北電力ネットワーク(株)、各LPガス事業者、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ 東北支社、KDDI(株)、ソフトバンク(株))

第1 上水道施設等応急対策

1 水道施設の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第1.1」を参照するものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第1.2」を参照するものとする。

3 相互応援

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第1.3」を参照するものとする。

第2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2.1」を参照するものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2.2」を参照するものとする。

3 復旧計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2.3」を参照するものとする。

4 広報

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2.4」を参照するものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 情報連絡体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3.1」を参照するものとする。

2 災害時における広報

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3.2」を参照するものとする。

3 復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3.3」を参照するものとする。

第4 ガス施設〔LPGガス〕応急対策

1 情報連絡体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第4.1」を参照するものとする。

2 災害時における広報活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第4.2」を参照するものとする。

3 復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第4.3」を参照するものとする。

第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道（株）〕応急対策

1 情報連絡体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第5.1」を参照するものとする。

第6 電気通信施設等応急対策

1 情報連絡体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第6.1」を参照するものとする。

2 電話（通信）の応急措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第6.2」を参照するものとする。

第23節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

(都市整備課、県、各道路管理者)

第1 道路の応急対策

1 国、県（道路班）、町道の応急対策

1) 基本方針

町は、地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連し道路管理者が作成する応急対策についての計画に基づき、県警察本部（双葉警察署）等との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

2) 応急対策

ア 国、県道

- ア) 道路管理者は、所管する道路の被害について、速やかに国、県に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- イ) 町は、上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等地域住民の安全確保のための措置を取り、事後速やかに連絡する。
- ウ) 障害物除去については、道路管理者、警察、消防本部及び自衛隊等と協力して必要な措置を取る。

イ 町道

- ア) 町は、地震発生後直ちに点検を行い、町道の被害状況及び措置状況等の情報を、防災関係機関に速やかに連絡する。
- イ) 町は、上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等地域住民の安全確保のための措置を取り、事後速やかに連絡する。
- ウ) 障害物除去については、道路管理者、県警察本部（双葉警察署）、消防本部及び自衛隊等と協力して必要な措置を取る。

3) 復旧計画

ア 国、県、町道

道路管理者は、早急に被害個所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに災害復旧計画を作成する。

2 主要農道、主要林道応急対策計画

1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。特に農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

町及び農道・林道管理者は、所管する農道・林道の被害状況等を調査し、その結果を県（農村整備班、森林林業班）に速やかに報告する。

イ 交通の確保

町及び農道・林道管理者は、所管する農道・林道の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

3) 通行規制

町及び農道管理者は通行が危険な農道について、県警察本部（双葉警察署）と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、町及び林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

3 交通安全施設応急対策計画

1) 基本方針

県警察本部（双葉警察署）は、地震・津波などの災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、迅速に対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、体制の整備及び主要交差点における交通信号機電源付加装置の設置等、交通安全施設の整備を推進する。

2) 応急対策

県警察本部（双葉警察署）が実施する応急対策は次のとおりである。

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

イ 信号機等の応急復旧

ウ 交差点における交通整理

エ 交通情報提供装置等による交通（道路）情報の提供

オ 報道機関に対する交通（道路）情報の提供

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設応急対策

1) 基本方針

町は、地震による被害を軽減し水防活動が円滑に十分に行われるよう、県（河川港湾班）、東北地方整備局に対し次の活動の確保、堤防等施設の応急復旧を要請する。

- ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- イ 水門、樋門等に対する遅延のない操作
- ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備
- エ 町における相互の協力及び応援体制
- オ 堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合の応急復旧

2) 応急対策

町は、応急対策として、県（河川港湾班）、東北地方整備局に対し次の応急対策を要請する。

- ア 町の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換
- イ 水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助
- ウ 河川管理施設、特に重要水防区域の重点的な巡視と応急復旧

3) 復旧計画

町は、復旧計画として、県（河川港湾班）、東北地方整備局に対し次の復旧計画を要請する。

- ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画の立案と従前の効用の回復
- イ 被災した箇所の把握と被害状況の報告
- ウ 災害復旧事業及び改良復旧事業の計画、従前の効用を回復、災害の防止と治水安全度の向上

2 港湾・漁港施設応急対策

町は、地震により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾、漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるとき県（河川港湾班）が実施する応急措置に協力する。

3 ダム施設応急対策

ダムの管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合には、速やかに必要箇所について、臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

町は、滝川ダムの管理者から、応急対策状況について連絡を受けるとともに、住民及び関係機関への広報を行う。

4 砂防施設等応急対策

町は、地震により砂防施設等に被害が発生、又は発生するおそれがある場合に、県（河川港湾班）が実施する砂防施設の震後点検、土砂災害危険箇所の点検に協力する。

5 ため池施設応急対策

- ア ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告する。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。
- イ ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもと、直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害対策活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- ア 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ウ 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- オ 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

3 公共施設の応急修理

1) 被害状況の把握

公共施設の管理者は各施設の被害状況を、速やかに調査し、町災害対策本部に報告するものとする。

2) 応急修理

軽易な被害については、各施設の管理責任者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、町災害対策本部と協議のうえ修理を行うものとする。

3) 仮設施設の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し必要により仮設施設を建設する。

第24節 文教対策

(生活環境課、町教育委員会、県)

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第1 1」を参照するものとする。

2 教職員の対応、指導基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第1 2」を参照するものとする。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 1」を参照するものとする。

2 被害状況の把握及び報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 2」を参照するものとする。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 3」を参照するものとする。

4 教育施設の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 4」を参照するものとする。

5 教員の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 5」を参照するものとする。

6 学用品の確保のための調査

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 6」を参照するものとする。

7 避難所として使用される場合の措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第27」を参照するものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第28」を参照するものとする。

9 授業料の減免

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第29」を参照するものとする。

第3 文化財の応急対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第3」を参照するものとする。

第25節 要配慮者対策

(福祉課、町社会福祉協議会、県)

第1 要配慮者に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第1」を参照するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第2」を参照するものとする。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第3」を参照するものとする。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第41」を参照するものとする。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第42」を参照するものとする。

3 児童の保護等のための情報伝達

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第43」を参照するものとする。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第5 1」を参照するものとする。

2 安否確認

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第5 2」を参照するものとする。

3 情報提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第5 3」を参照するものとする。

4 相談窓口の開設

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第5 4」を参照するものとする。

第26節 ボランティアとの連携

(総務課、生活環境課、福祉課、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社福島県支部)

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第1 1」を参照するものとする。

2 情報提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第1 2」を参照するものとする。

3 活動拠点等の提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第1 3」を参照するものとする。

第2 ボランティア団体等の活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第2」を参照するものとする。

第3 ボランティア保険の加入促進

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第3」を参照するものとする。

第27節 危険物施設等災害応急対策

(生活環境課、福祉課、健康づくり課、県、各危険物施設の管理者)

第1 危険物取扱事業者の措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第1」を参照するものとする。

第2 町及びその他防災関係機関の対応

1 消防応急対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第2 1」を参照するものとする。

2 救急医療

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第2 2」を参照するものとする。

3 社会混乱防止対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第2 3」を参照するものとする。

4 避難

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第2 4」を参照するものとする。

5 交通応急対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第2 5」を参照するものとする。

6 海上の危険物対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第2 6」を参照するものとする。

第28節 災害救助法の適用等

(生活環境課、県)

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第1 1」を参照するものとする。

2 災害救助法適用における留意点

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第12」を参照するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

1 災害が発生した際の適用基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第13」を参照するものとする。

2 住家滅失世帯の算定等

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第14」を参照するものとする。

第3 災害救助法の適用手続き

1 町の手続き

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第21」を参照するものとする。

2 救助の実施状況の記録及び報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第22」を参照するものとする。

3 特別基準の申請

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第23」を参照するものとする。

第4 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

1 救助の種類

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第31」を参照するものとする。

2 職権の委任

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第32」を参照するものとする。

3 救助費の繰替支弁

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第33」を参照するものとする。

4 迅速な救助の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第34」を参照するものとする。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第41」を参照するものとする。

2 公用令書の交付

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第4 2」を参照するものとする。

3 損害補償等

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第4 3」を参照するものとする。

第29節 ヘリコプター等による災害応急対応

(生活環境課、県)

第1 消防防災ヘリコプターの運航方針

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第1」を参照するものとする。

第2 町等の受け入れ体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第2」を参照するものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

(総務課、生活環境課、都市整備課、産業振興課、町教育委員会、県、その他防災関係機関)

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第1 1」を参照するものとする。

2 災害復旧事業の種類

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第1 2」を参照するものとする。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 1」を参照するものとする。

2 激甚災害に係る財政援助措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 2」を参照するものとする。

第3 激甚災害の指定

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第3」を参照するものとする。

第4 災害復旧の事業の実施

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 被災地の生活安定

(総務課、税務課、生活環境課、都市整備課、産業振興課、県)

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第1 1」を参照するものとする。

2 配分計画

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第1 2」を参照するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 1」を参照するものとする。

2 職業あっせん、失業給付に関する措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 2」を参照するものとする。

3 被災事業主に関する措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 3」を参照するものとする。

4 租税の徴収猶予等の措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 4」を参照するものとする。

5 郵政関係措置等

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 5」を参照するものとする。

6 生活必需品の安定供給の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 6」を参照するものとする。

第3 被災者への支援

1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第1 1」を参照するものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第1 2」を参照するものとする。

3 支援法の対象となる世帯

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第1 3」を参照するものとする。

4 支援法の適用手続き

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第1 4」を参照するものとする。

5 支援金支給の基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第1 5」を参照するものとする。

6 支給申請書等の提出

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第1 6」を参照するものとする。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第3 1」を参照するものとする。

2 商工関係（中小企業への融資）

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第3 2」を参照するものとする。

3 住宅関係（住宅金融公庫による災害復興住宅資金）

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第3 3」を参照するものとする。

4 福祉関係

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第3 4」を参照するものとする。

第5 罹災証明書等の交付

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第2」を参照するものとする。

第6 被災者台帳の作成

このことについては、「一般災害対策編第2章第26節第3」を参照するものとする。

第7 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、町、県（建築総室）等は、その制度の普及促進に努める。

第4章 津波災害対策

第1節 津波災害対策の概要

第1 津波災害対策について

1 本章の目的

甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後富岡海岸とその周辺で発生が想定される津波災害から生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、町その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。

2 津波災害対策に関する法律との関係

1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成16年4月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、この章において「日本海溝特措法」という。）が公布され、平成17年9月に施行された。本町は、法第3条の規定に基づき日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、この章において「推進地域」という。）に、また、法第9条の規定に基づき、特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定された。

推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなっている。

本章は、法第5条の規定に基づき策定する推進計画として位置づける。なお、地震に対しての災害予防対策、災害応急対策等の基本的事項について富岡町地域防災計画（震災対策編）第1章から第3章にかけて明記されていることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する対策についても原則として第1章から第3章によるものとし、通常の地震対策については参照する地域防災計画の個所を記載する。

2) 津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における所要

の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもので、平成23年12月に施行された。

町は県（河川港湾総室）と連携して、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、津波災害警戒区域が指定されたときは、町の地域防災計画に必要な事項を定めるものとする。

第2 津波被害の想定

1 これまでに実施された津波被害の想定

県（河川港湾総室）は、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波想定を作成し、平成31年3月に公表した。

津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2津波）」を想定した。

津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」と「房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）」を設定して、2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせて最大浸水域や最大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間等を予測した。

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の実施

このことについては、「総則第5節第3 3」を参照するものとする。

第3 想定する津波災害の規模と防災対策の目的

津波災害については、県による上記の4つの津波を想定しているほか、過去には昭和35年5月のチリ地震津波のような「遠地津波」や「平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う津波（東日本大震災）」といった規模の大きな津波被害が発生している。

本章においては、その中でも、浸水面積等が最も大きな東日本大震災クラスを最大クラスの津波とし、発生頻度や被害の大きさに応じて、2つのタイプの津波に対する特性に応じた津波災害予防対策、津波災害応急対策を講じるものとする。

1 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 （東日本大震災クラス）

何よりも住民等の生命を守ることを最優先とし、防災意識の向上や情報伝達体制の強化、避難路・避難場所の設定などによる住民の避難を中心に、海岸保全施設等の整備や浸水想定を踏まえた土地利用の制限なども柔軟に組み合わせた「多重防御」による総合的な対策を講じる。

2 最大クラスに比べ発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

住民の人命及び財産の保護、地域経済の安定化や効率的な生産体制の確保などの観点か

ら、住民の避難による安全確保を前提としながら、津波から地域をできるだけ防御するために海岸保全施設等の整備などを重点とした対策を講じる。

第2節 津波災害予防計画

第1 防災知識の普及

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震・津波防災上必要な教育及び広報を「震災対策編 第1章第19節 防災教育」に定めるところにより推進する。

1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震・津波が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお、防災教育は、各部、各課、各機関で行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題
- キ 家庭内での地震・津波防災対策の内容

2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、概ね次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、ハザードマップ等の印刷物、ビデオ等の映像、講演会等の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。津波対策について、避難意識の向上を図るため、視覚的な効果としてデジタル技術等を活用するなど、津波に関する効果的な防災教育や訓練を実施するよう努める。

また、転入者には、転入手続き時に防災マップ等の配布に合わせて、指定避難所など基礎的な防災事項の説明を行うものとする。

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当た

- っては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- イ 大津波警報・津波警報を見聞きしたり、沿岸部や川沿いで強い揺れを感じたり、長くゆっくりした揺れを感じたりしたら、海辺から離れ、より高い安全な場所へ避難すること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ウ 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら速やかに避難すること、津波フラッグは海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）
- エ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せるいわゆる津波地震や、海外で発生する遠地地震による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- オ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- カ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との動向避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- キ 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
- ク 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルール of 取決め

3 児童生徒に対する教育

児童生徒に対する教育については、「震災対策編 第1章第19節 防災教育」に定めるところによる。

なお、児童・生徒等が住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるとともに、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

病院、社会福祉施設、ホテル、旅館その他不特定多数の人々が集まり、津波災害発生時に人的被害が発生する可能性が高い防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育を、「震

防災対策編 第1章第19節 防災教育」に定めるところにより行う。

5 相談窓口の設置及び観光客等に対する広報

町は地震・津波対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。また、地理に不案内な観光客、海水浴客、釣り客等に対しては、パンフレットやチラシの配布、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビル等を示す標識を設置する等の広報を行う。

第2 津波防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、「震災対策編 第1章第20節 防災訓練」に基づき、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

1 防災訓練

町は、町単独あるいは他の市町村との合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとする。訓練内容は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。また、冬期においては、積雪や凍結により避難行動に支障をきたすことも考えられるため、冬期においても防災訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 要配慮者等に対する避難誘導訓練
- ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- エ 必要な情報（災害の状況、避難状況等）に関する県及び防災関係機関への伝達訓練

第3 情報伝達体制

1 住民等への情報伝達手段の整備

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合や避難指示等を発令する場合、あらゆる伝達手段を用いて一刻も早く沿岸部の住民や観光客等に伝達するための手段を整備する必要がある。

町は、「震災対策編 第1章第2節 防災情報通信網の整備」に定めるところにより、津波警報等や避難指示等の情報を住民等に提供するため、沿岸地域の同報系防災行政無線の整備や、インターネット等の活用など、その他の多様な通信連絡網の整備充実に努める。

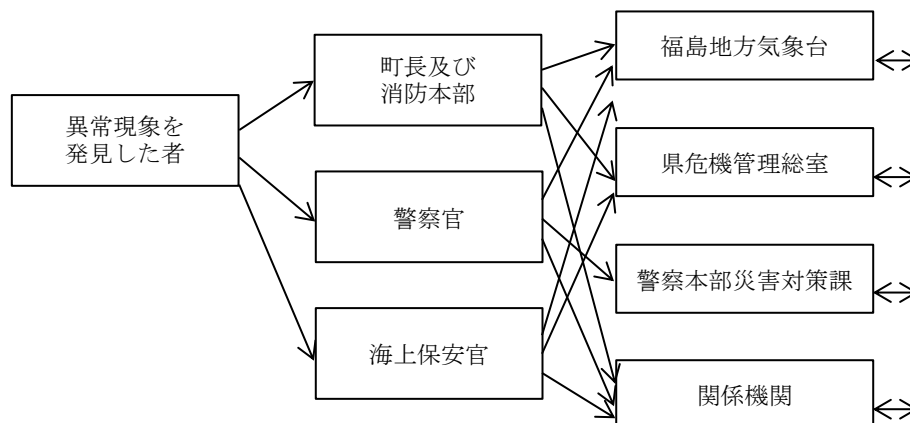
2 防災関係機関との情報伝達

1) 関係機関の措置

福島海上保安部、東北地方整備局等の関係機関は、津波警報、避難指示等の伝達について、あらかじめすべての系統、伝達先を再確認しておくものとする。この場合、多数の出入が予想される漁港、海水浴場、釣り場及び海浜の景勝地等の行楽地、さらに養殖場、沿岸部の工事区域等については、あらかじめ、沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織と連携して、夜間、休日においても、津波警報等を迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を整備する。

2) 異常を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合は、次の図のように速やかに関係機関に通報するものとする。



第4 津波避難施設等の整備

1 津波遠隔監視システムの整備

このことについては、「震災対策編第1章第11節第4 1」を参照するものとする。

2 指定緊急避難場所の整備

このことについては、「震災対策編第1章第11節第2 1」を参照するものとする。

3 避難路の選定

このことについては、「震災対策編第1章第11節第2 2」を参照するものとする。

第5 住民等の避難計画

1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域（避難対象地域）や、指定緊急避難場所、避難路等を

明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

2 津波避難計画の策定

町は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

第6 津波に強いまちづくり

このことについては、「震災対策編第1章第11節第1」を参照するものとする。

第3節 津波災害応急対策

第1 災害対策本部体制

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定される規模の地震（以下、本章において「地震」という。）の発生に係る災害対策本部の設置等については、本章の定めによるほか、「震災対策編 第2章災害応急対策計画」に定めるところによる。

1 災害対策本部等の設置

町長は、地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下、「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

ただし、地震による揺れが震度5強以上に至らない場合であっても、津波警報が発表されたときは、必要に応じて特別警戒配備体制を強化するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、富岡町災害対策本部条例及び災害対策本部規則に定めるところによるものとし、その組織計画については、「震災対策編 第2章 第1節応急活動体制」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画は、「震災対策編 第2章 第2節動員配備体制」に定めるところによる。

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第2 津波警報等の伝達

1 津波警報等の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報とともに、予想される津波の高さは通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対して津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と内容等

種類	発表基準	予想される津波の 最大の高さ	発表される津波の 高さ		津波警報等を見聞き した場合に取るべき 行動
			数値での 発表	定性的 表現での 発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

- 注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 津波警報等は、最新の情報・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

2 津波警報等標識

津波注意報、津波警報及び大津波警報を旗を用いるか、又は鐘音若しくはサイレン音によって伝達する場合は、第3節第2の2の方法による。

3 津波に関する予報及び情報

1) 津波警報等

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波警報等で発表する。

津波警報等の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波警報等	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類とその内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予測時刻 ^(注2) や予想される津波の高さを発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表 ^(注3)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注1) 気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

4 津波警報等の伝達受理

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合、防災関係機関は、津波警報等伝達系統図により、可能な限り迅速、的確に伝達する。

また、津波に関する情報の伝達は、津波警報等の伝達に準じて行う。

1) 福島地方気象台

福島県を対象区域とする津波警報等又は「津波に関する情報」を受理したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに、防災情報提供システムにより伝達する。

2) 県

ア 福島地方気象台から通報される情報は、危機管理総室が受理し、県総合情報通信ネットワークにより直ちに町、消防本部、県出先機関に伝達する。

イ 津波警報等の情報を受けたときは、直ちに町に通知する。

3) 町

ア 町は勤務時間外においても、県総合情報通信ネットワーク等により伝達される情報が、担当課長へ迅速・確実に伝達されるよう、連絡体制を定めておく。

イ 情報の伝達を受けたときは、関係課に周知徹底できるよう予め情報の内部伝達組織を

整備しておくとともに、町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある団体に周知徹底させる。なお、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達できるようにあらかじめ体制を整えておくことが重要である。

ウ 津波警報等の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

エ 津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。

4) 県警察本部（双葉警察署）

県警察本部は、双葉警察署を通じ、町に津波警報等を伝達する。

5) 福島海上保安部

ア 船舶関係団体、企業等に対し、電話、一斉FAX等により周知する。

イ 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、たれ幕等により周知する。

ウ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

エ 被害が予想される地域の沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

6) 東(西)日本電信電話(株)（NTTコムウェア(株)）

大津波警報（特別警報）及び津波警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに町に伝達する。

7) 放送機関

放送機関は、福島地方気象台から津波警報等の情報を受けたときは、その情報を速やかに放送するように努める。

NHK福島放送局は、大津波警報（特別警報）及び津波警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

8) 携帯電話事業者

携帯電話事業者は、気象庁から大津波警報及び津波警報を受理したときは、緊急速報メールにより町エリアに配信する。

5 避難指示の発令

1) 津波監視

町は、津波注意報が発表されたときは、消防本部と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

また、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波警報等の広報、伝達並びに避難の指示を最優先に行う。

2) 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い揺れ（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町は、消防本部、水防団、警察官及び自主防災組織等と協力し、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台等安全な場所に避難するよう指示をする。

3) 避難の指示

町は、津波災害から人命、身体のプロテクト又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して避難指示を行う。どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。

津波に関する避難指示を判断する情報としては大津波警報、津波警報、津波注意報がある。

- ア 津波監視により異常を認めた場合は、避難対象地域にある者に対し、速やかに避難指示を行う。
- イ 津波注意報が発表された場合は、海浜にある者に対し、直ちに海浜から退避するよう避難指示を行う。
- ウ 大津波警報及び津波警報が発表された場合は、避難対象地域及び周辺の沿岸沿いにある者に対し、直ちに避難指示を行い、その周知徹底を図る。特に、大津波警報が発表されたときは、避難対象地域を越えて津波被害が発生するおそれがあるため、避難対象地域周辺の地域に対しても避難指示を行う。また、海岸部に近い社会福祉施設や要支援者に避難指示を行う場合は、自主防災組織等の付近住民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。
- エ 通信機材の支障や停電等により津波警報等が確認できない場合でも、地震の規模や状況から津波発生のおそれがあると判断した場合は、住民に対し、避難指示を行い、その周知徹底を図る。
- オ 津波の河川遡上のおそれがあるときは、水門の操作管理者等とともに水門の操作を行い、また、付近住民の避難指示を行う。

【津波災害に関する避難指示等の判断基準】

	判 断 基 準	情報入手先
避難指示	○次のいずれか1つに該当する場合 1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 【大津波警報が発表された場合の避難の対象区域】 毛萱行政区、仏浜行政区、小浜行政区 駅前行政区、栄町行政区、中央行政区、西原行政区、王塚行政区、下郡山行政区、本町行政区、小良ヶ浜行政区、深谷行政区 【津波警報が発表された場合の避難の対象区域】 毛萱行政区、仏浜行政区、小浜行政区 駅前行政区、栄町行政区、中央行政区、西原行政区、王塚行政区、下郡山行政区、本町行政区、小良ヶ浜行政区、深谷行政区 富岡漁港 【津波注意報が発表された場合の避難の対象区域】 富岡漁港 2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 【遠地地震の場合の避難指示等】 ○我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波については、「遠地地震に関する情報」として、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報が発表される可能性があり、高齢者等避難の発令を検討するものとする。	・気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/ ・福島地方気象台ホームページ https://www.jma-net.go.jp/fukushima/ など
避難指示の解除	・避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。 ・浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。	

4) 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

津波災害に関する避難指示の判断基準を策定する場合、及び津波災害に関する避難指示を発令する場合に、主に助言を求める機関は、福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）となる。

5) 県への報告

町が避難指示を実施した場合には、直ちに県（危機管理総室、災害対策本部情報班）に報告する。

6) 県による避難指示

地震や津波により町が被災し、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合は、県（危機管理総室、災害対策本部総括班）が避難指示を行う。

6 住民等への伝達

1) 町の措置

町は、津波警報等や避難指示の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町防災行政無線、広報車、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ及びラジオ等を活用し、あらゆる手段を用いて住民等へ伝達するよう努める。

津波警報等が発表された場合は、直ちに住民等へ伝達するものとする。また、伝達にあたっては、消防本部、水防団、警察官及び自主防災組織等の協力を得て行う。

2) 警察官の措置

警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、町長が避難指示等を行うことができないと認めるとき、町長から要求があったとき又は危険が切迫していると警察官自ら認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

警察官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

3) 海上保安官の措置

海上保安官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、巡視船艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

海上保安官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

4) 県の措置

県（危機管理総室、災害対策本部総括班）は、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、緊急速報メールやソーシャルネットワークサービスを利用して町の住民等に周知す

るとともに、放送事業者への情報提供により町が行う避難指示の伝達を援助する。

第3 住民等の避難誘導、交通等の確保

1 住民等の避難誘導

1) 町の措置

町は、消防職員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難の広報や避難誘導、避難行動要支援者の避難支援等を行うものとする。

町や防災関係機関は、避難誘導や防災対応にあたる者の二次災害を防止し、安全を確保するため、ライフジャケットの着用や無線等通信手段の携行に努めるとともに、避難誘導活動に係るガイドラインを作成する。

特に、避難広報は安全を確保できる高台で行うことや、水門閉鎖や避難誘導の業務は津波到達予想時刻前に終了し安全な場所に退避すること、避難誘導や防災対応にあたる者の待避とともに住民の避難が完了していることが必要であること等について、事前に住民等に周知するものとする。

また、大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生することもあるので、河川沿いに避難することの危険性についても周知を図る。

2) 避難行動要支援者の避難

町は、避難行動要支援者の避難について「第2章第25節要配慮者対策」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、避難誘導等を実施するとともに、高齢者、児童、傷病者、障がい者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導など、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、避難行動要支援者の避難支援を行う避難支援等関係者も、自らの安全確保を前提として避難支援を行うものとする。

3) 福島海上保安部の措置

福島海上保安部は、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難について指導を行う。

2 住民等がとるべき避難行動

1) 自主的な避難

住民は、津波が予想される地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合、町等からの避難指示や避難誘導を待つことなく、津波避難計画に基づき指定された指定緊急避難場所に、自ら速やかに避難を行う。

2) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生す

るおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、町や県（危機管理総室）は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

町は、自動車による避難体制の検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

3 道路交通の確保

県警察本部は、津波浸水のおそれがあるところでの交通規制及び避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

道路管理者は、情報板などにより津波発生に関する情報や、地震被害による通行規制情報の提供に努めるとともに、避難場所へのアクセス道路等について、災害を防除するための必要な措置を講ずるものとする。

4 その他交通の確保

1) 海上

福島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じるものとする。

2) 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

3) 乗客等の避難誘導

駅等の施設管理者は、町が定める津波避難計画との整合性を図りながら、列車等の乗客や駅滞在者の避難誘導計画を定めるものとする。なお、計画は避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものであること。

第4 関係機関の措置及び応急対策

1 被害状況等の収集・報告

津波災害による被害状況の収集・報告については、「震災対策編 第2章第3節第2 1」に定めるところによる。

2 消防本部等の活動

ア 町は、消防本部及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定め、実施するものとする。

- ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ) 津波からの避難誘導
- ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ) 救助・救急
- オ) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

イ 施設管理者等は、地震や津波が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。

- ア) 所管区域内の監視、警戒
- イ) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ) 資機材の点検、整備、配備

3 町の応急対策

1) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

2) 二次災害の防止

町は、地震や津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関と相互に連携して実施する。

3) 工事中の建築等に対する措置

地震や津波が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するようあらかじめ定めるものとする。

4) 内水処理の対応

津波等により浸入した水の排除等が必要となった場合、水防法第32条に基づき、国が特定緊急水防活動を行うことができるとしており、人命救助等を迅速に行えるよう水防管理者（町長）は、県（河川港湾班）や国と連携して取り組む。

4 その他防災関係機関の応急対策

1) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

防災関係機関は、津波が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検及び配備等の準備を行うものとし、具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

2) 公共インフラ関係

ア 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

イ 電気

電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

ウ ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を行うものとする。

エ 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するよう、必要な通信を確保するため、電源の確保・地震発生後の輻輳時の対策等の措置を行うものとする。

オ 放送

- ア) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- イ) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波警報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- ウ) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとする。

5 津波災害廃棄物等の処理

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物や津波堆積物が発生することから、迅速かつ適正な処分を行うため、広域処理と廃棄物の種類毎の処分方法について検討する必要がある。

1) 災害廃棄物処理計画の策定

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の広域処理を含めた災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、焼却施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる施設整備を図ることとする。

県（環境保全総室）は、町の災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、助言及び技術的な支援を行うものとする。

2) 災害廃棄物処理に係る留意事項

町は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り分別収集を行うことにより、リサイクル率の向上と処理時間及び費用の削減に努めることとする。また、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康被害防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。県（環境保全総室）及び国（環境省）は、迅速かつ適正な災害廃棄物処理に向け必要な支援を行う。

第4節 津波災害復旧・復興

第1 津波防災まちづくり

東日本大震災からの復興まで、町及び県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を実施しており、再び津波被害があった際には、それまで実施してきた津波防災まちづくりについても津波被害の状況に応じて適切に見直しを行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、土地利用制限や建築制限等についても見直しを行うものとする。

町及び県（都市総室）は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努めるものとする。

第2 その他復旧、復興のため措置

津波災害からの施設の復旧や被災者への支援、生活再建及び産業の再建については、「震災対策編 第3章 災害復旧計画」の各節により実施するものとする。

なお、津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震他対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本章は、法第5条の規定に基づき策定する推進計画として位置づける。なお、地震に対する災害予防対策、災害応急対策等の基本的事項について震災対策編「第1章」から「第3章」にかけて明記されていることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する対策についても原則として震災対策編「第1章」から「第3章」及び津波災害対策をまとめた「第4章」によるものとし、通常の地震対策については参照する町地域防災計画の個所を記載する。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、「総則第6節」及び「震災対策編第2章第1節」を参照するものとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

このことについては、「震災対策編第1章」及び「震災対策編第4章第2節」を参照するものとする。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

このことについては、「震災対策編第4章第3節」を参照するものとする。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

このことについては、「震災対策編第2章第5節」を参照するものとする。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は「震災対策編第2章第3節」を参照するものとする。

2 町の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、「震災対策編第2章第1節」を参照するものとする。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に係りのある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については「震災対策編第2章第3節」を参照するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する措置）

ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認

- イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- エ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6節 防災訓練に関する事項

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

防災訓練に関する事項は、「震災対策編第1章第20節」及び「震災対策編第4章第2節」を参照するものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。また、実施方法等については、「震災対策編第1章第19節」及び「震災対策編第4章第2節」を参照するものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- オ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。地域住民等に対する教育・広報の実施すべき項目は、以下のとおり。また、実施方法等については、「震災対策編第1章第19節」及び「震災対策編第4章第2節」を参照するものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

町は、必要に応じて、津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下、津波避難対策緊急事業計画という。）の作成を検討する。

なお、津波避難対策緊急事業計画の作成にあたっては、津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載した「基本的な方針」や津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。

- ア 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
- イ 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- ウ 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であっ

て、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設の整備に関する事業

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス（株）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、富岡町（以下、「町」という。）、福島県（以下、「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって富岡町民及び観光客等の一時滞在者（以下、「町民」という。）の安全を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 富岡町地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、「富岡町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画及び福島県地域防災計画の原子力災害対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「富岡町地域防災計画（一般災害対策編・震災対策編）」に準拠するものとする。

なお、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（令和5年11月1日一部改正）」（以下、「対策指針」という。）を遵守するものとする。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3 計画の周知徹底

この計画は、広く町民に周知を図るとともに、関係行政機関、関係公共機関、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るものとする。

また、各防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第3節 計画の対象とする原子力施設等

第1 原子力災害の特殊性

原子力災害は、自然災害に比し、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処できるためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらの特殊性を踏まえ、町民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備（代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む。）等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

【資料編9.（1）原子力発電施設の概要】

第2 福島第一原子力発電所、第二原子力発電所の現状

本計画の対象となる福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所（以下、「原子力施設」という。）は、平成23年3月11日東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所では原子力災害が発生した。

1 福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所における事故の状況及びその後実施されている安全対策の状況は次のとおりである。

発電所の事故と現状（令和4年1月時点）

			1号機	2号機	3号機	4号機	5・6号機
被災状況	事故当時の状況	震災時の運転状況	運転中	運転中	運転中	定期検査中	定期検査中
		震災時の炉内の状態	燃料有	燃料有	燃料有	燃料無	燃料有
		電源の喪失の有無	有	有	有	有	有
		炉心損傷の有無	有	有	有	—	無
		水素爆発の有無	有	無	有	有	無
現状	核燃料の状況	原子炉内	溶融した燃料デブリの状態であり、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内にあり、冷温停止状態。			燃料なし	燃料なし
		使用済燃料プール内	未臨界状態で冷却		燃料なし	燃料なし	未臨界状態で冷却

福島第一原子力発電所の安全対策の状況

安全対策の項目	1号機	2号機	3号機	4号機	5・6号機
原子炉圧力容器注水停止対策	注水ポンプは多重化・多様化され、非常用ポンプも配備済み。 これら設備が利用できない場合に備え、消防車による注水体制も整備。			通常設備による対応が可能。加えて1～3号機と同様に消防車による注水体制も整備。	
原子炉格納容器窒素封入停止対策	窒素封入装置は多重化・多様化されており、非常用も配備。			――	
使用済燃料プール冷却停止対策	使用済燃料プール冷却設備は多重化されており、非常用ポンプ、コンクリートポンプ車も配備済み。また、これら設備が利用できない場合に備え、消防車による注水体制も整備。 さらに、注水停止試験を実施し、注水が停止した場合でも自然放熱で冷却可能であることを確認。			現存設備が利用できない場合に備え、消防車による注水体制も整備。炉内燃料のない4～6号機は圧力容器冷却による冷却水注入も可能で、バックアップ体制も整備。 また、5・6号機への注水停止試験を実施し、注水停止時の温度上昇について確認。	
全交流電源喪失対策	外部電源の多重化、非常用電源（発電機、電源車）を確保し、高台等に複数配備をしている。また、発電所内からの電源融通対策を実施。				
地震対策	原子炉建屋は、東日本大震災と同程度の地震動で耐震評価を行い、安全性を確認済み。				
津波対策	建屋扉の強化を実施するとともに、がれき撤去用の重機を配備。また、津波来襲に伴い流出・漂流のおそれがあったメガフロートについて、移動及び海底への固定を実施済み。				
	千島海溝津波を想定した防潮堤を設置済みであり、より高い津波が想定されている日本海溝津波を想定した防潮堤設置に向けた工事を実施中。また、圧力容器の注水ポンプを高台に設置。				
複合災害（地震・津波対策）	原子炉注水設備・使用済燃料プール冷却設備について、消防車、電源車等の複合災害対応設備を配備するとともに、燃料3日分を備蓄。窒素封入設備（1～3号機）についても、非常用窒素ガス分離装置と非常用ディーゼル発電機及び燃料3日分を備蓄。 災害時に備え、必要な対応要員を確保するとともに定期的に訓練を実施。				

2 福島第二原子力発電所

ア 被災状況

地震発生時、福島第二原子力発電所の1～4号機は、全号機が定格熱出力で運転中であった。津波により原子炉注水・冷却設備の多くが被災したが、唯一健全性が確保された3号機南側電源盤、ポンプ機能を活用し、仮設ケーブルを展張するなどして、残留熱除去系のポンプを起動し原子炉冷却が続けられた。この結果、平成23年3月15日午前7時15分に全号機において冷温停止となった。

イ 現状・対策

平成25年5月30日をもって、冷温停止維持に関わる設備等の本設復旧を完了（原子力災害事後対策を全て完了）し、現状は冷温停止状態を継続中である。現在、1～4号機の全号機について、原子炉内の燃料は使用済燃料プールに移動済みであり、原子炉内に燃料はない。

複合災害及び津波を想定し、電源機能等の喪失時に使用済燃料プールの水を補給する対策として、消防車を用いた注水を想定した訓練を実施している。また、津波による浸水防止対策として建屋扉の強化・水密化、がれき撤去用重機の配備、通路確保資機材の常備、仮設防潮堤の設置などの対策を実施している。

第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

第1 重点区域の概要

原子力施設の設置状況は、位置図（本節最終頁）のとおりである。

町民への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災対策に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策を重点的に充実すべき区域（以下、「重点区域」という。）の範囲を定めるにあたっては、対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な対象地域を定めることとされている。

対策指針による重点区域の範囲の目安

① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

原子力施設に異常事態が発生した場合には、事態が急速に進展した場合においても放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、「原子力緊急事態宣言」の発令と同時に住民の避難を開始するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的な防護措置を実施する区域として定めるものであり、その範囲は、IAEA（国際原子力機関）の国際基準等

を踏まえ、原子力施設から概ね半径5 km以内を目安とすることとされている。

②緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

原子力施設に異常事態が発生した場合には、放射線被ばくによる確定的影響を回避し、確率的影響を最小限に抑えるため、「原子力緊急事態宣言」の発令時には、緊急時の環境放射線モニタリングの結果をもとに住民の屋内退避等を実施するなど、緊急時の防護措置を準備する区域として定めるものであり、その範囲は、原子力施設から概ね半径30 km以内を目安とすることとされている。

1 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

福島第一原子力発電所は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため「特定原子力施設」として指定された。なお、1～4号機は平成24年4月に、5・6号機は平成26年に廃止となった。

対策指針では、福島第一原子力発電所に係る具体的な緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置として、次のような考え方を示している。

【対策指針における区域と防護措置の考え方】

東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所周辺の一部区域ではいまなお避難指示が継続されており、こうした区域(以下、「避難指示区域」という。)では住民の一時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講じる必要がある。

当該特定原子力施設において、周辺住民の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講じることが適当である。

このため、放射性物質が放出される前の初期対応段階においては、次に掲げるとおり、緊急事態を以下の3つに区分して判断し、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域において当該各区分に応じた防護措置を講じることが適当である。

- ・警戒事態

避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。

- ・施設敷地緊急事態

避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。

- ・全面緊急事態

避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

なお、これらの緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置

を講じることを基本とするが、更に事態が悪化したことにより当該特定原子力施設から放射性物質が放出された場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

2 福島第二原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

福島第二原子力発電所は、平成25年5月30日、冷温停止の維持に関する設備等の本設復旧が完了した。令和3年4月には「廃止措置計画」が原子力規制庁に認可された。同年6月に県・立地町の事前了解を得たことを受けて、廃止措置作業に着手した。廃止措置期間は44年を見込んでおり、全体の工程を4段階に分けて実施される。

福島第二原子力発電所施設に係る緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level、緊急事態の区分を判断するための基準)は、対策指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとすることとされたが、県では、具体的な避難及び一時移転等の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施することとしている。

【県における福島第二原子力発電所に係る重点区域と防護措置の考え方】

ア PAZに係る防護措置

警戒事態が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者(要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。以下同じ。)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。また、原則として施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施する。さらに、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等の避難を即時に実施する。

なお、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

イ UPZに係る防護措置

原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にOIL1(空間放射線量率 500 μ Sv/h)を超える区域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にOIL2(空間放射線量率 20 μ Sv/h)を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。なお、一時移転の実施にあたっては、段階的避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を原則実施するものとする。

ウ 避難指示区域における防護措置

福島第二原子力発電所に係るEALは対策指針上、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、福島第一原子力発電所と同様に実施するものとする。

第2 本町の実情に応じた重点区域と防護措置の方針

県では、避難指示区域における防護措置は、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所で同様とするが、避難指示解除後における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施することとしている。

本町では、上記の国・県の考え方を踏まえつつ、本町の実情を考慮し、次のように原子力災害対策の重点区域を設定し、防護対策を実施することとした。

- ア 重点区域は、大きく「避難指示が継続している区域」と「避難指示区域でない区域」で構成されるものとする。避難指示が継続している区域については、対策指針に則った防護措置を実施する。
- イ 避難指示区域でない区域については、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所ともに、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）として扱い、PAZ内同等の防護措置を実施する。

原子力災害対策の重点区域と防護措置の方針

	福島第一原子力 発電所	福島第二原子力 発電所
重点区域の区分	避難指示が継続している区域 (対策指針に則った防護措置を実施)	
	避難指示区域でない区域 ＝予防的防護措置を準備する区域 (町内全域PAZ内同等の防護措置を実施)	

なお、今後、廃炉や関連する研究が進み燃料デブリ等の状況や発生しうるリスクが明らかになることや、帰町開始後の地域コミュニティ回復などの状況を勘案して、適宜、原子力災害対策の重点区域を見直すものとする。

【資料編9.（2）原子力災害対策を重点的に充実すべき区域（重点区域図）

（3）原子力災害対策を重点的に充実すべき区域（行政区名）

（4）原子力発電所からの方位別・距離別行政区

（5）発電所からの距離別避難対象人口】

【重点区域の設定で配慮した本町の実情】

- ア 対策指針では、福島第一原子力発電所では住民避難が必要となるような状況は想定し難いとしているが、そうした中で施設敷地緊急事態、全面緊急事態が発生した場合には想定外の状況が発生していることが懸念され、避難が必要になる可能性も高いと考えられる。
- イ 福島第二原子力発電所では炉内に燃料は無く、使用済燃料プールでの保管が長期に続いており、そうした中で施設敷地緊急事態、全面緊急事態が発生した場合には想定外の状況が発生していることが懸念され、避難が必要になる可能性も高いと考えられる。
- ウ 本町は福島第二原子力発電所の立地町であり、福島第一原子力発電所も通常の原子力発電所ではP A Zとなる5 km 圏に近接している。また、町の区域が比較的狭く、P A Z、U P Zなどに区分する必要性が低い。
- エ 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所それぞれについて対応のパターンが異なることは、平常時・災害時共に、町民への説明が複雑になる。
- オ 町民の原子力発電所の事故に対する不安が大きく、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所における事故や異常があった場合、避難を要求する声が高まる可能性が高い。また、多くの自主避難が行われると予想される。
- カ 町民の帰還が始まるものの、災害対応等で重要となる地域コミュニティの回復等には一定の期間を要することから、災害対応に関しては、早めの対応が必要と考えられる。



位置図

第5節 区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設において異常事態が発生した場合には、対策指針に基づくアからエの緊急事態区分に応じて防護措置を実施することとされている。その際に、どの緊急事態区分に該当する状況であるか判断するために原子力施設毎に定められる基準がEALである。

- ア 情報収集事態
- イ 警戒事態
- ウ 施設敷地緊急事態
- エ 全面緊急事態

緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベルを次のとおり設定する。

原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する主な基準

区分	福島第一原子力発電所・ 福島第二原子力発電所共通	福島第一原子力発電所(1, 2, 5, 6号機)、 福島第二原子力発電所(1～ 4号機)	福島第一原子力 発電所(3, 4号 機) ※1
警戒事態	○発電所所在町で震度6弱 以上の地震が発生した場合。 ○福島県において大津波警 報が発表された場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位を 維持できない、または当該貯 水槽の水位を一定時間以上 測定できない場合。	—
施設敷地 緊急事態	敷地境界付近において、5 μ Sv/h 以上(※2)の放射線量を 検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が 照射済燃料集合体の頂部か ら上方2mの水位まで低下 した場合。	—
全面緊急 事態	敷地境界付近において、5 μ Sv/h 以上(※2)の放射線量を 2地点以上または10分間以 上継続して検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が 照射済燃料集合体の頂部の 水位まで低下した場合。	—

※1 福島第一原子力発電所の3, 4号機については、使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料の取り出しが完了しているため、使用済燃料貯蔵槽の水位によるEALの適用が除外されている。

※2 福島第一原子力発電所の場合は、3カ月平均のバックグラウンド+5 μ Sv/h 以上

※3 原子力災害対策指針に記載されている基準を掲載しており、各事業所において個別のEALを設定している。

(参考) 運用上の介入レベル (O I L) の初期設定値

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目処に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目処に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物のスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目処に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、 卵、魚、他	1週間内を目処に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

対策指針では、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとされている。

ただし、本町における防護措置の方針ではP A Z相当の対応として、放射性物質の放出前に避難を行うことを原則としており、避難実施前に放射性物質の放出があった場合には、緊急に屋内退避を行った上で、準備が整い次第、迅速に避難するものとする。

以上の原子力施設の状態に応じた緊急事態の区分と、放射性物質が環境へ放出された場合の基準である運用上の介入レベルから、原子力災害対応全体の概要を示したものが次の表である。

緊急事態区分・緊急時活動区分（EAL）と防護措置

緊急事態区分と 緊急時活動区分（EAL）※		避難指示区域	避難指示区域以外	町の体制
放射性物質放出前	情報収集事態	—	—	特別警戒配備 体制 （1号配備）
	警戒事態	一時立入を中止 一時立入している住民等の 退去準備	施設敷地緊急事態 要避難者の避難準備	非常配備体制 （2号配備）
	施設敷地緊急事態	一時立入している 住民等の退去	施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 住民の避難準備 安定ヨウ素剤の 服用準備	非常配備体制 （3号配備）
	全面緊急事態	—	住民避難の実施 安定ヨウ素剤の 服用	
	放射性物質の放出	—	放出前の避難が実施できなかった場合 屋内退避の実施 住民避難の実施	

※ 防護措置を実施する基準については、第1章第5節第1「原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する主な基準」を参照するものとする。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、富岡町地域防災計画第1編第4節第2に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務又は業務の実施細目を作成しておくものとする。

1 町

事 務 又 は 業 務
1 町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。
3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
6 県の緊急時モニタリング活動の協力に関すること。
7 町民の退避、避難及び立入制限に関すること。
8 原子力災害医療活動に関すること。
9 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
10 飲食物の摂取制限等に関すること。
11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
12 各種制限措置等の解除に関すること。
13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。

2 町教育委員会

事 務 又 は 業 務
1 小・中学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。
2 児童・生徒の安全確保に関すること。
3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。
4 小・中学校への災害情報の伝達、広報に関すること。

3 県（教育庁、警察本部を除く）

事 務 又 は 業 務
1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。
3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
6 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。

事 務 又 は 業 務
7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。
8 町が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。
9 原子力災害医療活動に関すること。
10 飲食物の摂取制限等に関すること。
11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
12 汚染物質の除去等に関すること。
13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。
14 町の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
15 防災関係機関との連絡調整に関すること。

4 双葉警察署

事 務 又 は 業 務
1 情報の収集及び関係機関への連絡並びに町民等への伝達に関すること。
2 避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること。
3 交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。
4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。

5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

事 務 又 は 業 務
1 広報車等による町民に対する広報に関すること。
2 町民の避難等の誘導に関すること。
3 救急、救助活動の実施に関すること。
4 防護対策地区の防火活動に関すること。
5 県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関すること。

6 自衛隊

機 関	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊	1 災害応急救護に関すること。
東北方面総監部	2 空からの緊急時モニタリングに関すること。
海上自衛隊	3 海上における緊急時モニタリングに関すること。
航空自衛隊	4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

7 指定地方行政機関

機 関	事 務 又 は 業 務
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。
	2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。
	3 関係職員の派遣に関すること。
	4 関係機関との連絡調整に関すること。
東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。

機 関	事 務 又 は 業 務
福島財務事務所	2 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。
東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
関東森林管理局	1 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。 2 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。
東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。
東北運輸局 福島運輸支局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
仙台管区气象台 (福島地方气象台)	1 気象、地象、地動、及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
福島海上保安部	1 船舶に対する広報に関すること。 2 海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための支援に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北地方整備局 磐城国道事務所	1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
福島労働局	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関	事 務 又 は 業 務
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 専門機関との連携強化に関すること。 3 専門家の派遣に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 5 避難の際の町民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 6 町民相談窓口の設置等に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	1 関係機関との連携強化に関すること。 2 専門家の派遣に関すること。 3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 4 避難の際の町民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 5 町民相談窓口の設置等に関すること。 6 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)に関すること。
東日本電信電話(株)いわき支店 NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社 KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店	救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 2 原子力防災に関する知識の普及に関すること。
日本通運(株)福島支店 (公社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) (公社)福島県トラック協会 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) 会津乗合自動車(株)	緊急輸送に対する協力に関すること。
東日本高速道路(株) いわき管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 緊急輸送に対する協力に関すること。 3 高速道路の通行確保(緊急交通路指定時を含む)に関する

機 関	事 務 又 は 業 務
	こと。
(一社)福島県医師会 (公社)福島県診療放射線技師会	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

9 東京電力ホールディングス（株）

事 務 又 は 業 務
1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。 2 原子力施設の防災管理に関すること。 3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 4 関係機関に対する情報の提供に関すること。 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。 7 原子力災害医療活動に関すること。 8 町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関	事 務 又 は 業 務
福島さくら農業協同組合	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 農作物災害応急対策の指導に関すること。 〔原子力災害〕 3 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 4 農畜産物の出荷制限に関すること。
漁業協同組合 (相馬双葉漁業協同組合 富熊支所)	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること。 3 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること。 4 漁具及び漁家生活資材の確保、あっせんに関すること。 〔原子力災害〕 5 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 6 水産物の出荷制限に関すること。
富岡町商工会	1 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。 〔原子力災害〕 4 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 5 農畜産物の出荷制限に関すること。
水道用水供給事業者	1 県、町が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関すること。 2 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備に関すること。

機 関	事 務 又 は 業 務
病院等医療施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事。 3 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。 4 災害における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。
その他防災上重要な施設の管理者	前記各項に準じた防災対策の実施に関する事。

第7節 広域的な活動体制

原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施にあたって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が県、町に対して技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は相互に広域的な活動体制の確立に努めるものとする。

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 基本方針

第1 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力施設の運転に際して、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の異常放出により町民に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

また、原子力発電事業に係る業務に従事するものに対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、町との有機的な連携体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

第2 原子力事業者との防災業務計画に関する協議

町は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者が作成または修正しようとする福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、原子力事業者が計画案を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。

また、町は、福島第二原子力発電所以外の原子力施設の原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、本計画と整合性を保つ等の観点から、意見を文書で回答するものとする。

第2節 報告の徴収・立入検査

第1 報告の徴収

町は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、同法の施行に必要な範囲において、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づき原子力事業者が行うこととされている原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認する

ものとする。

なお、県は、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力ホールディングス(株)の取組状況について、関係13市町村と学識経験者で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」を平成24年12月7日に設置し、多角的、継続的に安全監視を行うとともに、県民参加による「廃炉に関する安全確保県民会議」を設置し、廃炉等の取組みが安全かつ着実に進むよう確認等を行っている。

第2 立入検査の実施

福島第二原子力発電所への立入検査を実施する町の職員は、原災法第32条第2項に基づき、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査を行う。

第3節 国との連携

第1 原子力防災専門官との連携

町は、定期的な連絡会議の開催、訓練の実施等により、原子力防災専門官¹、県、周辺町（「広野町、檜葉町、大熊町、双葉町及び浪江町」のことをいう。）、関係機関との連携の強化を図る。

連絡会議においては、原子力発電所の防災体制、町民に対する原子力防災に関する周知、地域ごとの防災訓練等の予防措置、福島県原子力災害対策センター（以下「原子力災害対策センター（オフサイトセンター）」という。）の運用、事故時の連絡体制、防護対策等の緊急時対応措置について協議、検討を行う。

第2 上席放射線防災専門官との連携

町は、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、必要な情報を提供する。

1 原災法第30条に基づき内閣府に設置され、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画作成に係る指導・助言などを行い、緊急事態が発生した際は、初動時において現地事故対策連絡会議の議長として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務に当たることとされている。

第4節 情報の収集・連絡体制及び原子力発電所に関する資料等の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、周辺町、原子力事業者、その他防災関係機関と情報の収集及び連絡を円滑に行うため、情報連絡体制の整備を図るとともに、その充実に努める。

1 通報連絡者名簿等の整備

町は、連絡・指導を行う施設、原子力事業者、防災関係機関等を明確にするとともに、通報連絡を緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

町は、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他防災関係機関等に周知する。

- ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先（電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等）
- ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（連絡順位付き）を含む。）
- エ 防災関係機関等への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星通信等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 情報の収集・連絡を担当する要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡を担当する要員をあらかじめ指定しておくなど、職員の派遣体制の整備を図る。

3 東北地方非常通信協議会との連携

町は、東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。なお、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

4 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、消防無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

5 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保

町は、収集した情報を的確に整理・分析するための人材の育成・確保に努めることとし、情報の正確な伝達のために、情報の受け手となる町民とのリスクコミュニケーションに取り組むものとする。

また、職員に対する放射線関連の資格取得の促進や、研修等への参加の機会を提供するものとする。

2 専門家の活用体制

町は原子力災害に備えるため、独自に継続的に専門家から意見を聴取できる体制構築に取り組むものとする。

3 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について関係機関による利用促進が図られるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努める。

4 防災対策上必要とされる資料

町は、応急対策の的確な実施に資するため、国、県及び原子力事業者と協力して、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部及び原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に適切に備え付ける。

【備え付ける資料】

ア 原子力施設（事業所）に関する資料

ア) 原子力事業者防災業務計画

イ) 原子力事業所の施設の配置図

【資料編9.（7）原子力事業所の施設の配置図】

イ 社会環境に関する資料

ア) 周辺の地図

イ) 周辺地域の人口及び世帯数

（距離・方位別、要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む）

【資料編9.（8）行政区別・年齢別人口】

ウ) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料

(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。)

【資料編9. (9) 道路に関する調べ(国道、県道)

(10) 道路に関する調べ(高速道路)

(11) 道路に関する調べ(町道)

(12) 交通状況(常磐自動車道)】

- エ) コンクリート屋内退避施設、避難所に関する資料及び避難計画(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む)

【資料編9. (13) コンクリート屋内退避施設一覧】

- カ) 周辺地域の公共施設、特殊施設(幼稚園、学校、病院、福祉施設等)に関する資料(位置に関する情報を含む)

- カ) 原子力災害医療施設(初期被ばく医療、二次被ばく医療)に関する資料(位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む)

【資料編9. (14) 原子力災害医療施設】

- キ) 原子力災害対策センター(オフサイトセンター)における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

【資料編1. 条例等(5) 災害時における物資等の供給協力に関する協定】

【資料編9. (15) 機器保守サービス事業者】

- ウ 防護措置の判断に関する資料

- ア) 周辺地域の気象・海象資料(過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等)

【資料編9. (16) 気象観測結果】

- イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取候補地点図

【資料編9. (17) 町内モニタリングポスト設置位置図】

- ウ) 平常時環境放射線モニタリング資料(福島第一原子力発電所事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等)

- エ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料

- カ) 農林水産物の生産及び出荷状況

【資料編9. (18) 農産物の収穫等状況】

- エ 防護資機材等に関する資料

- ア) 防護資機材の備蓄・配備状況

【資料編9. (19) 原子力防災資機材一覧】

- イ) 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制

【資料編9. (20) 車両登録台数一覧】

- ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

【資料編9. (21) 安定ヨウ素剤の配備状況】

- オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ア) 原子力事業者を含む防災関係機関の緊急時対応組織に関する資料(人員、配置、指

揮命令系統、関係者名リストを含む)

- イ) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)
- ロ) 状況確認及び対策指示のための防災関係機関の連絡体制表
- カ 避難に関する資料
- ア) 地区ごとの避難計画(移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの)
- イ) 避難所運用体制(避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)
- キ 災害復旧に関する資料

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3 通信手段・経路の多様化等

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、防災行政無線をはじめとした緊急時の通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟する。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整する。

なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努める。

1 町防災行政無線の整備

町防災行政無線(同報系)において、屋外における聴取困難地域の解消、戸別受信機の整備に努める。特に、海浜等の観光施設への屋外拡声器の設置、公共施設、一般事業所、宿泊施設等への戸別受信機について設置を促進する。

2 専用回線網の活用

県、国及び周辺町との間の通信体制を充実・強化するために設置された、専用回線網の活用を努める。また、原子力災害対策センター(オフサイトセンター)との間の通信連絡のために設置された、専用回線網等の活用を努める。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星通信機器、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努める。

4 災害時優先電話等の活用

町は、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。なお、災害用に配備されている無線電話等の機器については、

その運用方法等の習熟に努める。また、必要に応じて通信事業者に対して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

5 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（代替エネルギーシステムや電動車の活用、補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

6 保守点検の実施

町は、通信設備及び非常用電源設備等について、保守点検を実施するなど適切な管理を行うものとする。

第5節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。

第1 災害対策本部体制等の整備

町の配備体制については、安全確保協定、緊急事態区分及びEALに応じて、次のとおり定める。

配備基準	体制名※	動員配備※	備 考
協定に基づく通報、特定事象未満の事象の連絡	なし	なし	生活環境課における情報収集
情報収集事態	特別警戒配備体制	1号	警戒事態に該当する自然災害が発生した場合は、特別警戒配備体制とする
警戒事態	非常配備体制	2号	
施設敷地緊急事態（10条通報）	非常配備体制	3号	原子力災害対策センター（オフサイトセンター）機能班への職員配置 国の現地事故対策連絡会議への出席
全面緊急事態（緊急事態宣言）			原子力災害合同対策協議会への出席

※体制名、動員配備は一般災害及び震災対策と同一

1 原子力発電所に係る通報連絡に関する協定による通報に対する体制

町は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の不測の事態に備えるため、東京電力ホールディングス(株)と安全確保協定を締結し、不測の事態が発生したときは、第一報が東京電力ホールディングス(株)から直ちに通報連絡されることとなっている。町は、協定に基づく通報を受けた場合、まず、生活環境課が情報収集にあたり、逐次、町長に状況を報告するものとする。

2 特定事象未満の事象に対する体制

県及び警察本部は、特定事象未満の放射性物質(放射線)放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておくものとされている。

町は、県及び警察本部より当該事象の連絡を受けた場合、まず、生活環境課が情報収集にあたり、逐次、町長に状況を報告するものとする。

3 特別警戒配備体制（1号）

町は、情報収集事態の発生を認知した場合、及び警戒事態に該当する自然災害が発生した場合に、特別警戒配備体制を立ち上げる。

4 非常配備体制（2号）

町は、警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星通信等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

5 非常配備体制（3号）

町は、国、県又は原子力事業者から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象発生の連絡・通報を受けた場合、町長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するものとする。そのため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について定めるとともに、事故対策のためのマニュアル等の作成など必要な整備を行っておくものとする。

第2 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における体制

1 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における立ち上げ準備体制

町は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等

を整備する。

2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への派遣手段等を定めておくものとする。

3 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

町は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県とともに原子力災害合同対策協議会を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置することとされている。

このため、町は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

4 機能班への職員配置

原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第3 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を整備する。

第4 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難所や避難退域時検査（住民等が避難区域等から避難した後実施する、住民等（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の問診及び汚染検査、甲状腺検査等のことをいう。以下同じ。）会場等の確保などについて、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るものとする。

また、大規模な災害等による同時被災を避けるため、放射性物質の拡散により町外への避難が必要となる可能性を考慮し、遠方に所在する市町村との応援協定締結に努める。

さらに、町は、原子力事業者との緊急時における協力内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口及び連絡方法を取り決めておくものとする。

第5 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）等の整備

1 施設等の維持管理

国、県、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に応じて、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）及び原子力災害対策センター（オフサイトセンター）が使用できない場合に、これを代替することができる施設（以下、「代替施設」という。）が、複合災害時や過酷事故においても確実に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持、管理を行うものとする。

なお、原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を選定し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）等との確実に連携を図るために必要な機能の整備を行う。

2 代替施設

代替施設は、下記のとおり指定されている。

原子力事業所	原子力災害対策センター （オフサイトセンター）		代替施設	
	名称	場所	名称	住所
福島第一原子力 発電所	福島県南相馬 原子力災害対 策センター	福島県南相馬 市原町区萱浜 字巣掛場 45 番 178	福島県檜葉原 子力災害対策 センター	福島県双葉郡 檜葉町大字山 田岡字仲丸 1 番 77
			福島県環境創 造センター(交 流棟)	福島県田村郡 三春町深作 10 番 2
福島第二原子力 発電所	福島県檜葉原 子力災害対策 センター	福島県双葉郡 檜葉町大字山 田岡字仲丸 1 番 77	福島県南相馬 原子力災害対 策センター	福島県南相馬 市原町区萱浜 字巣掛場 45 番 178
			福島県環境創 造センター(交 流棟)	福島県田村郡 三春町深作 10 番 2

3 防災知識の普及

町は、国、県、関係市町村及び原子力事業者とともに、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第6 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（P A Zを含む地方公共団体及びU P Zを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

町は、県が定める緊急時モニタリング計画の策定に協力するものとする。

第7 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第6節 町民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 広報実施マニュアル等の作成

町は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとし、県の支援を得るなどして広報実施マニュアル等を作成するものとする。

第2 体制及び設備等の整備

町は、的確な情報を常に伝達できるよう、町有施設等への連絡体制及び町防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図る。

【資料編7. 各種資機材等一覧（3）広報設備の整備状況】

第3 町民相談窓口の整備

町は、国、県及び原子力事業者と連携し、町民からの問い合わせに対応する町民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。

第4 要配慮者等への広報体制の整備

町は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第5 多様な広報媒体の活用

町は、以下のような複数の手段を通じて、町民への効果的な情報伝達・広報に努める。

- ア 防災行政無線による放送
- イ NHKデータ放送等の災害時情報共有システム（Lアラート）による放送
- ウ 広報車、消防・消防団、警察等による巡回広報
- エ 緊急通報メール（エリアメール）など、携帯電話等へのメールの配信
- オ SNSへの配信
- カ 町ホームページへの掲載

なお、町は、障がい者や高齢者、外国人等に対する情報提供にも配慮する。

第6 避難指示区域の広報体制

町は、避難指示区域への立入者（災害復旧や除染等の一時滞在者含む）への具体的な広報・情報伝達の仕組みを構築する。

第7 他自治体への避難者への広報

町は、福島第一原子力発電所の事故に伴う他市町村への避難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、避難先市町村との役割分担について明確にしておくものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

町は、原災法第15条に基づく全面緊急事態において、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む）、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。

1 避難計画の考え方

対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には要配慮者の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難指示区域でない区域の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は重点区域外とする。また、地域コ

コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2 広域的な避難のための計画の作成

県は、市町村を越えた広域避難を想定し、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとされている。

- ア 指定避難所の名称、場所、収容可能人数
- イ 避難要請を行う関係市町村の措置
- ウ 県の措置
- エ 避難要請を受けた市町村の措置
- オ 避難者の輸送体制
- カ 市町村を越える広域的な避難経路等
- キ 避難中継所の役割
- ク あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整
- ケ その他広域避難に必要な事項

3 避難計画で定める項目

町は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。

- ア 避難等に関する指標
- イ 避難等の指示の伝達方法
- ウ 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- エ 指定避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- オ 避難中継所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- カ 一時集合場所及び指定避難所への経路及び移動方法
- キ 避難状況の確認体制
- ク 住民輸送に関する事項
- ケ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- コ 指定避難所の管理に関する事項
- サ 要配慮者に対する救援措置に関する事項
- シ 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

第2 一時集合場所の整備等

1 一時集合場所の整備

町は、公共施設等を対象に、一時集合場所をあらかじめ指定するものとする。指定にあたっては、次に掲げる項目に配慮する。

- ア 住民等の一時集合場所については、行政区等を考慮し地区公民館、集会所等を指定するものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。

イ 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとする。

ウ 施設の放射線に対する遮へい効果、駐車スペースの確保、地震・津波等との複合災害時の安全性などを考慮する。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

3 コンクリート屋内退避施設の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

第3 避難行動要支援者に関する措置

町は、在宅の避難行動要支援者（町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

第4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

1 要配慮者避難支援計画等

町は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意した支援体制の整備を図るものとする。

要配慮者については、自然災害対策と同様に、平常時より町内会、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を作成するなどし、要配慮者に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて医療機関や福祉施設等の協力を受けながら、避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

また、避難先施設の調整に際しては、国、県及び受入先市町村等との連携を図りながら、福島第一原子力発電所の事故における対応等も踏まえ、旅館やホテル等の民間宿泊施設も選択肢の一つとするなど、各要配慮者の特性に配慮するよう努めるものとする。

町は、原子力災害に係る個別避難計画を策定するよう努めるものとする。なお、原子力災害と一般災害、それぞれの計画の作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考慮されるものとする。

2 病院・社会福祉施設等入所者

病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建物への避難、屋内退避の検討や施設整備に努めるものとする。

1) 病院等における避難計画

病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、対策指針に基づき、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保及び避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成することとされている。

2) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、対策指針に基づき、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備及び関係機関との連携方策等についての避難計画を作成することとされている。

3 外国人

外国人は、言語や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前に理解可能な方法により、必要な情報を伝達しておくものとする。また、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供を可能とする体制の整備に努めるものとする。

4 妊産婦、乳幼児

妊産婦及び乳幼児は、特に放射線の影響を受けやすいことから、緊急時モニタリングの結果など放射性物質の拡散状況を確実に伝えるなど、情報伝達等の充実を図るものとする。

5 一時滞在者

観光客等の一時滞在者に対しては、集客施設等の協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、警戒事態の段階で早期の帰宅を求めるものとする。また、早期帰宅が困難な場合には、一時集合場所等への避難を促すなど、放射性物質による被ばくを防ぐための避難支援体制・計画を整備するものとする。

第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、多数の園児・児童・生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者

- エ 避難誘導の要領及び措置
- オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- カ 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- キ 避難者の確認方法
- ク 児童・生徒等の保護者等への引渡方法
- ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

第6 不特定多数の者が利用する施設の避難計画

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮したうえで、避難場所、避難経路、避難時期、避難誘導及び指示伝達等の方法について定めるものとする。

第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難指示等を行った場合、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備するものとする。

なお、住民等が指定避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所及び連絡先を連絡するよう住民等に周知するなど、避難状況の確実な把握に努めるものとする。

第8 避難所等・避難方法等の周知

町は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等

町は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

町は、飲食物の摂取制限及び出荷制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制を

あらかじめ定めておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

第1 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は緊急輸送が円滑に行われるよう、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送路の確保体制の充実を図るものとする。

第2 専門家の移送体制の整備

町は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第10節 消防活動及び緊急時医療体制等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

町及び双葉地方広域市町村圏組合消防は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

第2 消火活動用資機材等の整備

町及び双葉地方広域市町村圏組合消防は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。

第3 原子力災害医療活動体制等

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 原子力災害医療設備等の活用

町は、県が整備する原子力災害医療ネットワークや、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品及び医療資機材等の活用に努めるとともに、一般傷病者に対する救急

医療に即応するための医療体制の充実強化に協力するものとする。

第5 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

町は、対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、必要に応じて速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

なお、福島第二原子力発電所においては、冷温停止状況が続いており放射性ヨウ素がほとんど存在しないこと、福島第一原子力発電所についても、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用を必要としていないことを踏まえ、安定ヨウ素剤については、事前配布ではなく、備蓄で対応することとする。

町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておくものとする。

町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

【資料編9．(21) 安定ヨウ素剤の配備状況】

第6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、国及び県の協力のもと、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を備蓄する。

町は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、県及び原子力事業者と密接な情報交換を行う。

【資料編9．(19) 原子力防災資機材一覧】

第7 物資の調達、供給活動

ア 町は、国、県及び原子力事業者との連携のもと、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立のおそれがあるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めるものとする。

イ 町は、国及び県との連携のもと、備蓄拠点を輸送拠点としても指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備するものとする。

第11節 業務継続計画の策定

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の

評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第12節 原子力防災等に関する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

第1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、国、県及び原子力事業者と協力して、災害時における町民の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 原子力施設の概要に関すること。
- ウ 原子力災害とその特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- オ 緊急時に町等が講じる対策の内容に関すること。
- カ 緊急時の情報、指示等の伝達方法に関すること。
- キ 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、避難先避難所、避難路、避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばくモニタリング、避難手段等）
- ク 要配慮者への支援に関すること。
- ケ 緊急時にとるべき行動に関すること。
- コ 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- サ その他必要と認める事項に関すること。

第2 防災教育の充実

町は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第3 要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及・啓発に際し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第4 避難所以外に避難する町民等への周知

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、あらかじめ町民等へ周知するものとする。

第5 災害教訓の伝承

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、過去の原子力災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第6 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県、被災市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第13節 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、緊急事態応急対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること。
- イ 原子力施設の概要に関すること。
- ウ 原子力災害とその特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- オ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- カ 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容。
- キ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ク 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- ケ その他緊急時対応に関すること。

第14節 計画に基づく行動マニュアル等の整備

町及び関係機関等は、本計画に定める応急対策を迅速かつ確実に実施するため、連絡網等の作成をはじめ、対策を実施するための手順等を定めた行動マニュアル等を整備するものとする。

また、訓練等の実施により明らかとなった課題を修正するとともに、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。

第15節 原子力防災に関する訓練

第1 訓練の実施

町は、国、県及び原子力事業者等と連携し、次に掲げる防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ア 原子力災害対策本部及び現地対策本部等の設置・運営訓練
- イ 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への参集、立ち上げ及び運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 住民に対する情報伝達訓練
- キ 住民避難訓練
- ク 広報訓練
- ケ 通行規制、立入制限訓練
- コ ア～ケの要素を組み合わせた訓練

第2 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練の実施に当たり、国（原子力規制委員会）、県及び原子力事業者等の協力を得て、現場の判断力向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知する。

さらに、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

第3 総合的な防災訓練への参加

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に参加するものとする。

なお、県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と福島地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これを共有するものとされている。また、訓練に参加した各機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとされている。

第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- ア 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- イ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- ウ 事故の通報を受けた福島海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- エ 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第17節 特定事象未満の事象に対する体制の整備

町は原災法第10条に定める特定事象未満(5マイクロシーベルト/時未満)の放射能(放射線)放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備し、マニュアル等に定めておくものとする。

- ア 平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制
- イ 関係課における連絡体制
- ウ 国、県との連絡体制
- エ 原子力事業者との連絡体制
- オ 関係市町村、関係機関との連絡体制
- カ 町が実施すべき対応の整理
- キ 広報すべき内容の整理
- ク 住民等に対する健康相談等の実施
- ケ 農畜水産物等の風評被害対策
- コ その他必要な事項

第18節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備

県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、原子力災害に関する情報収集と町、関係機関への情報提供を行うものとされている。

町は、県と連携し他道府県からの避難者の受け入れの体制について整備しておくものとする。

第19節 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染等に関する資料の収集・整備等に努めるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。なお、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 情報収集事態が発生した場合（特別警戒配備体制）

町は、情報収集事態の発生（立地町において震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合）を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、本計画に定める指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、町消防団等に連絡するものとする。

なお、指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整を図るものとする。

第2 警戒事態が発生した場合（非常配備体制）

1 警戒事態に該当する自然災害が発生した場合

町は、連絡体制の確立等必要な体制をとること。

2 警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等の発生を認知した場合

町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、本計画に定める指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、町消防団等に連絡するものとする。

第3 施設敷地緊急事態が発生した場合（非常配備体制）

原子力施設において、原災法第10条に定める特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うこととされている。

1 通報連絡系統

通報連絡系統図は、発電所ごとに福島第一原子力発電所・第二原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図のとおりとする。

2 原子力事業者からの通報連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象発見又は発見の通報を受けた場合、直ちに、所定の通報連絡系統により、国、県、重点区域内の関係市町村、警察、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にFAXで送付し、電話でその着信を確認する。なお、町から、通報を受けた事象に関して発電所へ問い合わせる際には、簡潔、明瞭に行うよう努める。

通報様式は、原災法に定める様式とする。

- ア 特定事象発生の時刻
- イ 特定事象発生の場所
- ウ 特定事象の種類
- エ 想定される原因
- オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況
- カ その他特定事象の把握に参考となる情報

さらに、第2報以降についても、原子力事業者は、上記に準じ定期的にまたは事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努める。なお、町が災害対策本部を設置した後は、県災害対策本部にも連絡する。

3 国からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

4 原子力防災専門官からの連絡

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認する。このうち、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び関係地方公共団体に連絡する。

また、原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町

村、原子力事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行う。

5 県からの通報連絡

県は、原子力施設からの施設敷地緊急事態の通報及び国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）からの連絡、その他必要と思われる事項について、町に連絡する。

また、県は、原子力施設からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値（ $5 \mu\text{Sv/h}$ ）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。

ただし、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3ヶ月平均）＋ $5 \mu\text{Sv/h}$ 検出時とする。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県、関係市町村に連絡する。

6 町の連絡

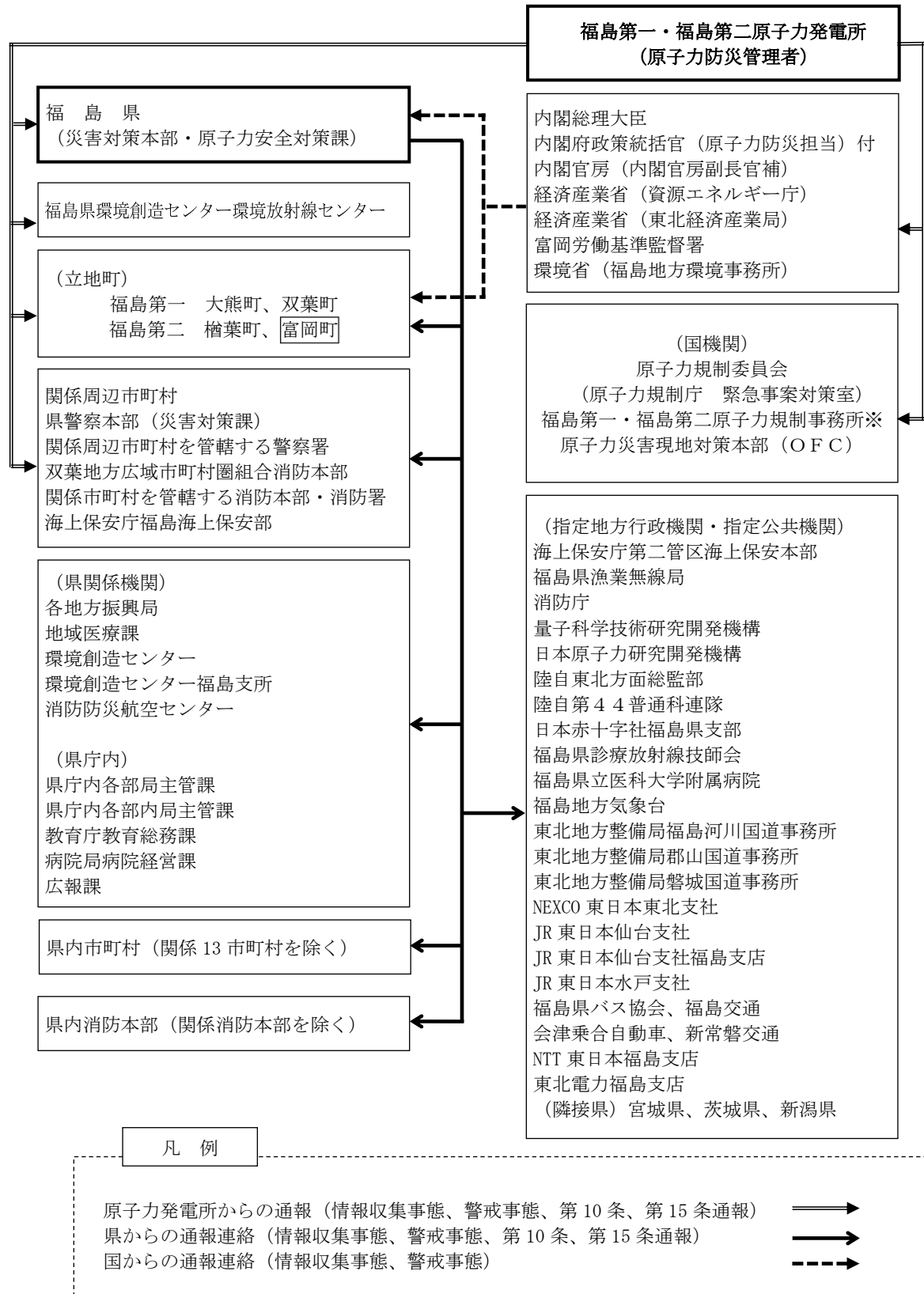
町は、原子力施設からの施設敷地緊急事態の通報、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに、本計画に定める指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、町消防団等に連絡を行う。

町は、非常配備体制を確立するとともに、各種情報、応急対策活動の状況等を国、県、防災関係機関に随時連絡し、連携を密にする。

7 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡

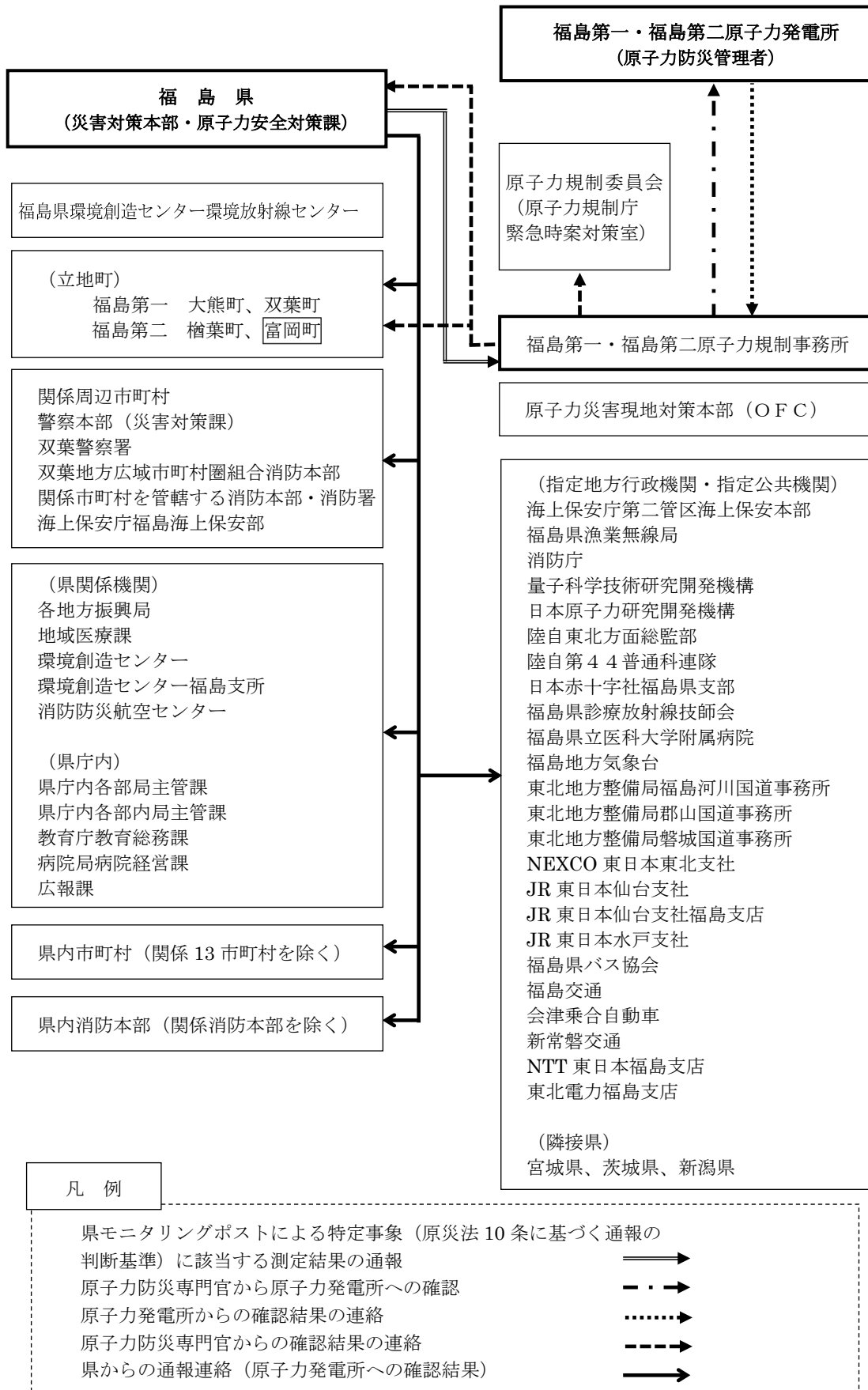
双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、原子力施設からの施設敷地緊急事態の通報、県または町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署に対し連絡を行う。

福島第一原子力発電所・第二原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図
通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

通報連絡系統図（県モニタリングポストにより $5\mu\text{Sv/h}$ を観測した場合）



第4 全面緊急事態における連絡等

原子力施設において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により連絡を行うものとする。

1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をFAXで送付する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。

さらに、原子力事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的にまたは事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告する。

2 国からの連絡

原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。なお、町は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策の活動状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

3 県からの連絡

県は、原子力施設からの全面緊急事態発生の通報、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時放射線モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、所定の通報連絡系統により関係市町村及び関係機関に直ちに連絡する。

4 町の連絡

町は、原子力施設からの全面緊急事態発生の通報、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに、本計画に定める指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、町消防団等に連絡を行う。

5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、発電所からの全面緊急事態発生の通報、県又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行う。

第5 一般電話回線が使用できない場合の対処

町は、地震や津波等の影響に伴い、一般電話回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

原子力施設は、衛星通信等を携帯した連絡員を町に派遣するものとする。

第6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 原子力災害対策のための体制

1 警戒体制

町は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた体制をとるものとする。

2 情報の収集

町は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

3 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への職員派遣

町は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に機能班を立ち上げるため、職員を派遣するものとする。

4 現地事故対策連絡会議への参加

原子力災害対策センター（オフサイトセンター）にて現地事故対策連絡会議が開催される場合、上記職員を参加させるものとする。

5 国等との情報の共有等

町は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣した職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

6 情報収集事態・警戒事態における職員の動員配備

町は、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるための、配備の体制をとる。配備の種別、時期、内容等の基準は、次のとおりとする。

警戒体制の職員動員・配備

配備基準	種別	配備内容
情報収集事態	特別警戒配備体制 （1号配備）	課長等、班長及び全職員の3分の1
警戒事態	非常配備体制 （2号配備）	全職員

7 所掌事務

情報収集事態、警戒体制の所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 原子力施設の事故等に関する情報の収集及び関係部局、防災関係機関への情報提供
- イ 国、県及び関係機関との緊密な情報交換
- ウ 災害対策本部の立ち上げ準備
- エ その他必要な事務

8 体制の解除

体制の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

（基準の例）

- ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

第2 災害対策本部の設置等

1 町災害対策本部の設置

町長は、原子力施設に事故が発生し、以下に示す配備基準に該当する場合には、町災害対策本部を設置する。

なお、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言前に町長が必要と認め、災害対策本部

を設置する場合には県に連絡する。

2 職員の動員配備

町長（災害対策本部長（以下、「本部長」という。））は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。配備の種別、時期、内容等の基準は、次のとおりとする。

災害対策本部設置の職員動員・配備

種別	配備基準	配備内容
非常配備体制 （3号配備）	1 国、県又は原子力事業者から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の連絡・通報を受けた場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 3 原子力災害が広域に及ぶことが予想されたときで、本部長（町長）が当該配備を指令したとき 4 その他必要により、本部長（町長）が当該配備を指令したとき	全職員

3 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- 国の原子力緊急事態の解除宣言後、県の原子力災害対策本部長（知事）が、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるとき。

第3 災害対策本部における活動

本部長は、県と相互に連携しながら、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行う。また、内閣総理大臣により原子力緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施する。なお、住民避難等の応急対策の実施のための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、県に対して助言及び支援を求めることができる。

本部長は、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、町及び県の対応状況等について、町民や関係機関に対する広報や連絡を定期的実施することにより、住民不安の解消に努める。

1 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は以下のとおりとする。

- ア 災害対策の総括に関すること。
- イ 組織、派遣要員に関すること。
- ウ 災害情報の収集に関すること。

- エ 応急対策の決定、実施に関すること。
- オ 応急対策の実施状況についての情報の収集に関すること。
- カ 町有施設に対する連絡に関すること。
- キ 避難、屋内退避に関すること。
- ク 立入制限に関すること。
- ケ 飲食物の摂取制限に関すること。
- コ 水道の給水制限に関すること。
- サ 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。
- シ 農林水産物の出荷制限に関すること。
- ス 道路施設の確保に関すること。
- セ 教育施設との連絡に関すること。
- ソ 他市町村、防災関係機関との連絡調整に関すること。
- タ 「各班の事務分掌」に定めること。
- チ その他本部長が指示する事項に関すること。

2 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌

1) 災害対策本部組織

地域防災計画(一般災害対策編)第2章第1節に定める「富岡町災害対策本部組織編成表」とする。

2) 災害対策本部事務局組織及び事務分掌

地域防災計画(一般災害対策編)第2章第1節に定める組織編成及び事務分掌とする。

3) 組織編成の変更

大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成を変更することができる。

4) 災害対策本部員会議

災害対策本部設置期間中に、被害状況及び応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。

なお、本部員会議には、本部長の要請により国及び県、関係機関の代表(自衛隊、応援都道府県、医療関係者、物資関係者等)をオブザーバーとして参加させ、意見を聴くことができる。

第4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動

町は、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により原子力災害合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、国、県、関係市町村、原子力事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、緊急時医療活

動等の応急対策活動を行う。

1 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）機能班・現地事故対策連絡会議への職員派遣等

町は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官及び原子力事業者等と連携を図りつつ、事故の状況把握に努めるとともに、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）機能班に職員を派遣するものとする。また、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）にて開催する現地事故対策連絡会議及び機能班に派遣した職員を出席させるものとする。

原子力災害対策センター（オフサイトセンター）機能班・現地事故対策連絡会議へ出席する職員

（本部長が指名する者）

ア 福島第一原子力発電所で事故が発生した場合：

派遣先：南相馬原子力災害対策センター 住民安全班 1 名

イ 福島第二原子力発電所で事故が発生した場合：

派遣先：楢葉原子力災害対策センター

派遣職員：総括班、放射線班、医療班、住民安全班、広報班、

運営支援班、実動対処班 各 1 名

及び課長クラス職員（住民安全班） 1 名

町は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、市町村、原子力事業者等との連絡・調整、情報の共有を行う。

2 原子力災害合同対策協議会への出席

町は、原子力緊急事態宣言の発出等により、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議する。

原子力災害合同対策協議会に出席する職員

副本部長（及びその随行者）

町は、原子力災害合同対策協議会に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、市町村、原子力事業者等との連絡・調整、情報の共有を行う。

3 現地対策本部の代替施設への移転

原則として、次に掲げる事項に該当する場合には、代替施設（第2章原子力災害事前対策第6節第5 2参照）への移転を行うこととされている。

ア 大地震や大津波の発生、近隣火災による類焼等により、原子力災害対策センター

- (オフサイトセンター) 内の設備・資機材に深刻な損傷が発生し、若しくは原子力災害対策センター(オフサイトセンター)の立地場所が避難区域に指定されるなど使用不能な状態に至った場合、又は使用不能な状態に至る蓋然性が高い場合
- イ その他、原子力災害対策センター(オフサイトセンター)における活動に著しい支障が発生した場合

第5 専門家の派遣要請

町は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために、原災法10条第2項の規定による専門的知識を有する職員の派遣を要請する(派遣手続きは原災法施行令第5条による)。

第6 応援要請及び職員の派遣要請等

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。なお、広域応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ア 協定名 | 災害時における相互応援協定 |
| イ 協定日 | 平成11年3月25日 |
| ウ 協定市町村 | いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村 |

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

1 職員の派遣要請等

1) 指定地方行政機関・指定地方行政機関の職員の派遣要請

町は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認める場合、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。また、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2) 指定行政機関・指定地方行政機関に対する援助要請

町は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認める場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第7 自衛隊の派遣要請等

本部長(町長)は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、本部長(町長)は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに、知事に対し撤収要請を要求するものとする。

第8 防災業務関係者の安全確保

町は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保については、次によ

り実施するものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

二次災害発生を防止するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は、次のとおりである。ただし、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、町は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮する。

区分	線量の上限
被ばくの可能性がある環境下で活動する場合	実効線量：5年間に付き 100mSv かつ 1年間に付き 50mSv
	等価線量 眼の水晶体：5年間に付き 100mSv かつ 1年間に付き 50mSv 皮膚：1年間に付き 500mSv
	女性（妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠と診断された者を除く） 実効線量：3月間に付き 5mSv
妊娠と診断された女性（妊娠と診断されたときから出産までの間）	内部被ばくによる実効線量：1mSv 腹部表面に受ける等価線量：2mSv
緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性	実効線量：100mSv
	等価線量 目の水晶体：300mSv 皮膚：1Sv

2 防護対策

本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- ア 防災業務関係者の放射線防護については、緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- イ 町は、県と連携し又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- ウ 本部長（町長）は、必要に応じて、県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

4 安全対策

町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保する。防護資機材が不足する場合は、関係機関に対し、原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

第9 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

原子力被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、町及び県、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。

- ア 避難指示区域等の設定・見直し
- イ 原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等）
- ウ 原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染（規制庁、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）
- エ 緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限（厚生労働省、農林水産省等）
- オ 放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）
- カ 原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）
- キ 原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、規制庁、厚生労働省）

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

第1 速やかな住民避難のための準備

町は、対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施する

ものとする。

- ア 町は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。
- イ 国及び県と連携を密に図りながら、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難道路、避難先及び受入れの調整の検討を開始するとともに、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保及び広報車等の準備等を行うものとする。

第2 避難指示区域への対応、屋内退避及び避難の決定、実施

1 警戒事態発生時

- ア 避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。
- イ 避難指示区域でない区域における施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行う。

2 施設敷地緊急事態発生時

- ア 避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始する。
- イ 国若しくは県の要請又は独自の判断により、避難指示区域でない区域における避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行う。
- ウ 国若しくは県の要請又は独自の判断により、避難指示区域でない区域における施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行う。

3 全面緊急事態発出時

町は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合、及び本部長（町長）により独自に必要と判断した場合、避難指示区域でない区域の避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

4 放射性物質放出後

本町における防護措置の方針ではP A Z相当の対応として、放射性物質の放出前に避難を行うことを原則としているが、万が一、避難実施前に放射性物質の放出があった場合には、緊急に屋内退避を行った上で、準備が整い次第、避難するものとする。

第3 屋内退避又は避難の方法

1 屋内退避

屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。緊急措置として屋内退避が

必要となった場合、本部長（町長）は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、町が設定した近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の指定避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を町内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、町及び県は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。

2 避難

本部長（町長）は、内閣総理大臣から避難の指示を受けた場合、又は自らが避難を必要と判断した場合は、避難所、携帯品等の留意事項を含め、住民等に対して避難のための立退きの指示等を行うものとする。

なお、病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、本部長（町長）は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建物への避難を指示するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

1) 避難手段

- ア 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。
- イ 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。
- ウ 自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した一時集合場所からバス等により避難する。
- エ バスによる避難については、町が所有及び調達可能なバスだけでは不足する場合、県は(公社)福島県バス協会と締結している協定に基づき、一時集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。また、県は、他県のバス協会にも協力を求め、必要な体制を整えておくものとする。

なお、バスによる避難にあたっては、原則として県または町職員等が同乗するものとする。

オ 鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道(株)等の鉄道事業者の協力を得て積極的に活用するものとする。

カ バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

2) 一時集合場所への集合

自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した一時集合場所からバス等により避難する。一時集合場所に自力で集合することが困難な住民等に対しては、町職員のほか消防署員、消防団員及び警察官の協力のもと、救援活動を実施するものとする。

3) 避難誘導の実施

住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に対し一時集合場所や避難先避難所、避難退域時検査の場所、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

4) 避難状況の確認

町は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとし、避難もれ等のないよう配慮する。

避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部及び県に対しても情報提供するものとする。

5) ペットの同行避難

町は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

3 広域避難に係る調整

町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県広域避難計画に基づき、県が受け入れ先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請することとされている。この場合、県から要請を受けた受け入れ先の市町村は、町と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な避難所を開設するものとされている。

町は原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として派遣・配置し、受け入れ先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

また、本部長は、避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要が生じた場合には、速やかな避難ができるよう必要な調整を行うよう県に要請するとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

4 その他

町及び県は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

第4 安定ヨウ素剤の服用

1 安定ヨウ素剤の服用準備

町は、施設敷地緊急事態の通報がなされた場合、備蓄している安定ヨウ素剤を町民等に配布する。

安定ヨウ素剤の服用の方法は、対策指針によるものとし、安定ヨウ素剤の服用について、服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

2 安定ヨウ素剤の服用指示

町は、国や県の指示があった場合、または独自の判断により、町民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。

第5 一時集合場所及び避難所の設置

1 一時集合場所及び避難所の周知

町は、県と連携し、緊急時に一時集合場所や広域避難先の避難所、避難退域時検査場を開設した場合は、住民等への周知徹底を図るものとする。

2 避難所の開設、運営

町は、受け入れ先の市町村と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な避難所の開設を要請する。なお、原則として町は、避難所を維持、管理するための責任者として職員を配置し、受入先の市町村職員、県の派遣する職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

3 避難者の情報把握

町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等へ報告するものとする。

また、区長、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力のもと、要配慮者等の居場所の把握や安否確認に努

めるものとする。

4 避難所の生活環境把握等

町は、県の協力のもと、食事供与の状況やトイレの設置状況等を把握し、必要な対策を講じるなど避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう努めるものとする。また、衛生状態の確認のため、必要に応じて、保健所職員による巡回指導等を行うものとする。さらに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保及び配食等の状況を把握し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

なお、ペットを連れて避難するケースも増えていることから、そのためのスペース確保にも配慮するものとする。

5 避難所の衛生状態の保持

町は、県の協力のもと、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるなど、衛生状態の保持に努めるものとする。

6 避難者の健康状況の把握等

町は、県の協力のもと、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、被災者の理解に努めるものとする。

7 女性や子育て家庭のニーズへの配慮

町は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

8 二次避難所への移動

災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化が見込まれる場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を鑑み、必要に応じて、町は、県の協力のもと、二次避難

所として旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

9 避難所の早期解消

町は、国及び県と連携を図りながら、災害の規模等を勘案し、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

第6 避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

第7 要配慮者への配慮

1 避難誘導及び避難所での配慮

町は、国、県及び関係機関と連携し、避難誘導及び避難所での生活において、要配慮者や一時滞在者等の健康状態を悪化させることのないよう、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、更には、応急仮設住宅への優先的入居などに努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

特に、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、必要に応じ医療機関への搬送または医療活動の出来る避難所、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を段階的に実施するものとする。

2 医療機関の対応

病院等医療機関の管理者は、施設敷地緊急事態が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

3 社会福祉施設の対応

社会福祉施設の管理者は、施設敷地緊急事態が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設の管理者は、児童・生徒等の在校時に施設敷地緊急事態が発生し、避難指示等が発せられた場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町又は県に対し速やかにその旨を連絡する。

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

集客施設等の管理者は、施設敷地緊急事態が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、来場者等を避難させる。

第10 警戒区域の設定、避難指示等の実効性を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難指示等の対象区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要に応じ外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定もしくは避難指示等の実効性を上げるために必要な措置がとれるよう、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第11 飲食物、生活必需品等の供給

町及び県（災害対策本部物資班）は、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品や、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、冷暖房器具、燃料を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第5節 犯罪の予防等社会秩序の維持

町は、警察の協力を得て、避難指示区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安確保、交通秩序の維持等に努めるものとする。

また、福島海上保安部は、警戒区域及びその周辺において、警備を実施し犯罪の予防、不法行為の取締まり等、治安を確保することとされている。

特に、避難のための立ち退きの指示等を行った区域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定

を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。町は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、国及び県と協力して飲食物の検査を実施するものとする。

町は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

町は、対策指針に基づくOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限又は制限解除等に関する広報・周知に努めるものとする。

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示した時は、県及び防災関係機関等と協力し、飲食物の供給活動を実施する。

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※2	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※3	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、OILの初期設定値は改定される。

※2 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※3 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第7節 原子力災害医療活動

第1 医療活動等の実施

町は、一般傷病者に対する医療に対処するため、町内の医療機関の協力を得て、医療活動を実施するものとする。

町は、県の保健医療福祉調整本部が住民に対して行う緊急時医療活動に協力して、健康に不安

を持つ住民に対して健康相談等を実施するものとする。

第2 安定ヨウ素剤の服用

1 服用のための準備

町は、県と連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。

2 服用の指示

町は、県と連携し、住民等の放射線防護のため、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部より安定ヨウ素剤の服用の時機について指示があった場合、県知事の判断又は独自の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

安定ヨウ素剤の服用の方法は、指針によるものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。

第3 メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、町は、国、県、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

第8節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送を円滑に実施するため、必要に応じて次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、原子力災害合同対策協議会のメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- エ 原子力災害合同対策協議会のメンバー（国の現地対策本部長及び県の現地本部長、関係市町村の災害対策本部長等）、災害応急対策要員（現地本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑な緊急輸送を実施する。

町は、人員、車両等の調達に関して、指定地方公共機関のほか、県を通じて輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じて、県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

前項によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において支援を要請するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

町は、原子力災害合同対策協議会において、交通規制に当たる県警察や他の道路管理者と密接な連絡を図り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置を講じるものとする。

第9節 救助・救急、消火及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

町は、救助・救急及び消火活動を円滑に行うため、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する。資機材の確保にあたっては、必要に応じて、県、原子力事業者、その他の民間事業者等の協力を要請する。

町は、災害の状況等により応援が必要と認められる場合、県を通じて、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを

原則とする。

町は、災害の状況から町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 町への進入経路及び集結（待機）場所

第2 医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理及び除染等、原子力災害医療活動に協力するものとする。

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 住民等への情報伝達活動

放射性物質及び放射線は五感に感じられないため、原子力災害が発生した場合、町民への心理的動揺、混乱は大きなものとなることが予想される。そのため、町は、的確な情報提供、広報を迅速に行い、混乱の防止に努める。

1 指示の伝達と広報

町は、国及び県と連携し、町民に対して、次により指示の伝達と広報を行う。

- ア 防災行政無線、サイレン、半鐘等により緊急事態の発生を町民に周知させるとともに、テレビ、ラジオ及び新聞等から必要な情報を得るよう指示する。
- イ 広報車、消防団員等の巡回を行い、民心の安定に努め、必要な指示を伝達する。
- ウ 広報にあたっては、要配慮者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルート of 事前確認を行うとともに、防災行政無線、FAX、インターネット等の複合的な伝達手段の活用に努めるものとする。

2 広報の一元化

町は、町民への情報提供にあたり、国や県と連携した的確な広報の一元化を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について広報責任者を定める。なお、原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策合同協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等は原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において行う。

3 広報の内容

広報にあたっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現

を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的な広報に努める。また、避難、屋内退避等の指示の伝達については、町民が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行う。

なお、この際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人その他の要配慮者に配慮した伝達を行う。

4 関係機関との連携

町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、国及び県等と連携して、町民に対する情報の公表、広報活動を行う。

また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、東日本旅客鉄道(株)、バス会社、タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保する。

5 情報伝達の手段

情報伝達にあたっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、FAX、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

第2 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報

相馬双葉漁業協同組合は、県（現地本部）の指示のもと、漁業無線等により、周辺地域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を呼びかける。

福島海上保安部は、周辺地域の船舶等に対し、必要な情報を提供するとともに、安全な海域へ避難するよう指示する。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

1 窓口の設置

町は、国、県、原子力事業者と連携し、必要に応じて、町民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を配置し、人員の配置等体制を確立する。なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等により、速やかに町民に周知する。

2 安否情報照会への対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係

周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。安否情報照会に必要な要件等は次のとおりである。

安否情報照会に必要な要件	ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項 イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 ウ 照会をする理由 エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出
提供する安否情報	ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先 イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況 ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

第11節 自発的支援の受入れ等

町は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応するものとする。

第1 ボランティアの受入れ

町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの支援物資、義援金の受入れ

1 支援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、企業等からの支援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災

害対策本部及び報道機関を通じて公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の都道府県は必要に応じ支援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。企業等は、支援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第12節 行政機関

町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力事業者並びに原子力事業者から運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及び専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することになる。

また、事故の通報を受けた町及び県は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第3節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第2 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 心身の健康相談体制の整備

第1 健康調査

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び県と連携し、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民に対し、健康調査を実施し、町民の健康維持を図るものとする。

第2 相談窓口

町は、国及び県と連携し、原子力発電所の周辺地域の住民に対する心身の健康に関する相談に応じるための窓口を設置するものとする。

第5節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

第1 損害調査の実施

町は、医療措置及び損害賠償の請求等に対応するため、次に掲げる事項に起因して町民が受けた損害を調査する。

- ア 屋内退避、避難の措置
- イ 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置
- ウ 立入制限措置
- エ 農耕制限措置
- オ 漁獲制限措置
- カ その他町長が指示した事項

第2 災害地域住民の登録

町は、医療措置及び損害賠償の請求に対応するため、屋内退避等の各種措置をとった町民の状況等を記録し、原子力災害時にその地区に所在した旨の証明をする被災地住民登録票を発行するものとする。

また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第3 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者等の生活再建への支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第2 相談窓口の設置等

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。町の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第3 生活再建の推進

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 適正な流通の促進

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第8節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第9節 災害対策本部の解散

町は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を解散するとともに、これを県に報告するものとする。